令和3年 第3回定例会

青木村議会会議録

令和3年9月8日 開会 令和3年9月22日 閉会

青木村議会

令和3年第3回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月8日)

○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名2
○事務局職員出席者
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
○議事録署名議員の指名
〇会期決定
○村長挨拶
○報告第1号及び報告第2号の上程、説明・・・・・・・・・・・9
○議案第1号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
○議案第 2 号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 3
○議案第3号の上程、説明36
○議案第4号の上程、説明37
○議案第5号の上程、説明40
○議案第6号の上程、説明42
○議案第7号の上程、説明45
○社会福祉協議会会計決算の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 9
○議案第8号の上程、説明
○議案第9号の上程、説明
○議案第10号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議案第11号の上程、説明
○議案第12号の上程、説明
○議案第13号の上程、説明
○議案第14号の上程、説明
○議案第15号の上程、説明

○議案第16号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○発議第1号の上程、説明6	0
○陳情第1号の上程、説明6	1
○陳情第 2 号の上程、説明	2
○社会福祉協議会会計補正予算の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 2 号 (9月10日)	
○議事日程	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名6	7
○事務局職員出席者	8
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
松 澤 正 登 君7	0
平 林 幸 一 君	6
塩 澤 敏 樹 君8	3
松 本 淳 英 君9	3
坂 井 弘 君	6
居 鶴 貞 美 君	0
宮 入 隆 通 君	0
○総括質疑	7
○委員会付託	8
○散会の宣告····································	9
第 3 号 (9月22日)	
○議事日程	1
○出席議員	2

○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名152
○事務局職員出席者
○開議の宣告····································
○議事日程の報告
○委員長審査報告
○報告第1号の質疑
○報告第2号の質疑1 5 7
○議案第1号の質疑、討論、採決 1 5 7
○議案第2号の質疑、討論、採決160
○議案第3号の質疑、討論、採決160
○議案第4号の質疑、討論、採決1 6 1
○議案第 5 号の質疑、討論、採決 1 6 2
○議案第6号の質疑、討論、採決162
○議案第7号の質疑、討論、採決163
○議案第8号の質疑、討論、採決1 6 4
○議案第9号の質疑、討論、採決1 6 6
○議案第10号の質疑、討論、採決1 6 6
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決167
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決168
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決170
○議案第14号の質疑、討論、採決 1 7 1
○議案第15号の質疑、討論、採決178
○議案第16号の質疑、討論、採決179
○発議第1号の質疑、討論、採決 1 7 9
○陳情第1号の質疑、討論、採決181
○陳情第2号の質疑、討論、採決182
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○署名議員

令和3年9月8日(水曜日)

(第1号)

令和3年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年9月8日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 令和2年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 令和2年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 令和2年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 6号 令和2年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定に ついて
- 日程第12 議案第 8号 押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例 について
- 日程第13 議案第 9号 青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例 に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 監査委員の選任について
- 日程第16 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第17 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第14号 令和3年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第15号 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第20 議案第16号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第21 発議第 1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め

る意見書について

日程第22 陳情第 1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情について

日程第23 陳情第 2号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方 針決定の撤回を求める陳情について

日程第24 一般質問

出席議員(10名)

1番 本 淳 英 君 2番 塩 澤 敏 樹 君 松 林 3番 平 幸一 君 4番 宮 入 隆 通 君 5番 坂 井 弘 君 6番 松 澤 正 登 君 7番 金 井 とも子 君 8番 宮 下 壽 章 君 沓 掛 計 三 君 居 鶴 9番 10番 貞 美 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 北 村 政 夫 君 教 育 長 明 沓 掛 英 君 事 兼光 参 工観住課 男 総務企画課長 片 田 幸 君 商 花 見 陽 君 長 会計管理者兼 税務会計課長 兼 防 災 危 機 管 理 監 住民福祉課長 小根沢 行 君 多 田 治 由 君 義 建設農林課長 稲垣 和 美 君 保育園長 成沢 亮 子 君 総務企画課課長補佐兼 小 林 宏 記君 代表監査委員 内 藤 瞖 君 総務係長

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長(金井とも子君) 定刻になりましたので、ただいまから令和3年第3回青木村議会定 例会を開催します。

今定例会開催に当たり、お願いを申し上げます。新型コロナ感染症の感染防止の観点から、 6月定例議会同様に、換気のためドアの常時開放、マスク着用、皆さんの座席の間隔を空け、 職員も最少人数の出席として行います。

10日の一般質問につきましては、特に時間短縮、傍聴制限はいたしませんが、質問・答弁とも簡潔明瞭に行い、円滑な進行に努めていただきますようお願いいたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長(金井とも子君) 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により3番、平林幸一議員、8番、宮下壽章議員を指名します。

◎会期決定

○議長(金井とも子君) 日程第2、会期決定について議題にします。

お諮りします。

去る9月1日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日8日から24日までの17 日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(金井とも子君) 異議なしと認めます。

よって、会期は9月24日までの17日間と決定しました。

日程について、事務局より日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日8日は開会、議案説明のみで散会といたします。9日木曜日は議案審査のため休会、

10日金曜日は一般質問と令和2年度一般会計及び特別会計、企業会計の決算についての総括質疑、委員会付託を行います。11日と12日は休日のため休会、13日は議案審査のため休会、14日火曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、15日水曜日は社会文教委員会の委員会審議、16日、17日は議案審査のため休会、18日から20日は休日のため休会、21日は議案審査のため休会、22日水曜日は委員長報告、審議・採決、23日は休日のため休会、24日金曜日、審議・採決の日程といたします。

◎村長挨拶

- O議長(金井とも子君) ここで村長より挨拶があります。 村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 皆さん、おはようございます

本日、令和3年第3回の青木村議会9月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様 に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今、世界は、1年余もの間、未曽有の緊急事態にさらされておりまして、いまだ衰えぬ新型コロナウイルス感染症の拡大は、青木村に住む私たちの経済や生活にも大きな影響を及ぼしております。有効性や安全性が確立した治療法などの開発は、まだ見通しが立っておりません。国民の命を守るため奮闘いただいております医療従事者などの皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。

感染力が強いデルタ株が猛威を振るいまして、8月に入り全国の1日当たりの感染者数は連日2万人を超え、重症者数も最多を更新するなど、災害時の状況とも言える局面が継続し、 政府は緊急事態宣言の対象地域を8月25日、13から21の都道府県へと拡大いたしました。

コロナ禍に配慮した議会運営という、ただいま議長さんからの御要請もありましたので、 括弧の中は後ほど御覧いただきたく思います。

5 行飛びます。

コロナ患者急増の中で、菅義偉首相は9月3日、急遽退陣を表明いたしました。次の日本のリーダーには政治への信頼回復を図るとともに、コロナ克服のため強力な体制の早急な構築を切望いたします。

村内のコロナワクチンの接種状況につきましては、9月6日現在、15歳以上の方にワクチ

ン接種券を発送いたしまして、現在は青木診療所で接種業務を行っております。1回目の接種が済んだ方は、接種対象年齢12歳以上のうち81.2%となっております。引き続き12歳以上の接種に向け、努めてまいります。

村民の皆さんには、これまでどおり3密を避けるなど基本的な感染防止対策と徹底を行っていただくとともに、体調に異変を感じましたら、通勤・通学などを控え、速やかに医療機関に相談していただくようお願いしているところでございます。

コロナ禍で、例年にぎわいを見せる夏まつりや産業祭、村民体育祭など、今年度も多くの 行事、大会の開催が中止を余儀なくされ、そのような中で村民の皆さんが元気をなくしてし まうことが心配でございますが、力を合わせてこの困難を克服してまいりたいと思います。

次に、令和3年度新型コロナウイルス対策に係る事業の進捗状況について御報告を申し上 げます。

総事業費約1億500万円で、今回の補正予算をお願いしております2事業を加えまして、 全18事業に及ぶ事業に取り組んでおります。

子育て教育福祉関係では、6事業の5,060万円で実施しております。

また、商工業、農業、地域経済対策関係では、4事業3,018万円で行っております。

生活環境、交通政策、新型コロナワクチン接種の円滑な実施に対しまして、6事業で 2,422万円で事業を行っております。

村の新型コロナ対策は、支援が必要な方に対しまして、「速やかに・平等に・きめ細かに」 を取組の基本的な考えといたしまして、国・県の支援では行き届いていない部分を補う形で、 村単独事業での取組も展開しているところでございます。

平年より3日、昨年よりも16日早く、7月16日に梅雨が明けました。今年の夏は高気圧に覆われ、晴れた日もありましたが、上空の寒気や湿った空気の影響で午後からは雨や雷雨となった日が多くありました。

東京都に緊急事態宣言が出されるなど、多くの人が危惧する中、原則無観客で東京オリンピック2020が7月23日から8月8日まで開催されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、史上初めて1年延期されたオリンピックは、17日間で33競技339種目が開かれまして、207の国、地域の選手約1万1,300人が参加しました。また、史上最も高温の中で開催されましたオリンピックにもなり、選手の皆さんも安全管理を徹底しながらのパフォーマンスでございました。

続きまして、パラリンピック2020が原則無観客の中で、8月24日から9月5日まで開催

されました。13日間にわたりまして、22競技、539種目が開かれ、161の国、地域の選手約 4,400人が参加し、熱戦が広げられました。

57年ぶりの東京でのオリンピックであり、参加した選手や運営に尽力した関係者の皆さんの努力をたたえるととともに、と同時に名ばかりでありました当初の復興五輪という理念、 炎暑の中のパンデミックの中での開催の在り方など、考えるべきこと、学ぶべきことの多い 大会であったと思います。

8月7日、悪疫退散と先祖への鎮魂を祈願いたしまして、「地域を元気に 青木村花火大会」を開催いたしました。昨年同様、コロナ禍のため規模を縮小して行いましたが、美しい花火の華やかな音と光が青木村の夜空を彩り、沈みがちな心に元気を与えてくれました。御協力いただいた皆さんに感謝を申し上げます。

8月15日は、約310万人もの尊い命が犠牲となった第二次世界大戦の76回目の終戦記念日でした。菅総理大臣は式辞の中で、「戦争の惨禍を二度と繰り返すことなく、世界の誰もが平和で心豊かに暮らせる世の中を実現してまいります」と述べました。戦後の混乱から経済成長を遂げた昭和の時代、戦争のない平和な平成の時代を経て、令和の時代も不戦の時代であってほしいと強い願いを込め、黙祷をいたしました。

8月13日から16日のお盆は、連日各地で大雨に見舞われ、災害の発生等がありました。 被災された皆さんには心からお見舞いを申し上げます。青木村では、弘法公民館の雨量計で 累計215ミリ、最大時間雨量21ミリとなるなど、村内の雨量も増え、数件の土砂崩れがござ いました。緊急を要する箇所の災害復旧費の補正予算を今議会に計上いたしましたので、よ ろしくお願いいたします。

飛びまして、9月5日に青木村総合防災訓練を実施いたしました。コロナ禍ということで 規模を縮小いたしまして、緊急通信試験を実施いたしました。各避難所に設置されておりま す災害時優先電話の通話試験を各区長にお願いいたしまして、全地区で通信できることを確 認いたしました。さらに、今回初めて携帯電話の緊急速報メールの訓練配信を実施いたしま した。青木村全域及び周辺地域において受信を確認することができ、避難指示発令の際など に活用していきます。

どのような媒体を使っても一斉に全ての村民の方に情報をお届けするのは難しいことですが、今回の訓練において受信した方が周りの方へ情報を伝えるという人と人とのつながりの力が非常に大きいことを確認することができました。緊急速報メールの受信状況調査に大勢の皆さんの御協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

次に、村にとりまして念願でございました企業誘致について、東証一部上場企業の株式会社竹内製作所さんの受皿となる岡石工業地整備事業は、村の土地開発公社が造成工事中であり、11月末の竣工を目指し順調に進捗しております。竣工後は、県におきます開発行為の検査を受けた後、竹内製作所さんに引き渡す予定となっております。

さて、本9月議会は決算議会でございます。令和2年度の青木村の決算状況について申し 上げます。

令和2年度決算の概要について、一般会計につきまして、歳入総額38億5,930万8,762円、 歳出総額36億6,084万7,463円、実質収支は1億7,022万2,299円の黒字となりました。特別 会計等につきましては、いずれも黒字決算となり、健全な財政運営を行うことができました。 一般会計について、主な歳入についてでございます。

①村税は前年度より440万円減の4億790万4,000円でございました。2、地方交付税、前年度より3,195万1,000円増の15億5,271万5,000円、歳入合計の構成比が40.2%となっており、依存財源といたしまして依然高い状況にございます。3、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対策となる地方創生臨時交付金や特別定額給付事業におきまして、前年度より6億4,618万6,000円増の8億7,982万1,000円でございました。4の繰入金は財政運営の安定化を図るため、財政調整基金を1億5,000万円取り崩しました。5、村債では役場保健センターや老人センター、地区公民館が指定の避難所であることから、空調設備の設置工事を行いまして、その費用に緊急防災減債事業債を充てたことから、前年度より8,663万円増の1億9,773万円となりました。

主な歳出について申し上げます。

1、民生費は新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金事業等の増によりまして、前年度より 4 億5,508万9,000円の増となりました。総務費は地方創生臨時交付金事業での新型コロナウイルス感染症対策や財産管理での役場庁舎空調設備設置工事、財政調整基金積立金によりまして、前年度より 3 億5,680万2,000円の増となりました。 3、土木費は公営企業会計の移行に伴いまして、下水道事業会計補助金や琴山川河川整備事業等によりまして、前年度より1,494万9,000円の増となりました。積立金につきましては、財政調整基金を1億5,000万円取り崩しましたが、その後の財政状況によりまして、同額を年度末に積み立てることができました。

健全化判断比率及び将来負担比率につきましては、財政状況は健全化判断比率並びに公営 企業の経営状況を判断する資金不足比率につきまして、昨年度から0.2%増加いたしまして 6.7%でございました。赤字はなく、国が定めた早期健全化基準の基準内でございました。 財政状況及び公営企業の経営状況ともに健全な財政運営がされておりまして、令和2年度全体といたしまして健全財政と判断できる決算にすることができました。議会皆様方のご協力のおかげと感謝を申し上げます。

特別会計、公営企業会計につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

去る9月3日、内藤賢二代表監査委員、宮下壽章監査委員から、令和2年度青木村会計歳 入歳出決算につきまして意見書を頂きました。この審査に当たりまして、監査委員には長い 時間をかけて慎重な審査をいただきましたとともに適切な意見書を頂き、誠にありがとうご ざいました。今後は、頂きました意見を職員共々真摯に受け止めさせていただき、村民サー ビスと住民福祉の向上につながる財政運営に努めてまいります。

次に、令和3年度一般会計補正予算について、概要を申し上げます。

一般会計第3号補正予算は、歳入歳出それぞれ4,753万円を追加いたしまして、総額を29 億3,741万2,000円といたしました。令和3年度9月補正予算におきます一般会計の主な事業を申し上げます。

歳入につきまして、主なものでありますので、網かけのところを御覧ください。

3、普通交付税1,544万8,000円の増、5、地方創生臨時交付金、事業者支援分でございますが445万5,000円の増、8番繰越金、補正増額で1,312万円の増、10、自然災害防止事業債440万円の増でございます。

次に、歳出につきましてでありますが、1番、委託料でございます。職員の定年延長に伴います新制度の支援業務委託料203万5,000円の増でございます。2番、地方創生臨時交付金事業費でございまして、商工事業者に対する支援金と農業事業者に対する支援金で850万円の増でございます。3、償還金利子及び割引料で1,237万8,000円の増でございます。7番、道路新設改良費委託料、当郷区の用排水の測量設計業務で1,000万円の増でございます。9、林業施設の災害復旧費でございまして、220万円の増、10番、道路橋梁災害復旧費300万円の増でございます。

以上、提案をさせていただきました議案のうち、主な内容を説明させていただきました。 詳細につきましては、教育長並びに担当課長から御説明をいたしますので、御審議の上、御 議決いただきますようお願い申し上げます。

また、議長からコロナ禍の中、簡潔な答弁及び説明をと要請されておりますので、そのようにさせていただきますので、御了承をいただきたいと思います。

結びになりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に、全ての村民の皆さんの引き 続きの御理解と御協力を特にお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。ど うぞよろしくお願いいたします。

○議長(金井とも子君) 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第3、報告第1号 健全化判断比率について、日程第4、報告 第2号 資金不足比率についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長(片田幸男君) それでは、報告第1号について御説明申し上げます。

健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度の健全 化判断比率について、別紙のとおり報告する。

令和3年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

令和2年度健全化判断比率報告書。

実質赤字につきましては、普通会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、赤字額がないため、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率については、公営企業会計を含む全ての会計を対象とした標準財 政規模に対する赤字の比率となりますが、資金の不足が生じていないため、比率は算定され ませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、普通会計が負担する標準財政規模に対する元利償還金等の比率となります。公営企業会計に対する元利償還金の増額により、単年度では7.3%で前年度より0.8%の増となりましたが、指標となる3か年平均では、前年度から0.2%増の6.7%となりました。

続いて、将来負担比率については、普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債額に対して地方交付税で措置される見込額や財政調整基金積立金をはじめとする充当可能財源等額が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は算定されませんでした。

なお、下段の国の基準数値は早期健全化基準を記載してございます。いずれの数値も早期 健全化基準を下回り、良好な状態でございます。

報告第1号については以上でございます。

続きまして、報告第2号について御説明申し上げます。

資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度の各公 営企業における資金不足比率について、別紙のとおり報告する。

令和3年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

こちらも裏面をお願いいたします。

令和2年度資金不足比率報告書。

公営企業の経営状況を判断する比率でございまして、青木村で対象となる会計は、簡易水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計の2会計でございます。いずれの会計においても資金不足額は生じていないため、比率は算定されない結果となっております。

なお、備考欄に記載されている金額は、おのおのの会計における事業の規模、営業収益の 額から受託工事収益の額を差し引いた額となっております。

以上、報告2号について御説明を申し上げました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第5、議案第1号 令和2年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、令和2年度各会計 の決算について説明をさせていただきます。

まず、目次の次のページを御覧いただきたいと思います。

一般会計特別会計歳入歳出決算総括表をお開きください。

令和2年度青木村全会計の総括表でございます。各会計の収入済額、支出済額の構成割合 について御説明を申し上げます。

なお、令和2年度から簡易水道特別会計と特定環境公共下水道事業特別会計が企業会計と

して分離されましたので、総括表から外れておりますが御承知ください。

歳入の収入済額の構成割合については、一般会計76.3%になります。国民健康保険特別会計11.0%、別荘事業特別会計0.4%、介護保険特別会計11.0%、後期高齢者医療特別会計1.3%、収入済額の合計が50億5,698万279円、こちらは前年対比でプラスの18.1%、7億7,395万983円の増になります。

次に、歳出でございますが、支出済額の構成割合は、一般会計が75.8%、国民健康保険特別会計11.1%、別荘事業特別会計0.3%、介護保険特別会計11.4%、後期高齢者医療特別会計1.4%、支出済額の合計は48億2,813万6,468円、こちらは前年比でプラスの18.2%、7億4,330万9,510円の増になります。

それでは、議案第1号 令和2年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。 2ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げていきます。

村税10.6%、不納欠損額は165万8,709円、収入未済額は1,314万3,224円、地方譲与税1.0%、利子割交付金、配当割交付金の構成割合は出てまいりません。株式等譲渡所得割交付金0.1%、法人事業税交付金の構成割合は出てまいりません。地方消費税交付金2.3%、自動車環境性能割交付金0.1%、地方特例交付金0.1%、地方交付税40.2%、分担金及び負担金0.8%、こちらで211万9,756円の未収額が出てまいりますけれども、保育料でございます。使用料及び手数料2.1%、2,120万600円の収入未済額が出てまいりますが、通信放送サービスの利用料及び住宅の使用料でございます。国庫支出金22.8%。

4ページにまいりまして、県支出金4.2%、財産収入0.2%、寄附金0.3%、繰入金3.9%、 繰越金4.7%、諸収入1.5%、村債5.1%でございます。

収入合計38億5,930万8,762円、前年度対比でプラスの25.4%、7億8,159万8,069円の増 でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

議会費1.0%、総務費28.6%、民生費30.8%、衛生費5.7%、農林水産業費4.6%、商工費2.4%、土木費9.2%、消防費3.7%、教育費7.4%、災害復旧費1.5%。

8ページをお願いします。

公債費5.1%、予備費は支出ございませんでした。

支出合計36億6,084万7,463円、前年度対比でプラスの26.4%、7億6,544万7,640円の増

でございます。

歳入歳出差引残高は1億9,846万1,299円、執行率は94.8%、歳入総額に対します残高割合は5.1%になります。

12ページをお願いします。

歳入の決算事項別明細書でございますので、節の収入済額を中心に申し上げてまいります。 款1村税、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年度比マイナス1.1%で439万 9,826円の減でございます。現年・滞繰合計での徴収率でございますが、項1村民税97.8%、 収入未済額は36万9,820円の減でございます。

項2固定資産税95.2%、収入未済額は5万5,235円の減。

項3軽自動車税93.5%、収入未済額は5万9,600円の増。

項4村たばこ税、前年度より102万3,741円の減でございます。

項5入湯税、前年度よりマイナスの45.5%、84万2,100円の減となっています。

村税全体での徴収率は96.5%でございます。

款 2 地方譲与税、前年度対比プラスの12.7%、423万8,998円の増となっています。

項1地方揮発油譲与税は前年度より15万8,000円の減、項2自動車重量譲与税は前年度より23万3,000円の減でございます。

14ページです。

項3森林環境譲与税は、設置から2年目となり、463万円の増でございます。

款3利子割交付金、前年度対比マイナスの4.6%、1万8,000円の減でございます。

款4配当割交付金、前年度より8万円の増。

款 5 株式等譲渡所得割交付金、前年度対比プラスの90.7%、91万9,000円の増でございます。

款6法人事業税交付金、新設につき98万2,000円の増。皆増となっています。

款 7 地方消費税交付金、前年度対比でプラスの25.2%、1,807万5,000円の増でございます。

款8自動車税環境性能割交付金、自動車取得税の交付金に変わり新設となったもので、 199万4,000円となっています。

16ページをお願いします。

款9地方特例交付金、前年度対比マイナスの64.5%、762万9,000円の減でございます。 款10地方交付税、前年度対比でマイナスの2.1%、3,195万9,000円の減。内訳は、普通交 付税で5,917万6,000円の増、特別交付税で2,721万7,000円の減でございます。

款11交通安全対策特別交付金、収入はございませんでした。

款12分担金及び負担金、前年度対比マイナス44.0%、895万174円の減でございます。

項1分担金、目1農林水産業費分担金は、当郷区の中村水路の改修に伴うものでございます。

項2負担金、目1総務費負担金、節1高速情報通信サービス負担金は、通信サービス加入者の加入負担金、放送サービス加入負担金、それぞれ3件分でございます。節2地方創生事業実施負担金は、御当地そばのPR番組の作成及び支援の放映委託経費等に充てたもので、長和町からの収入でございます。

目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金は備考のとおりでございます。節2児童福祉費 負担金及び節3滞納繰越金については保育料の一部無償化により、合計では前年度より548 万8,756円の減となっています。

収入未済額は現年・滞繰合わせまして211万9,756円で、前年対比50万4,956円の増でございます。

18ページです。

項3衛生費負担金、節2上水道費負担金及び項4土木費負担金、節2公共下水道費負担金 は企業会計化した両会計の人件費について、一般会計で支出したものへの負担として新設と なったものでございます。

目32災害復旧費負担金8万1,470円は、令和元年度19号台風の被害に係る農地・農業用施設の災害復旧費の負担金でございます。

款13使用料及び手数料、前年度対比プラスの0.9%、69万3,361円の増でございます。

項1使用料、目1節1総務使用料、村営駐車場の使用料につきましては、個人分が5名、ほかに青木区、商工会、それぞれ負担をいただいています。村営バスの運行収入につきましては、フルデマンド方式の採用によりまして、前年度より7万3,850円の増となっています。節2現年度分高速情報通信サービス使用料、こちらは前年度より現年度分で36万5,200円の減、滞納繰越分も18万7,172円の減でございます。

節4光ケーブル使用料は、前年度より35万7,999円の増となっています。

目2商工使用料、節1観光施設使用料は、新型コロナウイルス感染症による影響等により、キャンプ場使用料は、前年度より28万7,900円の減、昆虫資料館の使用料も28万7,900円の減で、合計ではマイナス31.2%の減となっています。

目3土木使用料、教員住宅、校長住宅、村営住宅、若者定住住宅に係るもので、滞納分が納入となったことによりまして、前年度対比プラスの8%、264万560円の増でございます。 20ページです。

目4教育使用料、節1保健体育使用料、前年度より51.8%、90万7,760円の減、節2会館使用料、前年度より1万8,756円の減、節3美術館使用料、前年度より22万8,990円の減でございます。

項2手数料は、前年度対比マイナスの12.0%、35万2,180円の減でございます。

目1総務手数料の節3総務管理費手数料は、情報電話の広告、宣伝に係る手数料でございます。

目 2 衛生手数料、犬の新規登録手数料が15頭分、注射済票の交付手数料が271頭分、一般 廃棄物の処理等許可申請手数料は 9 件分でございました。

款14国庫支出金、前年度対比プラスの276.6%、6億4,618万6,535円の増でございます。

項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金は653万3,808円の増、 節2児童福祉費負担金、児童手当負担金は21万5,000円の増、節3保険基盤安定負担金につ きましては、国保税の軽減分のうち2分の1を国で見ていただくもので、5万1,972円の増 でございます。

目 2 衛生費国庫負担金、未熟児療育医療事業負担金は支出なく皆減となっています。 22ページです。

目3災害復旧費国庫負担金は、令和元年度の道路災害3件に関する負担金で、皆増でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、備考欄の地方創生臨時交付金2億3,924万9,000円は新型コロナウイルス感染症に係るもので、節の合計で前年比189.6%の増でございます。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金は、新型コロナに関係する特別定額給付金事業に係る補助金の交付により、前年比4億3,743万3,839円の増でございます。節2児童福祉費補助金も、子育て世帯への臨時特別交付金に係る補助が追加されまして、267万1,000円の増でございます。

目3衛生費国庫補助金、新型コロナワクチンの接種体制の確保事業、国庫補助金の追加によりまして325万4,000円の増でございます。

24ページです。

目4土木費国庫補助金、節1土木費補助金、橋梁の長寿命化に係る点検作業の補助でございまして、全額次年度へ繰越しとなっています。

目5教育費国庫補助金、繰越事業のブロック塀・冷房施設対応臨時特例交付金、こちらの事業が完了し、減となりましたけれども、代わって新型コロナに係る事業の補助金、情報通信環境施設・機器整備費の補助金、学校臨時休業対策費補助金、学校保健特別対策事業補助金が追加となりまして、前年比で32万1,765円の増でございます。

目8災害復旧費国庫補助金、繰越しとなった林道ヒガシザワ線の災害復旧費の補助金、農 地農業用施設の災害復旧費の補助金で皆増でございます。

項3委託金は、参議院選挙の委託金の減によりまして、628万2,278円の減でございます。 款15県支出金、前年度対比プラスの9.5%、1,409万9,744円の増でございます。

項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金は前年度より64万1,250円の増でございます。

26ページをお願いします。

節3保険基盤安定負担金の軽減分のうち4分の1を県で見ていただくもので、87万7,102 円、前年度より増となっています。

項2県補助金、目1民生費補助金、前年比で1,254万5,137円の増でございますが、新型コロナに係るひとり親世帯の臨時特別給付金感染緊急包括支援事業の補助金が追加されました。

目 3 農林水産業費県補助金、前年対比でマイナス6.3%、377万5,080円の減でございます。 28ページです。

節1農業費補助金、備考欄の中山間地域等支払事業の交付金は74万5,034円の減、直接支 払推進事業補助金は169万4,000円の増、経営継承総合支援事業補助金の予算振替となった 農業次世代人材投資事業補助金は150万円の減となっています。

節2林業費補助金、松林健全化推進事業補助金の伐倒駆除につきましては416万3,000円 の減、保全松林健全化整備事業補助金は204万4,200円の増でございます。

目5教育費県補助金、節3教育総務費県補助金は私立幼稚園施設利用給付金が幼児教育の無償化に関係してプラスの184.3%、78万1,647円の増でございます。

目6商工費県補助金、節1商工費補助金は、新型コロナ対策で地域支え合いプラスワン消費促進事業を実施しまして、1,123万9,000円の増でございます。

項3委託金、前年比マイナス21.7%、279万4,403円の減でございます。

30ページです。

目 1 総務費委託金、節 4 統計調査費委託金は国税調査の作業があり、前年度より130万 7,379円の増でございます。

目2民生費委託金、目3農林水産業費委託金は特に申し上げることはございません。

款16財産収入、前年度対比マイナス11.4%、73万9,432円の減でございます。

項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、NISSIN APS等への土地の貸付けに係るものでございます。

目2節1利子及び配当金は、基金の運用益でございます。

項2財産売払収入、節2土地売払収入は、行政財産の用途廃止に伴います土地の売払収入 2件分でございます。

款17寄附金は、五島慶太翁顕彰事業及び未来創造館の建設に係る企業版のふるさと応援寄附金、クラウドファンディング等完了したことによりまして、前年度対比で9,787万1,335円の減となっています。

款18繰入金は、前年度対比で508.2%、1億2,533万6,000円の増でございます。財政調整基金より1億5,000万円を繰り入れたものが主なものでございますが、同額を年度末に積み立てております。

32ページです。

款19繰越金、前年対比マイナスの22.3%、5,229万5,247円の減でございます。

款20諸収入、前年対比でプラスの17.2%、868万4,097円の増でございます。

項2村預金利子、歳計現金の短期運用に係る利子分でございます。

項3貸付金元利収入、備考欄、勤労者生活資金融資預託金元金につきましては、長野県労働金庫上田支店への預託金でございます。商工預託金元金につきましては、八十二銀行の三 好町支店、それから上田信用金庫の川西支店へ750万円ずつ預託したものでございます。

項4雑入、目1雑入、節1市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの売上げから市町村へ配分されるもので、10万4,553円の減でございます。節2消防団員退職報償金、前年度より33万2,000円の減、節3雑入の備考欄、雑入1,381万875円の内訳につきましては、資料を配付しておりますので、そちらを御覧ください。

34ページ、款21村債、前年対比でプラスの78.0%、8,663万円の増でございます。

項1村債、目1地域活性化事業債、節1国土保全対策事業債は、当郷区の中村農業用水路 の改修工事分でございます。 目2緊急防災・減債事業債1億100万円につきましては、役場の空調設備、非常用発電設備、防災行政無線の更新に係る費用でございます。

目4節1臨時財政対策債、普通交付税の不足分を補塡するもので、200万円の減でございます。

目5学校教育施設等整備事業債350万円は、小・中学校のICT設備整備に係るものでございます。

以上、一般会計の歳入合計は、当初予算額29億3,800万円、補正予算額が8億2,511万3,000円、繰越事業費繰越財源充当額につきましては、9,896万7,000円、予算現額が38億6,208万円、調定額が38億8,753万9,051円、収入済額は38億5,930万8,762円、不納欠損額176万6,709円、収入未済額が2,646万3,580円でございます。

それでは、36ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細になります。

款1議会費、支出済額が3,841万2,458円、昨年から137万2,924円の減でございます。

項1議会費、節1報酬から節4共済費までは村会議員さんの人件費が主なものでございます。

なお、議長交際費及びこの後出てまいります村長交際費につきましては、内訳をお配りしますので、そちらを御覧ください。

節10需用費、印刷製本費は議会だよりの印刷代、節12委託料は議事録の作成に係るもの でございます。

款2総務費、前年対比プラスの51.7%、3億5,680万2,240円の増でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬は、産業医1名、嘱託職員1名の報酬でございます。節2給料、特別職1名、一般職員9名分、再任用職員2名、会計年度職員が2名の支出でございます。節3職員手当等から38ページへまいりまして、節4共済費につきましては、人件費に係るものでございますので、省略させていただきます。節12委託料と節13使用料及び賃借料は、電算機器に係る保守等の委託料が主なものでございますが、ほかに役場宿直業務の委託243万9,046円、複写機の使用料233万4,851円がございます。節18負担金補助及び交付金、負担金は自治体情報セキュリティクラウド利用負担金109万9,927円、県の職員派遣に伴います負担金が1,083万1,851円、こちらが主なものでございます。補助金は、地区運営費補助金283万9,719円が主なものでございます。

目2文書広報費、こちらは、広報あおきの発行や例規集等、参考図書の管理に関する費用

をお願いしてございます。節12委託料、地区文書連絡員さんの委託費142万3,450円、例規システムの委託料が264万円ちょうど、安全管理措置点検監査及び個人情報取扱台帳の更新支援業務が253万円の支出となっています。

目3財政管理費、節10需用費は、予算書及び決算附属資料の印刷代でございます。

目4会計管理費については、節2給料、一般職員2名分でございます。

40ページです。

節10需用費、印刷製本費は、決算書の印刷代が主なものでございます。目5財産管理費、 節10需用費、役場庁舎の管理に係る光熱水費が主なものでございます。節11役務費、保険 料は、村有の建物等の災害共済分458万8,883円が主なものでございます。節12委託料、庁 舎の清掃管理業務委託料275万2,815円、公共施設9か所の警備業務の委託157万9,728円、 庁舎の空調設備の設置工事管理業務の委託320万1,000円が主なものでございます。節13使 用料及び賃借料、賃借料は運動公園、村営住宅等の公共施設の用地の借地料に加え、公用車 のリース代に係るものでございます。節14工事請負費、役場庁舎の関係で空調設備の更新工 事1億670万円、非常用発電の更新工事1,815万円、1階のフロアのOAフロアの改修工事 が300万円、また、青木のバスターミナルの店舗部分の改修費87万3,730円等でございます。 節16公有財産購入費913万3,950円は道の駅の北側の駐車場用地の購入費でございます。節 18負担金補助及び交付金、番号制度中間サーバープラットフォームの利用負担金418万 3,000円が主なものでございます。節24積立金は財政調整基金の積立て1億5,000万円とふ るさと応援基金の目的基金、五島慶太翁の顕彰事業の基金37万円、ほかは運用による債権の 利子等でございます。

目6企画費、地域おこし協力隊やふるさと納税に関する支出でございますが、前年度より 1,292万9,635円、76.7%の増となっています。節1の報酬から節4共済費までは協力隊員 2名分の人件費、節7報償費、ふるさと応援寄附金の返礼品、それから地域おこし協力隊の活動報償費1名分が主なものでございます。節11役務費、地域おこし協力隊に係る公用車や住宅の維持管理に係る支出とふるさと寄附金に係る手数料でございます。

42ページをお願いします。

節12委託料で、公共施設等総合管理計画の個別施設計画の策定業務149万6,000円、地域 防災力向上行動計画の策定業務251万9,000円、洪水ハザードマップの作成業務242万円等で ございます。節14使用料及び賃借料、備考欄、賃借料につきましては、地域おこし協力隊の 住宅の借上料、車両のリース料が主なものでございます。節15原材料費、花でおもてなしプ ロジェクトの苗代等でございます。節18負担金補助及び交付金で、負担金では上田地域広域連合の負担金664万5,000円、補助金では村民活動支援事業補助金3件、それからバスターミナルの店舗改修に係る補助金180万円、協力隊員の退職後の起業に係る補助金100万円等が主なものでございます。

目7諸費、昨年ありました義民太鼓の皆さんのアイルランド国際交流事業の実施、それから、中学校の国際交流等なくなったことによりまして、前年対比マイナスの74.0%、2,057万2,991円の減でございます。節1報酬、青少年補導員さん6名分、節14工事請負費、カーブミラーの設置等5件分、節17備品購入費はコミュニティ助成事業4地区分に係る支出でございます。節18負担金補助及び交付金、負担金は有料道路通行料負担軽減事業の負担金、補助金は防犯等設置事業の補助金26万8,100円、同じく電気料の補助金が33万9,000円、住宅用太陽光発電導入補助金が97万6,000円、こちらが主なものでございます。

目 8 情報通信サービス事業費、前年から53万288円の減、節 1 報酬から節 4 共済費までは 会計年度職員 2 名分の人件費が主なものでございます。

44ページです。

節12委託料は、サーバーの保守委託料844万8,000円、節13使用料及び賃借料、使用料は 光ファイバーケーブルの電柱の添架料301万527円、節14工事請負費については情報センタ ーの4K、8K放送の対応設備の設計構築に係る委託料369万6,000円が主なものでござい ます。節24積立金1,100万円、こちらは情報通信設備の整備基金の積立てでございまして、 年度末残高は6,550万円でございます。

目9地方創生プロジェクト事業費、五島慶太翁未来創造館建設工事の終了によりまして、前年対比マイナスの95.6%、2億14万808円の減でございまして、タチアカネそばのPR事業に係る支出が主なものになっています。節10需用費、印刷製本費ではタチアカネのPRポスター、ブランドブックの印刷、節12委託料では加工試作品の製造229万9,000円、成長戦略の見直し事業198万円、小県御当地そばのPRCM作成放映委託料110万円などが主なものでございます。

目10地方創生臨時交付金事業費、新型コロナ感染症対策のため新設された目でございまして、支出総額は2億8,276万8,302円でございます。節7報償費、新生児特別定額給付金21名分、それから宿泊者拡大事業の商品券報償費119万円が主なものでございます。節10需用費、アルコール消毒液やマスク、アクリルパーティション等、感染予防に係る消耗品の購入が主なものでございます。

46ページです。

節12委託料、持続化給付金拡充上乗せ事業等委託料300万円、地域交通網形成計画策定業務が279万4,000円、節14で工事請負費、避難所資材、機材格納庫新設事業506万円、発熱外来受付所新設工事190万800円、中学校の空調設備新設工事407万円が主なものでございます。節17備品購入費、電源広報車3台で886万5,160円、小学校のオンラインソフト465万3,000円、分散型の業務用パソコン23台の購入432万5,640円、サーマルカメラ等14台の購入160万5,000円、GIGAスクール支援事業のプロジェクター12台、355万800円等でございます。

事業全体の概要につきましては、補足資料の41、42ページに記載がありますので、後ほど御確認をお願いします。

項2村営バス運行管理費、前年比29.6%、644万3,692円の増でございます。

目1運行管理費、節1報酬、委員報酬は地域公共交通会議の委員9名分及び代替の運転手の講習でございます。節2給料は、会計年度職員運転手3名分でございます。

節10需用費、光熱水費はバスターミナルに係るもの、節12の委託料、公共交通評価検証業務の委託料は35万1,923円で主なものになっています。18負担金補助及び交付金1,469万8,000円は運賃低減バスの運行事業の負担金で、新型コロナの影響等によりまして904万6,000円の増でございます。

項3徴税費、目1税務総務費、48ページです。

節1報酬は、パートの会計年度職員1名、節2給料は、一般職3名分でございます。節13 使用料及び賃借料、賃借料は納税申告相談のときのコピー機のレンタル料、節18負担金補助 及び交付金、負担金は地方税電子化協議会の負担金9万7,359円等でございます。

節22償還金利子及び割引料、住民税の還付金ほかで前年度より47万3,267円の増でございます。

目2賦課徴収費、節10需用費の印刷製本費は、各種納付書や窓開き封筒の印刷代が主なもので、節11役務費、手数料は指定金融機関の取扱い手数料が主なものでございます。節12 委託料、来年度の評価替えに向けての標準宅地鑑定評価の作業が終わったことによりまして、547万6,974円の減となりました。節13使用料及び賃借料、賃借料は家屋の評価システムのリース料でございます。

50ページです。

項4戸籍住民基本台帳費、目1節2給料は、一般職2名分、節12委託料は、印鑑、戸籍、 住基の電算処理の委託料で社会保障・税番号システムの整理のため878万3,573円の増でご ざいます。節13使用料及び賃借料、賃借料は総合戸籍システムハードリース料418万2,656 円、住基ネットワークのハードリース料124万800円でございます。

項5選挙費、目1選挙管理委員会費、節1報酬は、選挙管理委員さん4名分でございます。 目2選挙啓発費、支出はございません。

52ページです。

目3参議院議員選挙費、4月に実施された参議院議員の選挙の準備に係る経費でございます。

目7村長・村議会議員の選挙費、4月に実施された選挙の準備に係る経費でございます。 項6統計調査費、前年度より128万5,271円の増でございます。本年度は、工業統計、学 校基本調査に併せて国税調査を実施しております。

項7目1監査委員費、節1報酬は、監査委員さん2名分でございます。

52ページです。

款3民生費、新型コロナ関連の支出の増によりまして、前年対比プラスの67.7%、4億5,508万8,485円の増でございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬、委員報酬は民生福祉委員17名分でございます。節2給料は、一般職3名、任用職員1名分です。

54ページです。

節7報償費、出産祝い金で、内訳は26人分、前年度より6名の減でした。

節18負担金補助及び交付金、負担金で主なものは、社会福祉協議会への負担金293万8,000円でございます。節27繰出金、国保特別会計への繰出金で、前年度より19万7,585円の増となっています。

目 2 障害者福祉費、障害児教育早期支援施設たんとの開所に向けた支出が減となりましたが、節19扶助費、障害者医療給付費等で1,213万6,388円の増となっています。

目3老人福祉費、前年比170万4,562円の増でございます。

節1報酬、介護保険事業計画老人福祉計画の策定委員8名分でございます。節7報償費、 高齢者祝い金が主なもので、99歳以上13名、88歳の方27名分、その他でございます。

56ページです。

節10需用費、燃料費は、くつろぎの湯の灯油代でございます。節12委託料は、前年度よりも643万4,361円の増でございます。くつろぎの湯、老人センター、高齢者福祉センター等への管理委託料の増と高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定業務の委託料308万円の

支出等でございます。節18負担金補助及び交付金、負担金は長野県後期高齢者医療連合の負担金6,119万3,099円、シルバー人材センター負担金が89万9,733円、こちらが主なものでございます。補助金では高齢者クラブ補助金65万6,000円がございます。節19扶助費、老人保護措置費5名分でございます。節27繰出金、介護保険特別会計への繰り出し8,448万4,380円、後期高齢者医療特別会計への繰り出しが1,500万8,284円となっています。

目 4 地域包括支援センター費、前年比プラス25.5%、552万8,011円の増でございます。

節1報酬は、任用職員1名、節2給料、一般職員2名、任用職員1名、節12委託料が介護 予防サービス計画策定委託料169万2,730円、介護予防ケアマネジメント委託料が143万 1,510円でございます。

目5国民年金費、特に申し上げることはございません。

58ページです。

目 6 人権対策費、節10需用費6,906円は、人権の花運動に係る材料等の費用でございます。 目 7 地域少子化対策強化事業費、節10需用費、消耗品費は、乳児健診用のパンフレットの 購入代、節18の負担金補助及び交付金は定住自立園事業の負担金でございます。

目15プレミアム付商品券事業費、臨時的事業で消費税増税の対策として、低所得者の世帯 や子育て世帯がプレミアム付商品券を購入できる制度でして、負担金補助及び交付金は商品 券の補助の精算分でございます。

目16特別定額給付事業費、新型コロナウイルス感染症対策として定額給付金の支給事業のため新設となった目で、総支出額は4億4,020万円でございます。節12委託料は、電算システムの改修費、節18負担金補助及び交付金は1人当たり10万円の4,352人分、節22償還金利子及び割引料は、補助事業の精算のための国庫補助金返還金でございます。

60ページです。

項3児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料、電算処理の委託料でございます。

目 2 児童措置費、節19扶助費、児童手当6,467万5,000円、乳幼児・児童医療給付費737万 8,945円でございます。

目3母子父子福祉費、節19扶助費、母子・父子家庭の医療費の給付でございます。

目4保育所費、節1報酬、パートの任用職員と嘱託医2名分、節2給料については、一般職11名、任用職員7名分でございます。

62ページです。

節10需用費、修繕料はネットフェンスの修繕28万2,940円、避難誘導灯の修理4万2,020

円等でございます。節12委託料、電算委託料が36万9,600円、草刈りや厨房の清掃など委託料が37万9,557円、食品検査等の委託料が35万3,100円となっています。節14工事請負費、保育室及び事務室の照明のLED化の工事が43万8,680円、こちらが主なものでございます。節17備品購入費、未満児の増員に対応するためのテーブルや椅子、ロッカーの購入費60万3,200円が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金、バスの定期代の村負担分23万3,494円が主なものでございます。

目5児童福祉施設費、児童センターに係るものでございます。節1報酬は任用職員2名、節2給料は任用職員3名分です。節7報償費、コロナウイルス感染症の影響で、水曜クラブ12教室が開催できず支出がございませんでした。節10需用費、修繕料は照明器具と給湯器の修理でございます。

64ページ、節17、備品購入費、事務用のパソコン2台を購入いたしました。目6子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援するため、児童手当の給付者を対象に臨時特別給付金を支給する事業で、事業費の総額は617万4,008円でございます。支給対象世帯は290世帯、1人当たり1万円を520人に給付しております。目7ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている18歳未満の子供がいるひとり親世帯を支援するために、この事業で給付金は県から本人に給付となるため、事務費のみの計上で39万1,137円の支出でございます。

項3生活保護費、項4災害救助費、支出はございませんでした。款4衛生費、前年対比プラスの12.1%、2,269万7,505円の増でございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬、委員報酬は12地区の衛生委員さん、それから保健補導員さん42名、各種健診や事業で保健師、精神保健福祉士、保育士、栄養士等、雇い入れたものの雇入れの職員、それから嘱託医2名の人件費でございます。

66ページです。

節2給料、一般職5名分、節7報償費、心配事相談弁護士報酬、よい歯の表彰や献血の景品等でございます。節12委託料、胃検診、肺がん検診をはじめとする各種検診の委託料1,030万1,986円、保健センターの管理費等96万6,071円、電算処理の委託料が289万1,955円、こちらが主なものでございます。節18負担金補助及び交付金、負担金は病院群輪番制運営負担金が113万6,000円、初期救急センターの負担金が115万9,258円となっています。補助金では、不妊治療費の補助給付金112万4,400円が主なものでございます。節22償還金利子及

び割引料は、未熟児療育医療費の国庫負担金の確定に伴う精算金でございます。

目 2 予防費、節10需用費、医療材料費はワクチン代等でございます。節12委託料は、主に予防接種の委託料でございます。節18負担金補助及び交付金、人間ドックの受診補助で37名分と児童のインフルエンザの予防接種の補助金でございます。

68ページ、目3環境衛生費、節11役務費、資源物収集運搬費でございます。節12委託料、合併浄化槽の法定点検の委託料56万5,000円、112基分です。合併浄化槽の保守点検業務委託料222万5,000円、不法投棄のごみの処理委託料39万1,180円が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金、負担金は大星斎場の負担金96万1,000円が主なもの、補助金では各区のごみ分別指導補助金79万9,996円、粗大ごみの処理補助金54万6,857円が主なものでございます。

目4新型コロナウイルス予防接種事業費、新型コロナウイルスの予防接種を推進するために新設された目で、集団接種等の準備に係る部分で費用の総額は258万1,058円でございました。節10需用費は、接種券と郵送用の封筒の作成費70万1,800円、それから、節12の委託料は、電算のシステム使用に係る委託料、節14工事請負費は、ワクチンの接種会場の公衆無線LAN利用環境構築工事及びアクセスポイントの設定工事等129万2,720円、コールセンターの電話回線の工事15万2,790円が主なものでございます。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節10需用費、消耗品費は、村の指定ごみ袋の印刷代でございます。節11役務費、収集運搬費、燃やせるごみの収集運搬373万5,600円、燃やせないごみの収集運搬費が444万8,400円でございます。節12委託料、燃やせないごみの処理委託料でございます。節17備品購入費は、ごみステーション2基分でございます。節18負担金補助及び交付金、上田クリーンセンターの負担金が1,036万2,000円、ごみ処理広域化推進事業の負担金194万7,000円、焼却灰の処理リサイクル事業負担金194万6,192円の内訳でございます。

目 2 し尿処理費、節18負担金補助及び交付金、汚泥再生処理施設の経費負担金692万 3,652円、こちらを長和町に支払っております。また、運搬を行う業者に遠隔地運搬補助35 万9,995円を補助しております。

項3上水道費、前年比プラスの65.6%、3,331万7,283円の増でございます。簡易水道特別会計の企業会計化に合わせまして人件費分を計上し、負担金として企業会計から納付を受けております。

70ページです。

節18負担金補助及び交付金の負担金、7,851万1,000円は簡易水道事業への補助金で、前年度より2,771万5,000円の増でございます。

款 5 農林水産業費、

○議長(金井とも子君) すみません。途中ですけれども、約10時半になりましたので、ちょっとここで暫時休憩を取りたいと思います。

では、10時40分まで休憩して、また再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長(金井とも子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

多田会計管理者。

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、70ページのところ からお願いいたします。

款 5 農林水産業費、前年比でマイナスの15.7%、3,104万8,790円の減でございます。

項1農業費、昨年はタブレットパソコンを導入した費用がありましたので、前年対比でマイナスの15.7%、3,104万8,790円の減でございます。

目1農業委員会費、節1報酬、農業委員、それから推進員に12名分でございます。節12 委託料、農地情報システムの管理委託32万3,800円、農地台帳システム保守委託料57万 2,000円が主なものでございます。

目2農業総務費、節1報酬、パートの会計年度任用職員1名、フルの任用職員が1名分、 節2給料、一般職3名分、フルタイム1名分でございます。

72ページです。

節18負担金補助及び交付金は千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金10万円、21上 小農業活性化協議会負担金2万3,800円でございます。

目3農業振興費、節1報酬、リンゴの腐乱病点検等の雇い人の報酬3万2,500円等でございます。節10需用費、人・農地問題解決加速化支援事業の地図データのプリント代が21万8,064円、節12の委託料では、有害鳥獣駆除委託料414万円、農業支援センターの委託料156

万5,000円、人・農地問題解決加速化支援事業の地図データの作成業務の委託料99万円が主なものでございます。

節18負担金補助及び交付金、補助金では、水田農業機械施設等導入補助金2件分で591万8,000円、6次産業フロンティア資金支援金が90万円、交付金では中山間地域等直接支払事業の交付金1,288万7,359円、有害鳥獣駆除対策協議会の交付金168万5,200円、多面的機能支払交付金は1,024万752円、農業次世代人材投資資金3名分で450万円でございます。

目4畜産業費、節18負担金補助及び交付金、負担金は、酪農ヘルパー組合の負担金、補助金は家畜診療所の運営負担金でございます。

目 5 農地費、前年対比552万7,047円の減でございます。

節14工事請負費、循環型社会形成事業で当郷の中村水路、昨年実施しました先線になりますが、279万4,000円でございます。

74ページです。

節18負担金補助及び交付金、負担金は農道台帳の管理業務賦課金1万9,000円と長野県土 地改良連合会の賦課金、補助金は村単土地改良事業の補助金3件分でございます。

目6生産調整推進対策費、節18負担金補助及び交付金、負担金は農業再生協議会事務費負担金、補助金は集落転作等推進補助金でございます。

目7山村振興費、特に申し上げることはございません。

目8国土調査費、節1報酬、任用職員2名、節2給料は一般職員1名分です。節12委託料、境界ぐいの設置業務167万3,650円、地籍調査の認証請求書類の作成業務の委託137万5,000円が主なものでございます。

76ページです。

項2林業費、前年対比マイナス19.7%、1,600万9,702円の減でございます。

目1 林業総務費、節18負担金補助及び交付金、負担金は長野県緑の基金20万円、林業振 興協会負担金7万8,000円が主なものでございます。補助金で信州上小森林組合の林業機械 導入事業の補助金19万7,000円と、青木小学校の緑の少年団の活動助成金でございます。節 24積立金は森林環境譲与税の積立金でございます。

目 2 林業振興費、節12委託料、備考欄の委託料は信州上小森林組合に林務委託料として支出してございます。その他森林造成事業松くい虫関係事業につきましては、附属資料の45ページに記載がありますので、後ほど御確認をお願いします。

節14工事請負費、村単事業請負費は林道長沢線の舗装改修事業でございます。節15原材

料費は林道の補修材料費、節17備品購入、猟友会館の物置、それから鳥獣捕獲用のつくりわな30基、捕獲器5基等の購入でございます。

款 6 商工費、前年度対比マイナスの21.3%、2,412万9,277円の減でございます。 78ページです。

目1商工総務費、節2給料、一般職3名分、目2商工振興費、節18負担金補助及び交付金、 負担金では上田地域定住自立圏事業の負担金23万3,163円等でございます。補助金では、商 工貯蓄共済融資保証料の補助金が55万6,505円、県制度資金の融資保証料補助金84万8,200 円、商工振興奨励金9件で444万円等を支出しています。

節20貸付金、商工振興資金預託金原資としまして八十二銀行と上田信用金庫にそれぞれ預 託の原資として預け入れをしております。

目3観光費、節1報酬、キャンプ場の管理人の報酬ほか、節10需用費、印刷製本費は観光総合パンフレット等の印刷代51万3,700円です。節12委託料、駐車場トイレ等清掃委託料が142万6,107円、アオキノコちゃんのクッキーの製作費52万9,356円等を支出しています。節18負担金補助及び交付金、負担金は上田駅の観光案内所の負担金が17万7,000円、補助金は田沢・沓掛温泉の旅館組合の補助金50万円、観光事業推進協議会の補助金50万円が主なものでございます。

80ページです。

目4昆虫資料館費、節1報酬、パート任用職員1名、給料はフルタイムの任用職員1名でございます。節7報償費、講演、それからイベント等の謝礼が2件、節10需用費、印刷製本費は入館券1,000枚、それから官報200部、イベント用のポスター200部の印刷代でございます。節13委託料は、消防設備の点検の委託料でございます。

目5移住定住促進費、節2給料はフルタイム任用職員1名分、節10需用費、光熱水費は田舎暮らし体験住宅の水道料及び電気料、燃料費はガス代でございます。

82ページです。

節11役務費、節13使用料につきましても、体験住宅の管理に係る支出でございます。節18負担金補助及び交付金、負担金は信州で暮らす、働くフェア参加負担金8万円ほかでございます。補助金では、定住促進応援補助金、事業費の5%、上限100万円の給付になりますが、8件分で954万円、民間賃貸住宅の家賃補助105万円でございます。

目6道の駅関連施設運営費、節10需用費、修繕料はアオキノコちゃんのモニュメントの塗装工事代27万50円、電気温水器の設置費22万5,500円ほかでございます。

節12委託料、道の駅の管理委託料550万円、情報・休憩施設等関連施設の管理委託料が 460万円、ふるさと公園の管理委託料445万円等でございます。

款7土木費、前年度対比でプラスの4.7%、1,494万8,261円の増でございます。

項1土木管理費、目1土木総務費、節2給料、一般職員2名、フルタイムの任用職員1名 分です。節12委託料、道路台帳の補正業務委託料79万2,000円が主なものでございます。節 18負担金補助及び交付金、長野県河川協会の負担金が9万円、県治水砂防協会の会費が8万 4,000円等となっています。

目2公共下水道費、企業会計化に伴い新設した目で、下水道事業に係る人件費と繰出金に当たる補助金について支出するもので、総額は2億1,026万7,138円でございます。人件費は一般職員1名、任用職員0.5人分、節18負担金補助及び交付金は、補助金で415万9,000円の増となっています。

項2道路橋梁費、前年対比プラス2.4%、224万5,765円の増でございます。

目1道路維持費、節1報酬は、入奈良本の除雪作業に係る賃金2名分、節10需用費、消耗 品費は道路現場用の看板、それから道路融雪剤等の購入費、修繕料は村道修繕、軽微なもの ですが65か所に係るものでございます。

節12委託料、備考欄の委託料は除雪に係るもの、村単事業委託料は境界ぐいの復元事業が 主なものでございます。節13使用料及び賃借料、賃借料は建設資材支給事業に係る重機の借 上料7件分でございます。節14工事請負費17か所で前年度より930万6,060円の増となって います。節15原材料費、建設資材支給事業の7地区分、346万4,679円、あとは村営の直営 工事の修繕料でございます。

目 2 道路新設改良費、節 2 給料、一般職員 1 名分、節12委託料は村単分の村松国道北 2 号線及び中村地区の道路新設工事に係るものでございます。

節14工事請負費は、災害関連工事を優先するため、翌年度へ繰越しとなっています。節 16公有財産購入費、中村地区の道路新設に係る用地の取得費でございます。

86ページです。

節21補償補塡及び賠償金、支出なく皆減でございます。

目3橋梁維持費、節14工事請負費は、殿戸橋の補修工事に係る支出でございます。

目 4 河川改良費、節12委託料、節14工事請負費、共に琴山川の復旧改良工事の支出でございます。

項3住宅費、前年対比でプラス7.2%、44万2,481円の増でございます。

88ページです。

目1住宅管理費、節10需用費、修繕料は101件、村営住宅、教員住宅等に係るもので、前年より75万6,920円の増でございます。節12委託料、公営住宅管理システムの電算委託料が主なものでございます。

目2住宅建設費、節18負担金補助及び交付金、住宅リフォーム補助5件分、費用の2割分、 上限20万円の補助をするもので、前年より33万8,000円の減でございます。

款8消防費、前年対比プラス8.9%、1,109万7,202円の増でございます。

項1消防費、目1常備消防費、上田地域広域連合に係る負担金で、前年度より23万6,000 円の増でございます。

目2非常備消防費、節1報酬、団員報酬は昨年より20万1,900円の減、節3職員手当等、機関員手当は昨年と同額、出動手当はコロナの影響により訓練等、出動が制限されたため、72万6,000円の減でございます。

節7報償費、退職報償金10名分でございます。節10需用費、消耗品費は難燃性の活動服70着ほか、団員のはっぴ、ヘルメット等の補充が主なものでございます。節11役務費、保険料は消防福祉共済掛金、節18負担金補助及び交付金、負担金は退職報償金の掛金384万円、消防団員の公務災害補償掛金58万5,200円、県の消防防災航空隊の負担金14万6,700円等でございます。補助金は、分団運営補助金133万979円、消防本部の運営補助金52万円、地域商品券購入補助が57万円、そちらが主なものでございます。

目3消防施設費、節10需用費、修繕料は積載車の車検代、ポンプその他の修理でございます。節12委託料、30万2,390円は非常通報装置の保守点検委託料でございます。

90ページです。

節14工事請負費、避難指定所4か所の空調設備の工事と防災行政無線システムの更新に係る費用でございます。節17備品購入費、消防ホース60本、171万6,000円、消防の信号ラッパ2個が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金、県防災行政無線の保守管理経費負担金が10万4,042円等でございます。

目4水防費、特に申し上げることはございません。

款 9 教育費、前年度対比でマイナスの12%、3,685万1,073円の減でございます。

項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬、教育長代理、教育委員3名分、目2事務局費、節1報酬、子ども・子育て会議の委員報酬ですが、支出はございませんでした。節2給料、特別職1名、一般職4名分でございます。

92ページです。

目3教育指導費、節7報償費は小・中学校の各行事のバスの運転手の謝礼、それから郷土芸能等指導者の謝礼が主なものでございます。節12委託料、ALTの派遣委託料でございます。節18負担金補助及び交付金、負担金は定住自立圏事業の負担金、補助金は私立幼稚園就園奨励補助金、子育てのための施設等給付金が主なものでございます。節19扶助費、対象は就学援助で45名、特別支援教育就学奨励費22名、新入学の児童就学援助2名の内訳となっています。

目4学校施設環境改善事業費、学校施設の長寿命化計画の策定委託料でございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬、パートの任用職員と校医が5名分でございます。節2給料は、村費の講師、庁務員、調理員の人件費になります。

94ページです。

節10需用費、修繕料は校庭の支障木の伐採35万7,000円、職員室のブラインド交換工事37万6,000円等でございます。節11役務費、手数料はタブレットパソコンのソフト更新手数料35万2,000円、便の培養検査、食品検査が36万6,300円、節12委託料、防火設備点検委託料83万9,300円、校内ネットワークシステムの保守委託料54万円が主なものでございます。節14工事請負費、国庫分はICT環境整備工事、その他分は体育館の雨漏り対策工事170万5,000円が主なものでございます。節17備品購入はタブレットパソコン100台1,304万6,000円はか教科備品や図書館の図書の購入でございます。

目2教育振興費、節18負担金補助及び交付金、バスの定期代の村負担分13名分でございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節1報酬、パートの任用職員とそれから校医は5名分で ございます。節2給料はフルタイムの任用職員6名分でございます。

96ページ、節10需用費、修繕料、給食室の床の修繕41万8,000円、混合栓の交換修理13万7,380円等でございます。節12委託料、校内ネットワークシステム保守委託料54万円、消防設備の保守点検委託料60万8,300円が主なものでございます。節14工事請負費、補助事業分はICT環境整備事業410万1,900円、村単の工事は校舎北側の雨漏り工事の工事代でございます。節17備品購入費、タブレットパソコン142台、812万3,500円、デジタル教科書の指導書等278万1,168円が主なものでございます。

目2教育振興費、支出はございません。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、節1報酬、社会教育委員2名分、節10需用費、生

涯学習カレンダー1,800部の印刷代2回分が主なものでございます。

目 2 公民館費、節 1 報酬、分館主事12名分が主なものでございます。節 7 報償費、子供はつらつネットワークコーディネーター謝礼、成人式の記念品代等でございます。

98ページです。

節18負担金補助及び交付金、補助金は分館活動補助金65万円が主なものでございます。

目3文化会館費、節1報酬、パートの任用職員2名分、節2給料、フルタイムの任用職員 1名分でございます。節12委託料、文化会館清掃委託料が209万1,100円が主なものでございます。

目 4 文化財保護費、節 1 報酬、文化財指導員 1 名分。

100ページです。

古文書整理等賃金1名分でございます。節18負担金補助及び交付金、民俗芸能補助金が8 団体で56万円、義民顕彰会運営補助金5万円等でございます。

目5青少年健全育成費、節1報酬、節3職員手当は部活動の外部指導に係るもので、指導員3名分、通勤手当は2名分でございます。節7報償費、スポーツ少年団の指導者、小・中学校のクラブ活動指導者の謝礼等でございます。節18負担金補助及び交付金、補助金は育成会活動補助金40万6,000円、スポーツ少年団の活動補助金等でございます。

目6美術館費、節1報酬、運営委員5名とパートの任用職員分、節2給料はフルタイム職員1名分でございます。

102ページ、節14工事請負費、美術館の入り口階段の改修工事でございます。節15原材料費、喫茶店で提供する商品のためのものでございます。

目7図書館費、節1報酬、3名、節2給料、一般職員1名、任用職員1名分でございます。 104ページです。

節10需用費、消耗品費、図書館で提供する月刊誌はここから支出してございます。節12の委託料、図書館ネットワークシステムの維持管理業務の委託料67万3,926円が主なもの。 節17備品購入費は図書の購入と書架、ブックトラック等でございます。節18負担金補助及び交付金、図書館ネットワーク運営費負担金が122万4,000円、こちらが主なものでございます。

目8歴史文化資料館費、目9民俗資料館費、特に申し上げることはございません。

目10五島慶太未来創造館費、節1報酬は2名、節2給料は1名分でございます。節7報償費、ジオラマの設置、トークイベントの講師への謝礼等でございます。節10需用費、印刷製

本費は企画展のポスターチラシの印刷代でございます。

106ページです。

節12委託料、展示用のジオラマの制作180万8,400円、それから子供向けの冊子の制作76 万8,350円が主なものでございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬はスポーツ推進委員9名分でございます。 目2体育施設費、節1報酬、総合体育館の管理人57万7,080円、プールの管理人が26万7,014円でございます。節10需用費、光熱水費、体育館、グラウンドの照明電気、それからプールの水道代等でございます。修繕料は、体育館の消防設備誘導灯の修理8か所分、54万6,400円等でございます。医薬材料費については、プールで使用します次亜塩素酸ソーダ、ハイクロン等でございます。節12委託料、備考欄の委託料は、総合体育館、運動公園等の清掃委託料でございまして、227万6,011円、プールの管理委託料70万4,143円が主なものでございます。節17備品購入費、50メートルプールのコースロープ16万7,200円、デジカメ1台3万2,340円が支出してございます。

108ページです。

節18負担金補助及び交付金、入奈良本、夫神、村松のマレットゴルフ場の整備補助金でございます。

款10災害復旧費、前年対比プラスの66.4%、2,127万7,176円の増でございます。

項1の農林水産業費災害復旧費、目1農地農業用施設災害復旧費、節10需用費、修繕料は、 農道1か所、節14工事費は農地5か所、農道1か所の復旧工事を実施したものです。

目2林業施設災害復旧費、節10需用費の修繕では、倒木の処理2件、ほかに小規模の修繕3か所でございます。節14工事請負費は、林道長沢線の復旧工事でございます。

項2公共土木施設災害復旧費、目2道路橋梁災害復旧費、節10需用費の修繕は、3か所で 施工をしてございます。

110ページです。

節14工事請負費の3か所については、村道の復旧工事となっています。

款11公債費、前年度対比マイナスの11.0%、2,296万1,165円の減でございます。詳細につきましては、附属資料の31ページに記載がございますので御覧ください。

一般会計の歳出予算、歳出合計は、当初予算額29億3,800万円、補正予算額8億2,511万3,000円、繰越事業費繰越額9,896万7,000円、予算現額計が38億6,208万円、支出済額は36億6,084万7,463円、翌年度繰越額繰越明許費8,197万6,000円、不用額は1億1,925万6,537

円でございます。

以上、議案第1号 令和2年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第2号の上程、説明

〇議長(金井とも子君) 日程第6、議案第2号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計決 算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、青木村国民健康保 険特別会計の決算について申し上げます。

議案第2号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計決算についてでございますが、114 ページをお願いします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

国民健康保険税17.1%、不納欠損額は131万400円、収入未済額は865万909円でございます。使用料及び手数料、構成割合は出てまいりません。国庫支出金0.3%、県支出金74.0%、繰入金6.2%、繰越金1.7%、諸収入0.7%でございます。

収入合計が 5 億5,885万2,857円、前年度対比プラスの1.1%、615万9,289円の増でございます。

116ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費0.9%、保険給付費75.1%、国民健康保険事業費納付金22.4%、保険事業費0.9%、 諸支出金0.7%、予備費は支出ございません。

支出合計 5 億3,623万6,224円、前年対比でマイナスの1.3%、684万8,596円の減でございます。

歳入歳出差引残高については、2,261万6,633円、執行率は95.6%、歳入総額に対します 残高割合は4.0%になります。

120ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款1国民健康保険税、前年度対比でマイナスの0.4%、41万4,200円の減、徴収率は90.5%でございます。

款2一部負担金、122ページで、款3使用料及び手数料、特に申し上げることがございません。

款4国庫支出金、税番号制度システムの改修に係る補助金等でございます。

款 5 県支出金、項 1 県負担金及び補助金、前年対比でプラスの6.4%、2,483万5,974円の 増でございます。

目1保険給付費交付金、普通交付金ですが4億169万1,558円、節2保険給付費交付金、 (特別交付金)が1,208万3,000円の内訳でございまして、特別交付金は保険者の事業に対 する評価分でございます。

款 6 繰入金、前年度対比プラスの0.6%、19万7,585円の増でございます。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1の保険基盤安定繰入金については、節2の保険基盤安定繰入金、低所得者等を対象とした保険料の軽減相当額を県・国・村で補塡するものでございます。節4出産育児一時金繰入金、歳出の出産育児一時金のうち一定割合を繰り入れるものでございます。節5財政安定化支援事業繰入金、法定内で単費の繰入れをするものでございます。

項2目1基金繰入金、繰入れはございませんでした。

款7繰越金、前年対比でマイナスの16.5%、189万8,661円の減でございます 124ページをお願いします。

諸収入、前年対比で320万7,907円の減でございます。

項2雑入、目5雑入、備考欄の健康診査料収入については、特定健診の自己負担分246名 分でございます。

歳入の合計、当初予算額 5 億4,664万5,000円、補正予算額202万6,000円、予算現額 5 億4,867万1,000円、調定額 5 億6,881万4,166円、収入済額 5 億5,885万2,857円、不納欠損額は131万400円、収入未済額は865万909円でございます。

126ページをお願いします。

歳出の事項別明細になります。

款1総務費、前年対比プラスの40.6%、149万6,072円の増でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料、国保連合会の委託料133万8,353円、国保資格システム等電算の委託料が196万200円でございます。

項2徴税費、目1賦課徴収費、節12委託料は国保税の電算委託料でございます。

項3運営協議会費、支出はございませんでした。

款2保険給付費、前年対比プラスの3.5%、1,368万696円の増でございます。

項1療養給付費1,270万7,113円の増でございます。

128ページです。

項2高額療養費325万323円の減となっています。

項3移送費、支出はございません。

項4出産育児諸費、こちらも支出はございません。

項5葬祭諸費、4件分で昨年より3件減でございます。

130ページです。

項7結核精神諸費712件分で、昨年より56件の減でございます。

款3国民健康保険事業費納付金、県が医療給付費等見込みを立てた上で、公費等の拠出で 賄われる分を除き、市町村ごとに納付金を決定するものでございます。総額で1億1,985万 2,370円で前年比マイナスの14.16%、1,977万5,465円の減でございます。

132ページです。

款4保健事業費、前年対比マイナスの14.5%、77万6,027円の減となっています。

項1保健事業費、目1保健衛生普及費、節18負担金補助及び交付金、人間ドックの補助金で、日帰り53人、1泊が7名、脳ドックが2人でございます。

項1目1特定健康診査等事業費、節12委託料、国保特定健診委託料でございます。

款 5 諸支出金、前年対比マイナスの47.0%、247万3,872円の減となっています。

項1 償還金及び還付金加算金、目1 一般被保険者保険料還付金、所得構成等で国保税の額 が過誤納となった場合に還付するものでございます。

134ページをお願いします。

目 5 保険給付費等交付金償還金、節22償還金利子及び割引料、令和元年度の国民健康保険 療養給付費等負担金の確定による返還金でございます。

款9予備費、支出はございません。

支出合計、当初予算額が5億4,664万5,000円、補正予算額が202万6,000円、予算現額5億4,867万1,000円、支出済額が5億3,623万6,224円、不用額は1,243万4,776円でございます。

以上、議案第2号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上

◎議案第3号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第7、議案第3号 令和2年度青木村別荘事業特別会計決算の 認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、議案第3号 令和 2年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

138ページをお願いします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

財産収入、収入はございません。繰越金5.9%、別荘管理収入88.3%、不納欠損額は60万 4,800円、収入未済額は506万3,800円でございます。諸収入0.2%、繰入金5.6%、収入合計 が1,787万7,196円、前年度対比でマイナスの14.7%、308万217円の減でございます。

140ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

予備費、支出がなく、事業費が100%でございます。

歳出合計1,685万3,022円、前年度対比マイナス15.3%、305万4,495円の減でございます。 歳入歳出差引残高102万4,174円、執行率は95.0%、歳入総額に対します残高割合は5.7% になります。

144ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款1財産収入、収入はございません。

款2繰越金、前年対比マイナスの56.9%、138万6,917円の減でございます。

款3別荘管理収入、前年度対比でマイナス1.3%、20万3,800円の減。

款4諸収入、テニスコートの使用料は、前年より1万9,500円の減でございます。

歳入合計が当初予算額1,669万9,000円、補正予算額マイナスの99万9,000円、継続費及び 繰越事業費繰越財源充当額204万2,000円、不納欠損額60万4,800円、予算現額が1,774万 2,000円、調定額が2,354万5,796円、収入済額は1,787万196円、不納欠損額が60万4,800円、 収入未済額は506万3,800円でございます。

146ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1事業費、前年対比マイナスの15.3%、305万4,495円の減となりました。

項1別荘事業費、節1報酬、パートの任用職員9名分、節2給料、フルタイムの任用職員1名分でございます。修繕料は、別荘地内の街灯7か所のLED化の工事11万7,480円、除雪用のトラクターの修理10万9,617円が主なものでございます。節12委託料、備考欄の委託料は別荘敷地内の夜間パトロールの委託料でございます。節13使用料及び賃借料、賃借料は案内板の土地代、それから軽トラックのリース料1台分でございます。節14工事請負費、令和元年度災害の復旧工事費2件で204万1,600円でございます。節15原材料費、セメント、砂、コンクリートブロックなど軽微な修繕に使用する材料、それから今回、管理事務所の倉庫の材料を購入してございます。節17備品購入費、ビニールハウスの材料備品7万1,746円、ラベルプリンター3万8,995円、充電式の生け垣用バリカン15万1,030円が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金は、区費の協力金でございます。節24積立金は、基金の積立金250万円でございます。節26公課費は、消費税の納付金68万6,400円が主なものでございます。

款2予備費は支出はございません。

歳出合計、当初予算額1,669万9,000円、補正予算額マイナスの99万9,000円、繰越事業費 繰越額が204万2,000円、予算現額1,774万2,000円、支出済額が1,685万3,022円、不用額は 88万8,978円でございます。

以上、議案第3号 令和2年度青木村別荘事業特別会計の決算について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いします。

◎議案第4号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第8、議案第4号 令和2年度青木村介護保険特別会計決算の 認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、議案第4号 令和

2年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

150ページをお願いします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

保険料19.7%、収入未済額は188万3,480円でございます。使用料及び手数料、率として 出てまいりません。国庫支出金24.4%、支払基金交付金25.7%、県支出金14.1%、繰入金 15.2%、繰越金0.9%、諸収入、村債は収入がございません。

歳入合計 5 億5,506万7,580円、前年度対比でマイナスの2.4%、1,366万1,771円の減でございます。

152ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費2.3%、保険給付費91.9%、財政安定化基金拠出金は支出がございません。基金積立金0.9%、地域支援事業4.4%、諸支出金0.5%、公債費、予備費は支出がございません。

支出合計 5 億4,852万8,475円、前年対比でマイナスの2.7%、1,516万4,252円の減でございます。

歳入歳出差引残高653万9,105円、執行率は99.4%、歳入総額に対します残高割合は1.2% でございます。

156ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款1保険料、前年対比マイナスの2.2%、244万2,920円の減でございます。徴収率は98.3%、収入未済額は188万3,480円でございます。

項1介護保険料、目1第1被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料は、年金より特別徴収されるものでございます。

款2使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3国庫支出金、前年度対比プラスの1.7%、224万9円の増でございます。

項1国庫負担金、前年度から638万1,610円の増でございます。項2国庫補助金414万 1,601円の減でございます。

158ページです。

款4支払基金交付金、前年度対比マイナス3.8%、569万1,250円の減。

款 5 県支出金、前年対比でマイナスの5.9%、494万7,246円の減でございます。

160ページです。

繰入金、前年対比マイナス3.4%、296万353円の減でございます。

項2基金繰入金はございませんでした。

款7繰越金、前年対比でプラスの2.8%、13万9,389円の増でございます。

款8諸収入、162ページになりますが、款9の村債は収入はございません。

収入合計額、当初予算額 5 億7, 205万7, 000円、補正予算額マイナスの2,000万7,000円、 予算現額 5 億5, 205万円、調定額が 5 億5, 695万1,060円、収入済額は 5 億5,506万7,580円、 収入未済額は188万3,480円でございます。

164ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1総務費、1,280万4,195円は前年度から37万6,834円の減。

項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料は、電算処理の委託料でございます。

項2介護認定審査会費、広域連合への負担金でございます。

項3趣旨普及費、節10の需用費、印刷製本費は制度啓発用のパンフレット、ポケットブックの代金でございます。

款2保険給付費、前年対比マイナスの4.3%、2,268万7,659円の減でございます。

項1介護サービス等諸費、要介護1から5の認定者に係るものでございます。

目 1 居宅介護サービス給付費398万7,518円の減、166ページ、目 5 施設介護サービス給付費1,886万1,150円の減。

項2介護予防サービス等諸費、要支援1・2に係るものでございます。

目1介護予防サービス給付費15万5,479円の増。

168ページです。

項3その他諸費、国保連合会への審査手数料でございます。

170ページです。

項4高額介護サービス等費、負担額が一定額以上となった場合に、超えた分に対して支給 されるものでございます。

項5特定入所者介護サービス等費、有料の老人ホーム等の施設入居者に係るものでございます。

項6高額医療合算介護サービス等費、介護保険と医療保険の自己負担額の合算が一定額以 上の場合に支給されるものでございます。

172ページです。

款3財政安定化基金拠出金、款4基金積立金、支払準備基金に500万円の積立てを行った もので、年度末の現在高は550万4,000円でございます。

款5地域支援事業、前年対比プラスの13.0%、279万9,435円の増でございます。

項1介護予防・生活支援サービス事業費、要支援1・2の方、または介護予防ケアマネジメントにより各サービスが必要とされた方に係るものでございます。

項2一般介護予防事業費、全ての高齢者を対象とする事業で、お口の健康教室、脳力アップ教室など開催に係る支出でございます。コロナの影響もあってマイナス76.0%、48万4,070円の減でございます。

項3目包括的支援事業・任意事業費、目2権利擁護事業では、いずれも成年後見人に係る ものでございます。

節12委託料は、成年後見センター運営事業の委託料になります。

目4任意事業費、節12委託料は介護予防地域支え合い事業委託料で、緊急通報システム業務委託料、訪問理美容サービス等助成金でございます。節18負担金補助及び交付金、介護用品の補助金で32件でございます。節19扶助費、寝たきり認知症老人介護慰労金でございます。

款6諸支出金、対前年比でプラス4.1%、10万806円の増でございます。

176ページです。

項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金、前年度において収入超過 になっていた分で、本年度に歳出還付したものでございます。

目 2 償還金は元年度の精算に伴う介護給付費等国庫負担金の返還金で256万3,822円でございます。

款7公債費、款8予備費、支出はございません。

歳出合計、当初予算額 5 億7, 205万7, 000円、補正予算額マイナスの2,000万7,000円、予算現額 5 億5,205万円、支出済額 5 億4,852万8,475円、不用額は352万1,525円でございます。

以上、議案第4号 令和2年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げました。よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いします。

◎議案第5号の上程、説明

〇議長(金井とも子君) 日程第9、議案第5号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計 決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 議案第5号 令和2年度青木 村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。

180ページをお願いします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療保険料76.9%、収入未済額が145万9,100円でございます。使用料及び手数料は構成割合が出てきません。繰入金22.8%、諸収入、構成割合としては出てきません。 繰越金0.3%でございます。

収入合計6,587万3,884円、前年対比プラスの4.7%、293万5,613円の増でございます。 182ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金100%、諸支出金は構成割合として出てまいりません。予 備費は支出がございません。

支出合計6,567万1,071円、前年対比でプラスの4.7%、292万9,213円の増でございます。 歳入歳出差引残高は20万2,600円、執行率は99.9%、歳入総額に対します残高割合は 0.3%になります。

186ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款1後期高齢者医療保険料、前年対比プラスの6.3%、299万8,678円、徴収率は97.2%、収入未済額は145万9,100円でございます。

項1目1特別徴収保険料は、年金より特別徴収されるものでございます。

款2使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3繰入金、前年比で3万9,865円の減でございます。

項1一般会計繰入金、目1節1保険基盤安定繰入金、保険料の軽減分に係るものでございます。

款4諸収入、項2目1雑入、過年度還付金に係る収入でございます。

款 5 繰越金、前年度の繰越金でございます。

収入合計、当初予算額6,480万4,000円、補正予算額87万円、予算現額計で6,567万4,000

円、調定額6,733万2,984円、収入済額6,587万3,884円、収入未済額は145万9,100円でございます。

188ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1後期高齢者医療広域連合納付金、前年対比でプラスの4.7%、295万8,813円の増でございます。

項1後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。 款2諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、保険料の過誤納分を歳出 還付したものでございます。同額を歳入において県広域連合より補塡されてございます。

款3予備費、歳出はございません。

歳出合計、当初予算額6,480万4,000円、補正予算額87万円、予算現額6,567万4,000円、 支出済額6,567万1,284円、不用額は2,716円でございます。

以上、議案第5号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計の決算について御説明を申し上げました。

◎議案第6号の上程、説明

〇議長(金井とも子君) 日程第10、議案第6号 令和2年度青木村簡易水道事業会計決算の 認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、議案第6号 令和 2年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてお願いします。

本年度から企業会計に移行したことにより、様式が従来と全く変わったものになっています。決算書、目次の次のページまくっていただいて、1ページになるところですが、こちらが本来の企業会計の決算書になるものでございますが、行政のほうで使っている科目と全く変わっておりますので、内容がよく見えないこともありまして、担当のほうで後ろのほうの13ページ、14ページのところに、もう少し細かく歳出を分けたものを添付していただいていますので、そちらをもって説明に替えさせていただきたいと思います。

また、今回、昨年の4月から移行したことによりまして、企業会計化するのに3月末をも

って打切り決算となっておりますので、前年との対比、金額を比較するができません。そんなこともあって、今回については、各科目どの部分にどんな費用が入っているかということを説明させていただいて、今回の説明にさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

では、13ページのところになりますが、大きく4つに項目が分かれております。収益費用の明細書が左側にあって、右側には資本的収支の明細書ということで分かれております。

左側の収益費用の明細書、上のほうが収入部分、収益の部分になります。こちらに記載してございますのは、その中でまた2つに分かれておりますけれども、営業収益と営業外収益がございます。営業収益につきましては、直接的な水道料等の徴収分がこちらにカウントされています。水道の使用料が7,957万8,391円、それから量水器の使用料が141万1,789円でございます。

その他営業収益というのがありますけれども、ここの負担金については、水道に加入した場合の新設の負担金がこちらに計上されます。100万円ちょうどでございます。手数料については、料金収入を得るための督促手数料でございます。

その下の営業外収益になりますけれども、他会計の補助金ということで、4,341万1,000 円計上してございますが、こちらは一般会計からの繰入れ部分になります。その下の長期前 受金の戻入というのがありますけれども、こちらについては企業会計独特のものでありまし て、過年度までの投資をしてきた部分の算定になるもので、直接現金が動いているものでは ございませんので、御了解ください。

下の費用のほうになりますが、こちらが歳出に係る部分になります。その中で営業費用の一番上、原水及び浄水費、こちらは水を取水する部分の費用になります。委託料のところで申し上げますと、水質検査の委託料、それから配水池等の草刈りの委託料等合わせまして390万9,046円の支出でございます。

修繕費については施設等の修繕、それから動力費についてはポンプその他の電気料等でございます。薬品費については、水を浄化するための薬品代でございます。

その下になりますが、配水及び給水費、こちらについては、今度は水を配る部分の費用になります。こちらも先ほど委託料の中で水質検査ありましたけれども、あちらは原水のほうの水質検査になりますが、今度は配るほうの水の水質検査、それから修繕についてはメーター器の交換ですとか、施設の修繕、今回修繕では夫神の配水池のフロート交換170万円等を支出してございます。

その下、総係費になりますが、こちらは事務費に当たる部分になります。担当する職員の 給料等の人件費、それから事務費に当たる消耗品などの費用、それから燃料費、印刷費等、 事務全般に係る費用がこちらで計上になります。そちらの合計が1,204万1,302円となりま す。

その下の減価償却費については、現金での移動はございません。所有する施設等の減価償却に当たる部分でございます。

一番下に特別損失ということで175万4,615円計上してございますが、これは移行した年だけ発生するものでございまして、法適用の前に発生していた支払い等、精算をした部分についての支出がこちらで計上になります。

右側の資本的支出の明細書を御覧ください。

こちらについては、継続性があるものについて、資本としてカウントして計上するものになりますけれども、長期的なものということで、借入れを行った起債の関係でそちらの費用、それから真ん中の負担金及び分担金、こちらについては工事の負担金になっておりますけれども、今回、242万9,688円計上してございますが、これは県からの委託事業に当たる部分で、当郷の歩道工事による切り回し分でございます。補助金については、一般会計からの繰入れ分に当たるものでございます。

支出の一番下のところになりますが、こちらでも資本的支出の中の企業債の償還分ございますが、こちらで計上されるのは、水道事業の事業債の元金分の償還分が計上されて7,018万5,184円となっています。

以上、ちょっとまとまりませんが、青木村簡易水道事業会計の決算の報告とさせていただ きますが、よろしくお願いいたします。

○議長(金井とも子君) ここで暫時休憩を取りたいと思います。

開始は13時、1時ということでお願いいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長(金井とも子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第7号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第11、議案第7号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道 事業会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、議案第7号 令和 2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

先ほど御説明申し上げました上水道と同じで、昨年3月から企業会計に移行しました。そんな関係で、前年との比較もできませんこともあって、今回は項目ごとにどんな内容のものを含んでいるかの説明において説明に代えさせえていただきますが、よろしくお願いします。ページで13ページをお願いいたします。

先ほどの上水道の様式とほぼ似た形にはなっておりますが、若干内容が違う部分もありま すので、よろしくお願いします。

左側の収益費用の明細からお願いいたします。

収益の関係、下水道事業の収益として、営業収益、これは水道のほうと一緒で、下水道の使用料がまず一番上に載ってございます。下水道の使用料6,234万9,292円の収入でございます。

その他収益の手数料につきましては、督促料 4 万3,900円、それから雑収益の 3 万520円、 こちらについては東京電力の関係の放射能検査の影響からの収入がまだ残っておりまして、 3 万520円の収入になっております。

営業外収益の関係でございますが、他会計の補助金ということで、一般会計からの繰入れが3,221万8,000円ございます。

その下の費用のほうになりますけれども、下水道事業の営業費の関係、一番上のところが 管渠の管理の部分になります。委託料の支出で74万円の支出ございますが、こちらについて は管渠の清掃点検作業、約1キロを行っておりまして、その費用でございます。

処理場費、こちらは浄化センターの中での、センターの部分についての費用がまとめてございます。燃料費は灯油代等、それから光熱水費は電気代です。それから委託料については浄化センターの管理委託料、それから水質検査、汚泥の運搬等の委託になります。修繕費については浄化センターの施設の部分の修繕、今回293万6,033円計上してございますが、集

じん機といって、一番入り口に当たる部分の機械でございますが、ギアボックスの修理を行っておりまして、その費用が主なものでございます。薬品代については浄化する際の薬品でございます。

総係費につきましては、先ほども申し上げましたように事務的な経費になります。給料、 手当、法定福利費については人件費分、正規職員1名と任用職員0.5人分でございます。備 消品については事務費部分になりまして、事務用品等の消耗品の購入部分でございます。燃 料費については、公用車の燃料代、それから通信運搬費については、電話等の使用料でございます。 います。委託料については、電算のシステムの保守、管理の委託料、それから、今回企業会 計に移行するに当たってコンサルをお願いしてございまして、そちらの委託料でございます。 賃借料、負担金、保険料等事務的な部分の支出、合計しまして1,458万9,580円でございます。 す。

営業外費用の関係でございますけれども、支払利息及び企業債取扱諸費ということで、こちらについては、お借りしている部分の利息分についての計上となります。雑支出については、消費税の納付分でございます。

特別損失については先ほど申し上げましたように、切替えになった1年目ということで、 法適用前の精算に係る費用でございます。

右側の資本的収支の明細になりますけれども、収入としては企業債の部分、下水道事業債のコンサル分が120万円、それから、下水道費の分担金、ここが若干水道と違うところでして、資産の見方が若干違うようで、上水道では事業収益の収益費のほうで新設の分担金を見ておりましたけれども、下水道については資本的支出の中で計上するというルールになってございまして、下水道費の分担金のところに903万円ありますけれども、この中に43万円の17戸分が新設の分担金で入ってございます。その他負担金につきましては、県事業等の補償費等の収入が44万5,455円でございます。その下、補助金ということで、他会計補助金ありますけれども、こちらは起債部分の元金分がこちらで計上になります。

資本的収支の支出の部分でございますけれども、建設改良費の中の工事請負費については、 県の保証事業についての支出、それから固定資産購入の部分については、浄化センターの中 で使う、今回12万1,000円については、検査用の顕微鏡を購入してございまして、そちらが 計上になっております。

それから、企業債の償還金については、起債の元金分がこちらの計上でございます。 以上、下水道事業についての収支について御説明申し上げましたが、また、来年以降は今 年との比較も含めて説明について検討させていただき、分かりやすい方法を模索していきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

◎社会福祉協議会会計決算の報告

○議長(金井とも子君) 続きまして、日程、議案にはありませんが、令和2年度青木村社会 福祉協議会会計決算について報告をいただきます。

多田会計管理者、お願いいたします。

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは引き続きですが、青木村社会福祉協議会の会計についてでございますが、令和2年度青木村社会福祉協議会会計 決算について御説明を申し上げます。

資料の決算書の3ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

補助金10.3%、配分金2.7%、事業委託金58.3%、使用料及び手数料10.6%、繰越金15.1%、諸収入2.2%、財産収入については率は出てまいりません。寄附金0.8%、歳入合計が3,247万4,469円、前年対比で4.5%のプラス、139万7,556円の増でございます。

5ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

事務費8.8%、事業費91.2%、予備費は支出がございません。

支出合計が2,753万989円、前年対比でプラス5.2%、136万4,059円の増でございます。歳 入歳出差引残高ですが、494万3,480円、執行率は84.8%、収入総額に対します残高割合は 15.2%でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書になります。

款1補助金、前年度対比マイナス7.3%、26万2,000円の減でございます。

項1村補助金、村からの補助金でございます。

款2配分金、前年対比マイナス4.0%、3万6,839円の減でございます。長野県共同募金 会からのものでございます。 款3事業委託金、前年対比プラス17.2%、278万3,000円の増でございます。

項1村委託金、老人センター分で128万円の増、くつろぎの湯で150万3,000円の増でございます。

款4使用料及び手数料、前年対比でマイナス33.9%、177万1,402円の減でございます。

項1使用料、老人福祉センター等使用料で5万1,852円の減、くつろぎの湯の使用料も171万9,550円の減でございます。

項2手数料は特に申し上げることはございません。

款 5 繰越金、前年度よりマイナス3.4%、17万4,591円の減でございます。

款6諸収入、前年度よりプラス620.3%、60万9,388円の増でございます。

款7財産収入、昨年と同額でございます。

款8寄附金、9ページへまいりますが、今回新設となりまして25万円の皆増でございます。 フードバンク事業のためのボランティアの会からの寄附金でございます。

11ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1事務費、前年度対比マイナス3.9%、9万8,688円の減でございます。

項1事務費、節1報酬、会長1名、理事4名、評議員6名、嘱託の職員1名でございます。 あとは特に申し上げることはございません。

款2事業費、前年対比プラス6.2%、146万2,747円の増でございます。

項1援護費、節19扶助費、両親、片親のいない家庭への慰問金、30世帯で19万2,000円で ございます。そのほかにフードバンクの食料支援事業30万1,598円の支出がございます。

項2慰霊祭費、特に申し上げることはございません。

項3助成金、節19負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会の補助金29万円、身体障害者協会補助金40万円、ボランティアの会の補助金25万円が主なものでございます。

項4心配ごと相談事業費、節1報酬、心配ごと相談の相談員3名の支出でございます。

項5老人センター費、節1報酬、パートの職員分、節2給料は任用職員、主に2名分でございます。

項6在宅介護者リフレッシュ事業、項7福祉ふれあい事業については支出がございません。 項8くつろぎの湯運営費、節1報酬、任用職員、パートの方ですが、2名分、それから節 2給料は任用職員1名分でございます。

14ページです。節10需用費、消耗品費は石けん類、それから風呂の清掃用具等の購入代

金、修繕費はくつろぎの湯のポンプ、モーター等の修繕39万720円、ボイラー、真空ヒーター等の修繕57万3,100円が主なものでございます。節12委託料、貯湯槽等の清掃委託料35万7,500円、施設清掃業務の委託料54万430円が主なものでございます。節13使用料及び賃借料、備考欄の賃借料は、田沢温泉からの引湯料30万円が主なものでございます。節26公課費、消費税でございます。

項9地域支え合い事業費、支え合い事業に係るものでございまして、節18負担金補助及び 交付金、単価2万円の9地区分でございます。

項10結婚推進事業費、節1報酬、結婚相談員4名分でございます。

項11防災事業費、特に申し上げることはございません。

17ページになりますが、款3予備費、支出はございません。

歳出総額、当初予算額2,825万円、補正予算額420万7,000円、予算現額3,245万7,000円、 支出済額2,753万989円、不用額は492万6,011円でございます。

以上、令和2年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

◎監査報告

○議長(金井とも子君) ここで、監査委員より監査報告があります。

内藤代表監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員(内藤賢二君) それでは、令和2年度青木村各会計歳入歳出決算並びに基金 運用状況について監査報告いたします。

監査は、宮下監査委員とともに、一般会計、特別会計、公営企業会計について、関係諸帳 簿及び証拠書類等照合した結果、誤りがないことを確認いたしました。

歳入歳出の両面にわたり財源確保に取り組まれ、各会計いずれも黒字決算であり、健全な 財政運営が行われていること、限りある財源の有効利用と経費の節減に努めている点を評価 いたします。併せて、前年の指摘事項について改善の方向に努力されていることを確認いた しました。

9月3日に北村村長に決算審査意見書を提出させていただきました。本来であれば、議員の皆さんに詳しく報告させていただくところでありますが、今議会は新型コロナウイルス感

染症対策に配慮した議会運営ということを理解し、お手元にお配りしました令和3年9月3 日付、令和2年度青木村各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見についてをもちま して、監査報告とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(金井とも子君) 代表監査委員より監査報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時21分

○議長(金井とも子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第8号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第12、議案第8号 押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長(片田幸男君) それでは、議案第8号 押印を求める手続の見直しのための 関係条例の整備に関する条例(案)。

令和3年9月8日提出、青木村村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大と、これからのデジタル時代を見据えた取組としまして、国に先行して各地方自治体で押印の見直しについて取組が行われているところでございます。

本村におきましても行政手続の簡素化、住民の利便性向上を図る観点から、押印を求めている行政手続、内部手続の洗い出しを法令例規集から行い、国から示されたマニュアルや先行する事例を参考に整理をさせていただきました。引き続き、押印を必要とするものとしましては、契約書ですとか、協議書、覚書などで双方が決め、押印を行う契約書としての性質

を備えているもの、また、登記関係の書類や金融機関に提出する書類、本村以外の組織、団体から押印が義務づけられているもの、また、国や県の法令、条例等により押印が義務づけられているもの、また、実印、登録印を求め、印鑑証明書と照合するものといたしました。

署名、または記名、押印の選択制とするものについては、同意書ですとか委任状など、本人の意思を強く求めるものや、本人や第三者に不利益が生じるおそれがあるもの、診断書、意見書、証明書など、本人以外が作成する書類で、作成者の意思によるものであることを担保する必要性があるものといたしました。

この観点から、条例において押印を求めるこちらの議案にございます第1条に掲げる職員 の服務の宣誓に関する条例。

- 第2条 青木村不妊症治療費給付金交付条例。
- 第3条 青木村不育症治療費給付金交付条例。
- 第4条 青木村火入れに関する条例に定める4手続について、それぞれ表記のとおり条例 改正をお願いするものでございます。

なお、押印を求める手続については、ほとんどが規則、あるいは要綱等において様式が定められておりますので、条例以外の規則、要綱等についても改正を行い、令和3年10月1日から施行する予定で、今準備を進めているところでございます。

以上、議案第8号について、御説明申し上げました。

◎議案第9号の上程、説明

O議長(金井とも子君) 日程第13、議案第9号 青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

〇住民福祉課長(小根沢義行君) それでは、議案第9号について御説明申し上げます。

青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)。

令和3年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴いまして、村の条例で規定しておりましたマイナンバーカードの再発行手数料800円、これを村の条例で規定する必要がなくなったために、第2条第9号を削除するものでございます。

以上、青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明いたしました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第14、議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための 固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の 説明を求めます。

花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長(花見陽一君) それでは、議案第10号について説明を申し上げます。

青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改 正する条例(案)。

令和3年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いします。

青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、第25条を第26条に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

今回の改正の理由につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤 強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、同省令の題名が 改められたことに伴い、本条例において、課税免除の措置を規定する第2条中必要な改正を 行うものでございます。

以上、議案第10号について御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第15、議案第11号 監査委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

〇村長(北村政夫君) 議案第11号 監査委員の選任についてでございますが、人事案件でございますので、最終日に改めて提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第16、議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦の同意を議題 とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

〇村長(北村政夫君) 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてでございます けれども、これも人事案件でございますので、最終日に改めて提案をさせていただきたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第17、議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

〇村長(北村政夫君) 議案第13号 教育委員会委員の任命について。

これも人事案件でございますので、最終日に改めて提案をさせていただきたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第18、議案第14号 令和3年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当課長及 び教育長よりお願いいたします。

片田総務企画課長。

〇総務企画課長(片田幸男君) それでは議案第14号について御説明申し上げます。

令和3年度青木村一般会計補正予算(第3号)。

令和3年度青木村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,753万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,741万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的でございますが、防災対策事業債、限度額、補正後3,150万円とするものでご ざいます。

内容については、別荘地内の琴山川河川改修工事費の増に伴うものでございまして、44万円の借入れ増となるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

続いて、7ページ、8ページを御覧ください。

2歳入について御説明申し上げます。

款 4 項 1 目 1 配当割交付金は52万8,000円を追加し、162万8,000円とするもので、株式等の配当に対して納められた税をもとに交付されるもので、見込みより増でございます。

款 5 項 1 目 1 株式等譲渡所得割交付金は68万1,000円を追加し、138万9,000円とするもので、株式等の譲渡に対して納められた税をもとに交付されるもので、こちらも見込みより増でございます。

款10項1目1地方交付税は、1,544万8,000円を追加し、12億7,014万8,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は526万4,000円を追加し、1億556万9,000円とするもので、節1総務管理費補助金は、032地方創生臨時交付金で80万9,000円、こちらは文科省の補助事業を利用して小・中学校で実施いたしましたコロナ対策事業の補助裏一般財源分、こちらの分として交付されるものでございます。033事業者支援分につきましては、445万5,000円、こちらはこのほど事業者支援分として追加で内示があったものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目6商工費県補助金は320万円を追加し、395万円とする もので、こちらは特別警報Ⅱ発出市町村等事業者支援交付金として、県から内示がございま した。

項3委託金、目1総務費委託金は479万8,000を追加し、1,208万6,000円とするもので、 第2徴税費委託金は県民税徴収事務委託金が見込みより増でございます。

続いて、款19項1目1繰越金は、1,312万円を追加し、1億7,021万8,000円とするもので、 前年度繰越金が見込みより増でございます。

続いて、款20諸収入、項4目1雑入ですが、9万1,000円を追加し、2,585万4,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種費等は、集団接種会場を本村の集団接種会場で 村外住民の接種に係る費用が国保連を通じて納付されるものでございます。

款21項1村債、目3防災対策事業債は440万円を追加し、3,150万円とするもので、節2 自然災害防止事業債は先ほども御説明いたしましたけれども、別荘地内の琴山川河川改修工 事に伴う借入れ増でございます。

続いて、次のページ9ページ、10ページをお願いいたします。

3歳出でございます。

総務企画課の関係でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、こちら203万5,000円を追加し、1,823万9,000円とするもので、節12委託料の例規集データ更新等委託料は令和5年度から段階的に導入されます職員の定年延長に伴う制度設計、例規整備等の支援業務に関わる費用を計上いたしました。

目10地方創生臨時交付金事業費は850万円を追加し、1億533万2,000円とするもので、節 18負担金補助及び交付金は事業者に対する支援金で、県事業分として370万円、村事業分と して360万円、農業者への支援分として120万円、合わせて850万円を計上してございます。

以上、議案第14号 令和3年度青木村一般会計補正予算について、歳入全般と総務企画課 関係の歳出について御説明を申し上げました。

- 〇議長(金井とも子君) 多田税務会計課長。
- **〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君)** それでは、補正予算の税務会 計課の関係について説明を申し上げます。

9ページをお願いします。

款 2 総務費、項 3 徴税費、1,237万8,000円を追加し、6,780万2,000円とするもので、節 22償還金利子及び割引料でございますが、住民税の修正申告等によって還付が発生した場合 に支出するものでございます。今回、遡って大口の還付が発生したことにより、補正させて いただきますので御承知ください。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** それでは、補正予算の住民福祉課関係について御説明申し上げます。

引き続き9、10ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費を198万4,000円追加し、1億3,808万4,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料は国庫負担金返納金の増によるものでございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明いたしました。

- 〇議長(金井とも子君) 稲垣建設農林課長。
- **〇建設農林課長(稲垣和美君)** それでは、建設農林課関係について御説明を申し上げます。 9ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 農地費60万円を追加し、425万5,000円とするもので、節10需用費の10万円は、当郷地区にあるため池 3 池、塩之入池、中原池、管社池が同時決壊した場合を想定したハザードマップの印刷代、節12委託料の50万円はその当郷地区にあるため池 3 池が同時決壊した場合を想定したハザードマップの作成委託料として計上をさせていただきました。

項2林業費、目2林業振興費20万2,000円を追加し、7,281万9,000円とするもので、節10

需用費の3万円は、最近村内に出没しておりますニホンザルを追い払うための威嚇用の爆竹 代、節17備品購入費17万2,000円はニホンザル捕獲用のおり2基分の購入代として計上をさ せていただきました。

続いて11ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費77万円を追加し、2,359万4,000円とする もので、節12委託料77万円は、滝川ダムが決壊した場合を想定したハザードマップの作成 委託料として計上させていただきました。

項2道路橋梁費、目2道路新設改良費1,000万円追加し、6,490万8,000円とするもので、 節12委託料1,000万円は、当郷地区の用排水路の測量、設計業務委託料として計上させてい ただきました。

目 4 河川改良費 440万円を追加し、1,166万円とするもので、節14工事請負費 440万円は沓掛地区の青木の森別荘地内にあります河川改良工事に関し実施設計をしましたところ、施工後の総延長が伸びることから、補正計上させていただきました。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目2林業施設災害復旧費220万円を追加し、220万5,000円とするもので、節10需用費220万円は、本年8月13日から15日にかけての前線停滞大雨の影響による村松地区の林道東沢線と沓掛地区の林道琴山線の修繕費として計上させていただきました。

項2公共土木施設災害復旧費、目2道路橋梁災害復旧費300万円を追加し、300万4,000円とするもので、10需用費300万円は、先ほどの林道修繕と同様に本年8月の前線停滞、大雨の影響による沓掛地区の村道青木の森2号線、入奈良本地区の村道深山線、殿戸地区の村道殿戸別所線の修繕費として計上させていただきました。

以上、建設農林課関係について御説明を申し上げました。

- 〇議長(金井とも子君) 花見商工観光移住課長、お願いします。
- ○参事兼商工観光移住課長(花見陽一君) それでは、引き続き9ページをお願いいたします。
 商工観光移住課の補正予算について御説明申し上げます。

6 款商工費、1項商工費、3目の観光費33万円を追加し、1,400万円とするものでございます。節10需用費ですが、修繕料としまして、夫神、十観山登山道のわだちなどの整備に要する費用を計上しております。

以上、商工観光移住課の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。

〇教育長(沓掛英明君) 教育委員会関係についてお願いします。

11ページをお開きください。

款9教育費、項3中学校費、目2教育振興費ですが、4万6,000円を増額して、5,587万8,000円といたしました。節18負担金補助及び交付金の増ですが、現在青木中学校にバスで通学している生徒2名分の通学補助費を計上してございます。

続きまして、項5保健体育費、目2体育施設費ですが、108万5,000円を増額して、1,726万6,000円といたしました。節10需用費の増で、その内訳ですが、4か所分ございます。まず、1つ目は総合グラウンドにあった古い時計の撤去と、新しい時計の設置費用であります。2つ目ですが、村営プールの流水プールのほうの排水溝の蓋の取替え工事の費用、3つ目ですけれども、同じく村営プールのろ過用の配管の取替え工事の費用です。4つ目ですが、総合体育館の消火栓ポンプの取替え工事のための費用であります。

教育費は以上でございます。

◎議案第15号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第19、議案第15号 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正 予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

〇建設農林課長(稲垣和美君) それでは、議案第15号について御説明申し上げます。

令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算、第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,844万6,000円は、損益勘定留保資金3,758万1,000円、消費税及び地方消費税資本的調整額86万5,000円で補塡するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,595万円は損益勘定留保資金4,430万4,000円、消費税及び地方消費税資本的調整額164万6,000円で補塡するものとする」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、第2項負担金及び分担金108万7,000円を追加し、108万8,000円とするものです。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費859万1,000円を追加し、1,810万8,000円と するものです。

令和3年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いいたします。

令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算の内訳書になります。

資本的収入、款1資本的収入、項2負担金及び分担金、目1負担金等、節1工事負担金 108万8,000円につきましては、当郷地区の国道143号歩道拡張に伴う水道管布設替え工事に 係る県からの工事負担金です。

資本的支出、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 原水及び浄水施設費、節 1 工事請負費406万円につきましては、水道水源から旧当郷第 1 配水池までの導水管の布設替え工事、目 2 配水施設費、節 1 工事請負費453万1,000円につきましては、当郷地区の国道143号歩道拡張に伴う水道管布設替え工事203万1,000円、入奈良本、深山地区の配水管導水に伴う布設替え工事250万円として計上いたしました。

以上、議案第15号について御説明申し上げました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第20、議案第16号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水 道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

〇建設農林課長(稲垣和美君) それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

第2条 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、下水道事業費用、第1項営業費用、123万2,000円を追加し、1億9,257万5,000円とするものです。

令和3年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いします。

令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算の内訳書になります。

収益的支出、款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費、節20修繕費123万2,000円につきましては、電話回線を利用した音声によるマンホールポンプ2か所の通報装置が故障したことによるシステム交換で90万2,000円、浄化センター内の水道水及び再生水の配管が漏水していることによる配管の交換修理として33万円を計上させていただきました。以上、議案第16号について御説明を申し上げました。

◎発議第1号の上程、説明

O議長(金井とも子君) 日程第21、発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地 方税財源の充実を求める意見書についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛議員。

○9番(沓掛計三君) それでは、御説明申し上げます。

発議第1号、令和3年9月8日。

青木村議会議長、金井とも子殿。

提出者、青木村議会議員、沓掛計三。

賛成者、青木村議会議員、宮入隆通。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。 裏面をお願いします。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済 的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は来 年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確 実に実現されるよう、強く要望する。

- 記 1 令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、 断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策と して講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきもので あり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税の創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として 地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、 経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣です。

以上、議員の皆さんの御賛同を賜りますようお願い申し上げて、説明とさせていただきます。

なお、これにつきましては、長野県の議長会のほうから各県下の議会のほうへ提出されて いる議題でございます。よろしくお願いします。

◎陳情第1号の上程、説明

〇議長(金井とも子君) 日程第22、陳情第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情についてを議題といたします。片田議会事務局長より説明をお願いします。

片田議会事務局長。

○議会事務局長(片田幸男君) それでは、陳情第1号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

2021年8月18日、青木村議会議長、金井とも子様。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情。

陳情者、非核・平和・憲法を護る上小の会、上田市常田2-6-3、会長、林博信。

先の太平洋戦争において、沖縄県では国内で唯一地上戦が行われました。この沖縄戦は、

一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦で、24万人以上にも及ぶ一般住民・兵士が亡くなり、沖縄県民4人に1人が犠牲になりました。

特に多くの犠牲者を出した糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われています。

沖縄戦で犠牲になった方々のご遺骨はもちろん、その血が染み込んだ土砂を埋立事業に用いることは人道上許されません。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨 収集を実施することが重要です。

貴議会において、上記に基づき、以下の事項について国宛の意見書を提出してください。

記 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。

2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上でございます。

裏面には意見書の案が示されてございます。

◎陳情第2号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第23、陳情第2号 トリチウムなどの放射性核種を含むALP

S処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情についてを議題といたします。片田議会事 務局長より説明をお願いします。

片田事務局長。

○議会事務局長(片田幸男君) それでは、陳情第2号につきましても、朗読をもって説明と させていただきます。

2021年8月18日、青木村議会議長、金井とも子様。

トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情。

陳情者、非核・平和・憲法を護る上小の会、上田市常田2-6-3、会長、林博信。

政府は、4月13日関係閣僚会議を開催し、2011年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故処理について、トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出の基本方針を決定しました。2015年1月、福島で行われた政府、東京電力と地元市町村長らとの会合において、政府は、「関係者の理解なしには処理水のいかなる処分も行わない」と約束しています。今回の方針決定はこの約束を反故にするものです。

今年の4月から漁業の本格操業の準備に入ったなかでの海洋放出決定は、漁業をはじめ農林業などあらゆる産業および地域の影響ははかりしれなく、被害は甚大なものとなることは明らかです。福島県内では7割を超える市町村議会で反対や慎重の意見書が採択され、世論調査でも反対の意見が多数を占めています。

また、東京電力のこの間の不祥事や隠ぺい体質に多くの批判があり、不信が高まっています。

今、政府がやるべきことは海洋放出の結論ありきではなく、陸上保管やトリチウム除去の 分離技術も含めたあらゆる処分方法を検討し、「不安」や「風評被害」が発生せず、すべて の産業において復興が着実に展開することに確信が持てるまでは、陸上保管を継続すること を強く求めます。

貴議会において、上記に基づき、以下の事項について国宛の意見書を提出してください。

- 記 1. 政府関係閣僚会議で決定されたALPS処理水の海洋放出の基本方針を撤回し、 陸上保管を継続すること。
 - 2. 漁業関係者との約束を反故にしたことに対して、謝罪し約束を履行すること。以上でございます。

裏面には意見書の案が示されてございます。

◎社会福祉協議会会計補正予算の報告

○議長(金井とも子君) 続きまして、日程、議案にはありませんが、令和3年度青木村社会 福祉協議会会計補正予算について報告をいただきます。

小根沢住民福祉課長、お願いします。

○住民福祉課長(小根沢義行君) それでは、青木村社会福祉協議会補正予算の御説明をいたします。

令和3年度青木村社会福祉協議会会計補正予算(第2号)。

令和3年度青木村社会福祉協議会会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ3,003万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月8日提出、青木村社会福祉協議会会長、清水よし江。

それでは、7ページ、8ページを御覧ください。

2歳入、款1補助金、項1村補助金、目1村補助金を60万円追加し、390万3,000円とするもので、フードバンク事業に対する村の補助金でございます。

款 6 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入を 7 万円減額し、17万4,000円とするもので、長野県共同募金会助成金の減によるものでございます。

続きまして、9ページ、10ページを御覧ください。

3歳出、款2事業費、項1援護費、目1援護費を28万円追加し、95万2,000円とするもので、節19扶助費はフードバンク食糧支援事業の増によるものでございます。

款3予備費、項1予備費、目1予備費を25万円追加し、35万円とするもので、財源振替を行った一般財源25万円を予備費として追加するものでございます。

以上、青木村社会福祉協議会会計補正予算(第2号)について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長(金井とも子君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆さんは、この後全員協議会を開きますので、議員控室へ御移動ください。 以上です。

散会 午後 2時09分

令和3年9月10日(金曜日)

(第2号)

令和3年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程(第2号)

令和3年9月10日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	松	本	淳 英	君	2番	塩	澤	敏	樹	君
3番	平	林	幸一	君	4番	宮	入	隆	通	君
5番	坂	井	弘	君	6番	松	澤	正	登	君
7番	金	井	とも子	君	8番	宮	下	壽	章	君
9番	沓	掛	計 三	君	10番	居	鶴	貞	美	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	北	村	政	夫	君	教	育	長	沓	掛	英	明	君
総務企画誌	果長	片	田	幸	男	君	参 商工 課	事 観光科	兼 8住 長	花	見	陽	_	君
住民福祉部	果長	小札	艮沢	義	行	君	税務	管理者 会計訓 5 災 危 理	果長	多	田	治	由	君
建設農林護	果長	稲	垣	和	美	君	教育公員	下次 長 民 館	· 兼 長	宮	下	剛	男	君
保 育 園	長	成	沢	亮	子	君	課 地域	: 福 祉 : 補 佐 包括 ³	: 兼 乞援	髙	栁	則	男	君
建設農林課長補佐農業振興係	兼	上	原	博	信	君	課長	t 農 林 : 補 佐 设 係	課兼長	小	林	義	昌	君
総務企画課長補佐 事業推進室	兼	塩	澤	和	宏	君	課長	6 企 補 性 財政係	兼	小	林	利	行	君

 住民福祉課課長補佐兼保健衛生係長
 早乙女
 敦君
 総務企画課庶務係長
 宮澤俊博君

 住民福祉課住民福祉課任民係長
 奈良本いずみ君
 総務企画課課長補佐兼総務係長
 小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(金井とも子君) 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(金井とも子君) 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦労さまです。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。

本日の一般質問はもとより、14日、15日には委員会審議が行われますので、御都合がつきましたら傍聴いただければ幸いです。

本日は、令和3年第3回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。7人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

◎一般質問

○議長(金井とも子君) 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式 で行ってください。

質問者並びに答弁者にお願いいたします。

一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。特に、時間短縮はいたしませんが、コロナ禍の状況を踏まえ、質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、円滑な進行に努めていただきますようお願いいたします。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇松澤正登君

○議長(金井とも子君) 6番、松澤正登議員の登壇を願います。

松澤議員。

[6番 松澤正登君 登壇]

○6番(松澤正登君) おはようございます。

議席番号6番、松澤正登でございます。

通告に従いまして、一括質問をさせていただきますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

私は、大きなお題目として、安心・安全な村づくりについて7点ほど質問をいたします。 このところ、経験をしたことのないような大雨を毎年のように経験しております。世界中 が前例のない降雨、大雨、干ばつに見舞われております。片や世界難、国難とも言える新型 コロナウイルス感染症は全国に緊急事態宣言が発令されてもおかしくない状況で、ロックダ ウンも辞さない状況に来ており、終息のめどはいつのことかの状況でございます。

さて、最近の気象変動は短時間の急変により、長時間続く変化は認識しにくい。その意味で、長雨も要注意であります。少しの雨が災害の引き金となり、停滞する前線の影響で県内では8月14日、中南信部を中心に強い雨が続きました。岡谷市では、8月15日、土石流が発生し、2階建て民家の土砂が流出して母子3人が死亡した惨事がありました。当時の雨量は市が避難指示発令の検討をする基準に達していたが、実際に発令されたのは土石流発生から約30分後の午前6時だったそうでございます。

青木村の洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを見ても、村中危険箇所でいっぱいであります。村でも地域防災力向上計画の策定、防火、防災マップ地域点検の観点から地区防災マップの作成が進められており、安全・安心な村づくりに努力されているところであります。

さて、質問をまず一つとしてさせていただきます。

自治体の避難情報の発令は、今年5月から従来の避難勧告が廃止され、切迫度の高い避難 指示に一本化されました。災害の危険度が増してくると、避難の呼びかけが頻繁になるため、 自治体が発令をちゅうちょする傾向があるとの懸念も出ているところでありますが、今回岡 谷市での災害は特定の場所に被害が集中した今回の特例だとも言われておりますが、青木村 でも雨の状況は3か所の雨量観測所でも大きく差がある場合があります。岡谷市の事例を踏 まえて村長の所感と避難指示等の発令についての考えをお聞きしたいと思います。

質問2番目に、砂防ダム、砂防堰堤等のインフラ対策は万全かであります。砂防堰堤等は昭和34年災害以降に築造されたものが多いと思いますが、ほとんどは満杯に等しくなっており、大きな土石流があれば、下流域への影響が心配な箇所があります。過去にお聞きした経過がありますが、村には砂防関係施設が393か所ある。令和3年にかけて156か所の点検を予定しているとの回答がありましたが、その後の状況はどうか、危険な箇所はなかったか。点検状況をお聞きしたいと思います。

質問3番目に、ドローンの活用状況であります。

既に、河川、ため池等の点検調査等の活用をされていることをお聞きしていますが、一つの活用事例として、村内の危険箇所等については平常時と気象の異常時の見分けがつけられるような状況把握等にも活用したらどうかと思いますが、今後の活用面について考えがあれば、お聞きをしたいと思います。

4番目に、最近の豪雨災害などの大災害を目の当たりにして、村民の意識は高まっている 一方、自然現象がかつてと変わり始めているのに、村民の意識が変わっていないと言われて おります。

特に、高齢者の92%ぐらいの人が避難をためらったり、行動を取らないという調査結果もあります。今後の防災、減災を考えるに、各地区ごとの防災訓練や講師を呼んだ生涯学習講座の実施などで災害への住民意識の向上が必要と感じておりますが、村の考えをお聞きいたします。

次に、第5番目に、村では最近の土石流災害を受けて、別荘所有者に村の災害情報を周知するために、防災メール登録の呼びかけがありました。近隣、佐久穂町では、気象庁や県・町の気象予測や予測雨量などのデータを基に、水害時の浸水箇所を予測するシステムの試験運用など、役場職員と消防団員がITやパスワードを入力して見ることができる、情報を共有して避難誘導につなげている仕組みと言われております。また、御代田町では、ロゴチャットが自治体専用チャットと言われているそうですけれども、活用での災害状況を素早く共有するシステムを使用しているというハード面、ソフト面での充実を図っているが、今後、村として検討されていることがあれば、お聞きをしたいと思います。

第6番目に、令和2年12月に策定された地域防災向上行動計画は、今後も策定委員会が開催され、完成するものと理解しておりますが、青木村地域防災計画にも盛り込まれていくのか、お聞きをしたいと思います。

質問7番目になりますが、新型コロナ感染症予防対策の対応についてでございますけれど も、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、(1)で、現在の青木村のワクチン接種状況についてお聞きをいたします。

- (2)番目に、新聞によると、中南信地方を中心に、災害が相次いだ今月中旬の、8月になりますが、大雨災害で少なくとも長野市と飯田市が避難情報を発令した地域に、新型コロナウイルスの自宅療養者が複数いたことが分かったということであります。現状では、療養者の詳しい体調や避難所での対応も示されておらず、市町村の対応に委ねられているとあります。青木村では、自宅療養中の感染者が出た場合、避難体制対応についての考えをお聞きいたします。
- (3) としまして、世界各国で新型コロナウイルスによる感染する子供が急増しております。日本でも。厚生省によりますと、沖縄県では新規感染者のうち未成年が占める割合は25%に迫る状況であるとありました。県内でも第5波の子供の感染が増えております。感染力の強いデルタ株の拡大で、従来、家庭内は大人から子供への感染が主流でありましたが、逆に子供から大人が感染するリスクも増えております。村では小・中学校、高校へのワクチン接種の進め方、そして状況についてお聞きをしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(金井とも子君) 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長(北村政夫君) 松澤議員の質問1について、私から答弁をさせていただきます。

岡谷市で8月15日に土石流の災害が起き、母親と子供3人が犠牲になりましたことは、誠に残念なことであり、衷心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

この災害を受けて、まず頭に浮かびましたのは、岡谷市の事例と同じでありますけれども、 青木の森の別荘地へ永住していない人は防災メール、あるいは情報電話等持っていないわけ でありまして、その緊急時の連絡方法について危惧をいたしました。そして、防災メールの 登録ということをまず呼びかけをしたところでございます。

避難指示の発令の仕方についてでありますけれども、降雨量とか、今後の天気の予測、気象台の予報、警告、それから1日の時間帯、昼か夜かというようなことも含めて、総合的に判断をし、迅速に的確に、そして勇気を持って早期に発令をしてまいりたいと考えております。もっとも緊急事態となった際には、先日防災訓練で実施をいたしまして有効性が確認されました防災のツイッター、それから緊急通報メール、こういったものを活用してまいりた

いと思います。

〇議長(金井とも子君) 稲垣課長。

〔建設農林課長 稲垣和美君 登壇〕

〇建設農林課長(稲垣和美君) それでは、私からは質問2についてお答えを申し上げます。

点検の実施状況につきましては、平成31年度に113か所、令和2年度に155か所、令和3年度実施中が125か所の計393か所につきまして、上田建設事務所の発注によりまして点検が行われており、その結果、点検実施済みの箇所につきましては軽微な損傷等が見受けられる施設があったものの、緊急的なものではなく、また砂防堰堤等の大型構造物における重大な損傷等はなかったとの報告を受けております。

今年度の125か所につきましては、引き続き点検を実施していただいております。緊急的に対策が必要と判断された箇所については、応急対策等を検討されていただいているということで報告を受けております。

点検の実施方法につきましては、業者委託によりまして、県が策定した砂防関係施設点検 実施要領に基づき、3名1班で原則5年ごとに点検を実施されております。点検方法は目視 を原則として、3ランクに評価され、Aが要改築、Bが維持管理対応、Cが対応不要とする ということでございました。また、近年県の事業としまして、村松地区の大沖沢で堰堤内の 土砂撤去をする事業に着手していただいており、現在調査中とのことでございます。今後も 引き続き堰堤内の土砂撤去を要望していく予定でございます。

ちなみに、堰堤が土砂で満杯になったとしても、土石流を止める効果がゼロになるという わけではなく、効果を発揮した事例も県内他市町村にはあるとお聞きをしております。また、 現地の状況によっては山腹崩壊を防ぐためにある程度土砂がたまっていたほうがいい場合も あるということでございます。ただ、堆積した土砂を取るにしても、昔に施工したものは進 入路のないものが多いため、関係者の御理解、御協力が不可欠となりますので、地元や地権 者の皆様の御協力をいただきながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

O議長(金井とも子君) 多田防災危機管理監。

[会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 多田治由君 登壇]

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、私から何点か、御 回答申し上げたいと思います。

まず1つ目ですが、3番のドローンの活用についてでございますが、青木村においてもド

ローン1台を今購入しまして、活用を考えておるところでございますが、実際に危険箇所の 点検等では活用を想定していますけれども、降雨ですとか強風といった条件下で使用するこ とは相当熟練した技術が必要となってきます。今後の課題と考えております。

使う職員についてですが、職員を対象に講習会等実施しておりますが、災害以外での活用 も含めて今後研修や訓練を実施していきたいと考えております。

それからもう1点、地域防災力向上行動計画の今後の進め方ということでございますが、 こちらについてはこの3月に完成してございます。今後の社会情勢等の状況によりまして見 直しの検討は必要と思いますけれども、皆様の御協力により完成し、策定委員会の作業も完 了したと考えております。今後機会あるごとに利用していただいて、有効に活用していきた いと考えております。

また、地域防災計画におきましても、同様でありまして、各種計画の内容にそごがないよう画一的な防災行政の方向性をお示しできるよう心がけていきたいと考えております。

地域防災力向上行動計画でございますが、本体については、村のホームページで掲載して おりまして、ダウンロードすることも可能でございます。それからダイジェスト版、2つつ くってございますが、自助編については全戸に配布してございます。また共助編、こちらに ついては地域での活動を中心としたものでございますので、区長会で配付してございます。 また機会ごとに利用していきますので、よろしくお願いします。

以上です。

〇議長(金井とも子君) 片田課長。

〔総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○総務企画課長(片田幸男君) 私のほうから4番目と5番目の御質問について御答弁申し上げたいと思います。

質問の4番目では住民の防災意識の向上というようなお話があったかと思います。自助、 共助の意識を高めていただくための一環としまして、先ほど来お話が出ております地区防災 マップの作成をお願いをして、その際に集まった方を対象に防災講座的なことも行っている ところでございます。また、防災マップ作成地区については、その翌年、村の総合防災訓練 に合わせて避難訓練を計画して、身近なものとしていただくよう努めているところでござい ますし、作成地域については着実に防災意識は高まっているものというふうに認識をしてお ります。今後も、地区防災マップの作成をお願いしていくとともに、御提案のとおり、折に 触れて村民の皆さんの防災意識の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。 また、5番目でございますけれども、災害情報については、本村では情報電話を軸としまして防災メール、それからFMとうみの携帯アプリ、ホームページ、あるいはフェースブック等を活用して周知をしているところでございます。加えて先ほど来お話がございましたけれども、先日の防災訓練を機に防災ツイッターの開設、それから緊急速報メール、エリアメールの活用試験を行ったところでございますけれども、その有効性について確認をしたところでございます。村のホームページでは、村内の3か所の雨量の状況を確認いただくことができますし、気象予測など、気象庁ですとか、国土交通省のシステムにもリンクをして確認できるようになっております。これまで、そういった形で伝達ツールを増やしてきたところでございますけれども、増えれば増えるほど、発信する作業に時間がかかったりすることになります。今後も、簡単により多くの方に効果的な情報伝達ができる仕組みについては、また引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長、7番目のコロナの関係、お願いしたいと思います。

小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

〇住民福祉課長(小根沢義行君) それでは私のほうから、質問7の新型コロナ等感染症対策 予防の対応について、順次お答えいたします。

1番目の現在の青木村のワクチン接種の状況でございますが、新型コロナウイルスワクチンの接種状況は、現在住民のおおむね8割近くの方が2回目の接種を終了しております。1回目の接種終了者の方は約81.2%になります。年齢別では、15歳以上の方に対しまして既に接種券を送付済みであります。コールセンターのほうで診療所の接種の予約受付をしております。

2番目、災害時のコロナ感染症で自宅療養の人の避難体制と対応についてですけれども、 災害時、コロナの感染症で自宅療養者がいる場合については、他の人と別の避難場所を設置 する、また他の人と接触しないように、動線等を明確に分ける等の配慮をした上で避難所の 設置をする等の対応を、保健所等の関係機関と密接に連携を図りながら、対応していきたい というふうに考えております。

3番目、小・中学生、高校生へのワクチン接種の進め方の状況についてお答えいたします。 新型コロナウイルスワクチンの接種対象年齢は現在12歳以上となっております。現在、15 歳以上の方に対しまして接種券を送付し、接種の受付を行っております。この中では、18歳、15歳の高校3年生、中学3年生の方は今後受験、就職等で県外に出かける機会もあるのではないかということで、優先して接種券を送付いたしました。今後は、ワクチンの在庫を確認いたしながら、12歳から14歳の方に対しまして順次接種券を送付する予定でございます。

- 〇議長(金井とも子君) 松澤議員。
- ○6番(松澤正登君) ありがとうございました。

過日の茅野市の土石流でも、地域での避難訓練などの防災意識を高める努力を続けてきた と。豪雨が終了した5日は、土砂災害の兆候に気づいた地区や県らが対応を検討して、消防 団や警察が連携して住民に直接避難を呼びかけて回ったことが功を奏して、甚大被害がなか ったとありました。

また、コロナ感染対策につきましても、関係いたします皆さんのおかげでワクチン接種も 大きく進んでいるところでありますが、今後も一層の御努力をお願いし、安心・安全な村づ くりをよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長(金井とも子君) 6番、松澤正登議員の一般質問は終了しました。

◇ 平 林 幸 一 君

O議長(金井とも子君) 続いて、3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林幸一議員。

[3番 平林幸一君 登壇]

○3番(平林幸一君) 議席番号3、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私はさきに通告をいたしました大項目の2点について、各項目ごとの小項目を質問してまいります。各小項目ごとの御回答をお願いをいたします。

まず初めに、いまだに終息のめどの立たない新型コロナウイルス感染症に対応するため、 長期にわたり最前線で御尽力いただいている医療従事者の皆様、それから感染症拡大防止対 策の先頭に立ち、奮闘されております村長はじめ村行政職員の皆様、御協力いただいていま す青木村の全事業所の皆様に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。 ただいまもありましたが、7月3日、熱海市、8月15日の岡谷市の土砂崩れ災害でお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りをいたします。また、九州、広島地方では河川の 氾濫や土砂崩れで被害に見舞われた方々にお見舞いを申し上げます。

日本で相次ぐ記録的豪雨や海外の大規模な山火事、冬には雪の降り方も変わっていると言われています。こうしたニュースが報じられる際、最近では地球温暖化による異常気象という言い方をよくされるようになったかと思います。では、温暖化が進んでいなかったときと比べ、実際にどんな変化が起き、どのぐらい被害が増えたのでしょうか。最新の研究で明らかになりつつあります。数年前から温暖化の影響は出始めています。温暖化の世界に足を突っ込んでいて、もう待ったなしです。災害が多くなり、豪雨が強くなって世界が新たなフェーズに入っていると思います。温暖化の影響はこれから10年はまだ続くと思います。さらに大きくなっていきます。そのことを分かった上で対応する必要があります。今まで逃げられたところが逃げられなくなることも出てきます。行政の施策だけではなく、地域に住む住民の防災の意識を高めるということが大変重要です。将来さらに被害が大きくなっていくということを共通認識をし、今、対策を始めなければいけません。今はまだ温室効果ガスの影響が分からないから分かるまで待っておこう、そんな悠長なことを言っている時期ではありません。今始めないといけません。

令和2年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説で、菅義偉内閣総理大臣は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す、そのことを宣言をいたしました。このカーボンニュートラルとエネルギー施策には切っても切れない関係が生まれ、両輪をコントロールしなければ経済成長が進まなくなってしまうおそれがあります。また、最近の環境と経済の話では、RE100、SDGs等世界のグローバル的な考えにも注目して取り入れ成長しなければ、企業は生き残れない時代に突入をいたしました。脱炭素社会実現へ向け、エネルギー転換が必須となっています。また、我々の生活及び社会活動の基盤エネルギーという観点においては、想定外のいかなる状況においても安定供給が可能な、よりリスクに強いエネルギーマネジメントシステムの構築が求められ、再エネに加え、水素、アンモニアを加えたエネルギーミクスでの検討が進められています。

再エネは太陽光、風力発電を中心にその導入数がグローバルレベルで急増し、課題であった発電コストも早期に化石燃料同等レベルを実現すべく技術革新が進んでいます。未来に向けた最適エネルギーの利用取組について、以下、小項目4点についてお伺いをしてまいりま

す。

まず1点目です。

経済産業省は関係省庁と連携をし、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定をしました。経済と環境の好循環につなげるための産業施策と聞いていますが、国のグリーン成長戦略について本村ではどう捉えているか、お伺いをいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 村長。
- **〇村長(北村政夫君)** それでは、1の1)グリーン成長戦略について、私からお答え申し上げたいと思います。

地球温暖化が顕著になりまして、一昨年の台風19号など、私どもの身近なところで大きな 影響を受けております。その対応の中で、平林議員の御質問にもありました未来の最適エネ ルギーの取組につきましては大変重要なポイントであるというふうに思っております。

質問の1)でありますけれども、国では、御質問にありましたように、2050年にカーボンニュートラルに向けて温室効果ガス排出8割を占めるエネルギーの分野の取組、特に電力部門の脱炭素化は重要であるというふうに承知しております。

村にとりましても、国が2050年に向けまして技術革新、あるいは予算、税、あるいは規制など、あらゆる施策でしっかり取り組んでいくとしておりますので、村の行政の上からも注視してまいりたいと思っております。このことは、行政だけで完結するものでなくて、村民の皆さんとか、商工会とか、あるいは教育など、おのおののポジションで取り組んでまいりたいと考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 平林議員。
- ○3番(平林幸一君) ありがとうございました。

続いて、小項目 2、青木村がゼロカーボンの村を目指すためには、村内で再エネが積極的に導入されることが重要であります。その促進のために減税、投資額の利子補給、補助金など積極的施策が重要です。現在の青木村の産業部門等でのカーボンニュートラルに向けた投資促進税制、 CO_2 抑制対策補助金等の支援施策活用状況及び再エネ導入率と地産地消についてお伺いをいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 花見商工観光移住課長。
- ○参事兼商工観光移住課長(花見陽一君) ただいま御質問にございましたカーボンニュートラルに向けた投資促進税制、また二酸化炭素抑制対策事業についての活用ということでございますが、申し訳ございません、こちらのほうでは現在状況は把握はしてございません。

また、再生エネルギーの導入率ということですが、再生可能エネルギーとしては太陽光、 風力、地熱、水力、バイオマスがありますが、細かな導入率ということまでの算出は出して ございませんが、申し訳ありません。

ただ現在村では住宅用太陽光の推進、また電気自動車の導入などを進めている状況でございます。

- 〇議長(金井とも子君) 平林議員。
- ○3番(平林幸一君) 続いて、小項目3、日本では平成29年、世界初の水素に関する国家戦略の策定をし、将来的なコスト目標を設定するなど、水素社会実現に向けた取組が推進されてきました。

最近の話題では、令和2年10月に完成したオーストラリアにある褐炭ガス化施設から液化水素を神戸市にある基地まで輸送する液化水素運搬船の実証実験を始めるニュースがありました。また、水素ガスと空気中の二酸化炭素を結合させてメタンガスを作り、e-fuelと呼ばれるガソリンを作り、今年になって欧州の航空会社がこのe-fuelを混ぜて飛行機を飛ばす実験を始めたという報道があります。今年の5月23日には、富士スピードウエイで開催された24時間耐久レースに参戦をし、ガソリンの代わりに水素を燃やして走る水素エンジン車が初めてレースに参戦をし、完走をいたしました。

また、長期間ためることが難しい再生可能エネルギーによる電力を水を介して水素に変換し、貯蔵するPtoG、パワー・ツー・ガスの略ですが、この技術の開発が本格的に動き出しました。太陽光などは発電量などが天候に大きく左右される上に、余った場合蓄電池を使っても長期間ためておくことが難しいという弱点がありました。東京電力や大手繊維メーカーの東レ、山梨県などはこの技術の開発を加速するため、新たな協議会を設立をしました。今後、5年間で山梨県内に設置された太陽光パネルの発電した電力を使って水を電気分解し、水素に変換するシステムの大型化に向けて開発を進めるという報道もありました。

石炭から石油に代わったエネルギーも、環境に優しい水素エネルギーに代わることが想像 されますが、水素社会における国の動向と青木村の取組についてお伺いをいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 花見商工観光移住課長。
- ○参事兼商工観光移住課長(花見陽一君) ただいまの平林議員さんおっしゃられたとおりでございます。

国でも、水素を利用したエネルギーの活用を重要な取組としまして、水素社会の確立を目指しているところと認識はしてございます。ただ、現在の青木村としましては、水素社会の

実現には水素エネルギーの利活用や供給の観点などからも、水素インフラ整備には課題がまだまだ多いためにまだ取組は難しいと考えております。今後もアンテナを高くし、国・県の情報を得てまいります。

- 〇議長(金井とも子君) 平林議員。
- ○3番(平林幸一君) ありがとうございました。

続いて、小項目4、一般的に生産活動が活発化すればCO₂排出量は増加する傾向と思われますが、青木村の産業部門のCO₂排出量はどのように推移し、また産業界におけるカーボンニュートラルに向けた取組、方向性について、青木村はどのように捉えていくことが今後重要と考えているかをお伺いをいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 花見商工観光移住課長。
- ○参事兼商工観光移住課長(花見陽一君) 御質問にございました二酸化炭素排出量でございますが、実質はちょっとまだまだ濃度、具体的に計測などを行っていないために、ちょっとお示しすることができません。御質問の中でもありますとおり、脱炭素社会の実現を目指す上で、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進としては、住宅用太陽光の推進、生ごみ処理機のごみ減量化、街灯のLED化、森林整備の促進など、村民、事業者、村と協力し、脱炭素に向けて取り組んでまいる所存でございます。
- 〇議長(金井とも子君) 平林議員。
- **〇3番(平林幸一君)** ありがとうございました。

産業界では、カーボンニュートラルに向けた取組が今後重要だと捉えているということが 分かりました。未来に向けて、今から何をしなければならないかをよく考えて行動していく ということが必要であります。御答弁いただいた未来の最適エネルギー利用に向けた取組に ついて、継続取組を期待をし、大項目1の小項目4点についての質問を終わります。

続いて大項2つ目、記憶に新しい令和元年9月9日の千葉県に上陸をしました台風15号は中心気圧960~クトパスカル、中心最大風速40メートル毎秒、最大瞬間風速60メートル毎秒の猛烈な勢力のままで上陸をいたしました。関東地方中心に19地点で最大瞬間風速の観測史上1位の記録を更新するなど、大雨による被害よりも暴風雨による被害が際立つ典型的な風台風でありました。

この台風により、千葉県内で鉄塔 2 塔が倒壊をし、東京電力管内で1,996本の電柱が損壊、 倒壊するなど被害が起き、約93万世帯が停電に見舞われました。この停電の全面復旧までに 2 週間以上要する非常事態に陥るなど、まさかこの21世紀の首都圏でこれほど長時間に及ぶ 大規模停電が発生するとは誰もが思いもよらないことでした。そんな中、完全停電だった地域にこうこうと輝く道の駅がありました。全駅で停電が発生し、町中が真っ暗な中で地元産のガス100%を利用するガスコージェネレーション発電機を装備した道の駅、千葉県睦沢町に希望の光を輝かせました。道の駅発電所として停電中フル活動を続け、自宅のお風呂に入れない町民のために温浴施設のシャワーを無料開放したり、携帯電話の充電をするなどの利用者から大変喜ばれました。山間部など、倒木により設備の復旧が長期化した地域、これを復旧難航地域と言いますが、において、太陽光、蓄電池やコジェネといった分散型電源が稼働をし、家庭の生活維持や事業活動の継続に貢献するなど、地域における災害時の緊急時のレジリエンス、自律的回復力を向上させた好事例であります。

このように、いつ起こるか分からない災害時に、青木村の蓄積した技術や施策が活用できるか、いま一度確認をし、災害時のエネルギー確保についてどのように考えているか、以下、 小項目3点でお伺いをしてまいります。

小項目1、避難所停電対策として、災害時の夜を迎えることは当たり前のように起こります。村内の避難所が安全に運営するためにも電気の存在は欠かせません。そこで、避難所停電対策として、プラグインハイブリッド車、PHV車と言いますが、から直接給電を受けることが可能となる避難所への外部給電設備の設置を提案をいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 村でも電気自動車を3台ほどさきに導入をいたしまして、さきのワクチンの接種会場でも電源供給に役立つことを改めて確認をしたところでございます。 日産自動車との災害協定も結んでおりまして、有事の際には電気自動車を貸し出していただくような協定を結んでいるところでございます。

そんな中で、現状ですと、車からコードリールで引き込んで使うということができるわけ でございますけれども、確かに御提案のような外部からの給電設備があれば、プラグを差し 込むだけで避難所全体に電力を供給できるというようなことになるかと思いますので、大変 有効な手段であるというふうに思います。

しかしながら、その工事にはどのぐらいの費用がかかるのかですとか、補助金ですとか、 有利な起債の活用が可能なのかというようなこと、まだこちらも把握できていない部分がご ざいますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 平林議員。
- ○3番(平林幸一君) ありがとうございました。

これが整い、さらに災害時にPHV車が避難所にいち早く到着できる体制を構築できれば、一段と災害に強い地域になるというふうに思います。それからまたさらに、一般の家にある PHVにも情報が伝わり、災害時に協力していただけるような体制も構築をする、そうして いただきたいというふうに思っています。

続いて小項目2、日本の資源は海外から輸入される石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料に大きく依存をしております。そのためにも日本エネルギー自給率を向上させようと再生可能エネルギーの普及を目指しています。現在、日本の発電電力量に占める再エネ比率は令和元年度時点で18%と主要部に比べると低く、さらなる導入拡大が必要とされています。再エネ発電普及拡大により、日本のエネルギー自給率が向上すると、化石燃料への依存度の低下につながり、燃料価格の乱高下に伴う電気料金の変動を抑えることも可能となると考えられます。再エネの普及促進のために、再エネで発電した電気を電力会社が一定期間買い取る制度、これをFITと言いますが、FIT制度の価格は年々下がっていることは皆さんも御承知のことと思います。そして、早くから太陽光発電を取り入れた家庭では、2019年11月以降にFIT制度での固定価格の売電が終了をいたします。統計によれば2023年には165万棟67万キロワットアワーがFIT対象外電源となり、家庭用太陽光発電が安価な金額で売電されていくことが考えられます。そこで、青木村の現在までのFIT制度導入状況とFIT制度期間満了に伴う今後の家庭用太陽光発電の活用についてお伺いをいたします。

続いて、小項目3、FIT制度期間満了の選択肢では蓄電池を併用し、自家消費に移行していくことがよりベストと考えます。このメリットは家庭部門の CO_2 削減に寄与をし、また、蓄電池を災害時の非常用電源として活用できることです。当時は、太陽光発電を屋根に乗せることが重要とされ、とにかく発電することに力が注がれましたが、今後は自家消費を推進するためにも、蓄電池のない住宅に整備していくことがより重要と考えます。青木村がゼロカーボンの村を目指すためにも、また災害時の電力供給の強靭化のためにも、家庭で発電している再エネを今まで以上に注視していかなければなりません。市場ではまだまだ高価格な蓄電池に対して、大胆かつ戦略的な方針で補助制度をさらに手厚く思い切った施策に取り組んでいただきたく、提言をいたします。

青木村はどのように考えているかをお伺いをいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 今、2番目と3番目の御質問については関連がございますので、併せて御答弁のほうをさせていただきたいと思います。

村では、平成13年度から住宅用太陽光発電設備導入補助というのを開始いたしまして、令和2年度までに156件、1,269万4,000円の補助を行ってきたところでございます。御指摘のとおり、早い段階で導入されたお宅につきましては、固定価格が終了するというようなことを受けまして、村では令和元年度から蓄電池の設置への補助も上限10万円ではございますけれども、スタートをしているところでございます。昨年度まで元年、2年で6件の御申請をいただいておりまして、48万8,000円の実績がございます。また、新規に太陽光と蓄電池のセットで導入をされた場合は上限20万円ということで補助を行っておりまして、この7月からは長野県のほうでも、県でも太陽光と蓄電池のセットで20万円、蓄電池のみで15万円という補助も開始をされているところでございます。こちら村の補助と合わせて申請いただくことで新規の導入ですとか、あるいは売電から蓄電への切替えの後押しになればというふうに考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 平林議員。
- ○3番(平林幸一君) ありがとうございました。

FIT制度期間満了を契機と捉え、さらなる普及活動推進ができるよう蓄電池普及に向けて大胆に取り組んでいただきたいというふうに思います。御答弁をいただいた災害に強い分散型エネルギーの確保について、継続取組に期待をし、大項目2の小項目3点についての質問を終わります。

O議長(金井とも子君) 3番、平林幸一議員の質問は終了しました。

テーブルを拭いておりますので、暫時お待ちください。

◇ 塩 澤 敏 樹 君

○議長(金井とも子君) 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。 塩澤議員。

[2番 塩澤敏樹君 登壇]

- ○2番(塩澤敏樹君) 議席番号2番、塩澤敏樹です。
 - 一括質問でありますが、項目が多くありますので、項目を4つに分けて質問させていただきます。
 - 1つ目の防災・減災については3項目に限って、あと有害鳥獣については1つということ

でお願いいたします。

防災・減災について、まずお願いいたします。

もう松澤議員、平林議員からも出ていまして、松澤議員から同じような質問がありました ので、ちょっとまた形を変えながらということになります。よろしくお願いします。

では、まず、防災・減災について、3つお願いいたします。

各地で観測史上最高値とか、記録的なとか、百年に一度とかという異常気象による災害が多く発生しています。また地震もいつどこで起こるか分からないといった現在です。日本、この我が国はどこでも地震とそれに伴う津波や土砂災害の危険性、また豪雨による河川氾濫、土砂災害の危険性など、多くの自然災害の発生が内在しています。日頃から住民や村の防災関連職員をはじめ、関係機関もこれらの脅威を十分に認識するとともに、いざというときに迅速に対応できるようにしておくことが重要です。ここで特に、住人は行政主体の防災から脱却して、これから自らが積極的に避難行動や災害時要支援者への支援行動を行えるようなことをしていかなければいけないと思います。

そこで質問であります。

先ほどもありましたが、村で、3つお願いいたします。

ハザードマップが各戸に配られました。また、地区ごとの防災マップも作成されています。地区ごとの防災マップは現在どのような作成状況なのでしょうか。同時に平成27年9月の関東東北豪雨においては氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成、配布されていても見ていなかったという状況や、一般的なハザードマップに記載されている浸水深、避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかった状況も見られたという報告もあります。そこで、ハザードマップの見方や防災マップでの避難経路確認など、各地で行う必要があるのではないか。村民の皆さんが有効に活用できるように村として今後どのような取組を考えているか、お伺いします。これについては、先ほど片田課長さんからも答弁がありましたが、させていただきます。

2番目、今後の避難訓練について村全体で行う避難訓練や先日のエリアメールなど、情報 伝達訓練の実施、また一市町村だけでは対応できないことが多く、中央防災会議でも広域的 な対応の訓練が必要であるとされています。広域的な対応の訓練も含め、防災訓練の内容の 高度化をさせていかなければいけないと思います。村長のお考えをお伺いします。

3つ目、水防法が平成29年に改正され、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、施設利用者の災害発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画と避難

訓練が義務化されています。村の要配慮者利用施設であるラポートあおきやクロスロードあおきなどの避難確保計画と避難訓練についての状況はどうなっているのか、お伺いします。 以上、3点について答弁をお願いします。

〇議長(金井とも子君) 北村村長。

[村長 北村政夫君 登壇]

〇村長(北村政夫君) 御質問の②について答弁をさせていただきたいと思います。

災害が多発いたしまして、大きな災害のために避難の在り方につきまして自治体の反省について新聞報道がされておることが多くなりました。超大規模な地震、あるいは原子力災害など、かつて経験したことのない災害対応が今後必要になってくるというふうに考えております。現在、広域的な訓練といたしましては、上田地域広域連合の消防本部、そして4市町村の消防団が組織する上小消防協会で各種の広域的な訓練、大会等を実施しております。また関東圏、あるいは県内の各消防本部同士が連絡いたしまして各種の訓練や大会も実施しております。上田圏域の6市町村で構成いたします定住自立圏の中で、相互の連絡、連携、協力を行い、災害時の対応を迅速に行う体制づくりをただいま検討中でございます。

訓練の高度化につきましては、防災、予防、そして災害時の対応上の情報伝達が避難とか 救助、それから災害時の対応といたしまして、復旧復興、それから非常に広範囲にわたって くるわけでございます。青木村で可能性の高い災害といたしましては風水害とか地震が主な ものとなりますけれども、今後高い水準で開発されます機械とか機器とかグッズとか、そう した一方では、公助、共助、自助など、横断的な組合せをいたしまして高度化を図ってまい りたいと考えております。

以上です。

〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。

〔総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

〇総務企画課長(片田幸男君) 地区防災マップの関係の御質問もいただいております。

1番目の質問でございますけれども、地区防災マップにつきましては、現在、入田沢区では各組ごと、また中挟区、沓掛区で作成済みでございます。今年度は当郷区において作成中でございます。その他の地区についても早期の作成を呼びかけているところでございます。そもそも地区防災マップは該当地区の皆さんの手で作り上げていくものでございますので、作成の過程で地域の危険な箇所ですとか、また安全な避難経路、避難場所等を確認しながら作成を進めていくということでございますので、皆さんにとってはより身近なものになると

いうふうに考えております。先行している地区の皆さんの防災意識の向上には確実につながっているものというふうに理解をしてございます。

また、この作成とセットで作成の翌年には村の総合防災訓練に合わせて、作成した防災マップを基に避難訓練等を行って検証をしていただくというような流れで実施しておりますが、今年についてはコロナの影響で昨年作成いただいた中挾、沓掛区の皆さんを対象とした訓練をお願いすることはできませんでしたけれども、またもし可能であれば来年、当郷の皆さんとかと一緒にお願いできればというふうに思っております。

今後もこのようなサイクルで、地区の防災マップの作成、それからそれを基にした訓練の 実施というようなことを繰り返していってまた防災マップの見直し、そんなことにもつなげ ていっていただければというふうに考えてございます。

〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。

[住民福祉課長 小根沢義行君 登壇]

○住民福祉課長(小根沢義行君) それでは、私のほうから要配慮者利用施設の避難確保計画 と避難訓練の状況についてお答えいたします。

まず、ラポートあおきですけれども、ラポートあおきは介護保険法上の指定介護老人福祉 施設としての位置づけでありますので、介護保険施設としての火災、震災その他の災害に対 して対策計画は既に当然策定済みでございます。ただ、水防法改正に伴う避難計画につきま しては現在策定中とのことでございます。

なお、避難訓練は通常年2回実施しているところでございますが、昨年度はコロナの影響で年に1回、今年度も今後1回実施する予定とのことであります。

次に、クロスロードあおきにつきましてですけれども、クロスロードあおきにつきましては、令和3年3月に避難計画が策定されており、避難訓練も緊急連絡訓練を年に1回、避難訓練も年1回実施されております。

以上でございます。

- 〇議長(金井とも子君) 塩澤議員。
- ○2番(塩澤敏樹君) お願いします。ありがとうございます。

各地区の防災マップの参加も地元的に古老の方といいますか、以前からの方の意見が、以前こういう災害があったとか、そういうことが大変ヒントになるので、そういう人たちが参加できるように分けていただいて、多くの方が経験を生かして話ができるといいと考えました。

それからあと、ラポートあおきとか、クロスロード、地域、中挾とかそういう人たちが少 し関われるような形も考えていただければと考えています。

続きまして、次に、3点になりますが、要配慮者の支援についてであります。

東日本大震災では高齢者や障害者など、自力で避難することが困難な方が多数犠牲となりました。また、近年の大規模災害でも犠牲者の多くが高齢者や障害者などの避難時要支援者となっています。平成25年の災害対策基本法を改正するとともに、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけをしました。近年の災害においても、高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は令和元年の台風15号では65%、令和2年の7月の豪雨では79%、それを受け、国はさらに令和3年5月に災害対策基本法を改正し、市町村に避難行動を要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなど、規定等が創設されました。村では、地域防災力向上計画にものっているように、避難行動要支援者名簿の作成を考えていると思います。

そこで質問であります。3点お願いします。

4番目、まず登録についてであります。村で作成の地域防災力行動計画の共助編にある要配慮者の名簿登録の対象となる村民は何名いるんでしょうか。また、自力で避難することが困難な方で、村で把握していない人が登録を希望される方についてはどのような方法で申請をしていただく予定か、お伺いします。

5点目、次にその支援についであります。名簿の登録を行った方々についてはどのような 支援、避難計画をしているのか、また、福祉避難所はどこに設置され、どの程度の収容人数 があるのでしょうか。

6番目、災害から身を守るために、自助はもちろん、近隣の人々が互いに助け合う共助が極めて重要です。災害時要支援者が実際に参加して避難訓練を行うことにより、支援者は災害時要支援者が避難行動時にどのような手助けが必要であるのか、どのぐらいの時間が必要なのか、どのような準備が必要になるのか、また安全に解除するにはどうすればいいかなどを実際に確認することができるのではないでしょうか。避難計画を作成し、実際に避難訓練を行う計画はあるのでしょうか。

また、社会福祉協議会で進められている支え合いマップづくりと関連して、日頃から支え合いをしながら、避難計画をつくっていくことが大切と考えますが、支え合いマップとの連携をしていくお考えはあるのか、お伺いします。

以上3点、お願いします。

- 〇議長(金井とも子君) 多田防災危機管理監。
- **〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君)** それでは、今の御質問についてお答えしていきたいと思います。

まず、1つ目の避難行動支援者の名簿の件でございますが、村で把握しております登録者数でございますが、登録をすると決まっています部分については要介護3以上の方110名、身体障害者手帳の1級、2級の方、合わせて99名、療育手帳A1の方8名、精神障害者保健福祉手帳1級の方24名ということで、現在把握している人数でいきますと241名ということになります。本人が希望する場合ということでございますが、特に様式は定めてはおりませんが、申出いただければ登録をしていくという方向で考えております。

それから、登録者について支援の内容ですとか、福祉避難所の計画という御質問でございますが、要支援者についての対応の一番の目的は逃げ遅れをなくすということにあります。ですので、過去の災害のときもそうでございましたが、避難等必要となった状態ではまず安否確認の作業を行います。その際、この名簿が一番有効になってくると考えております。それと併せて、訓練の段階等で名簿登録者への支援を想定していく。そんなことで考えております。

それから、福祉避難所につきましては、令和2年3月にラポートあおきさんと要援護者の緊急受入れについての協定を取り交わしております。こちらで収容できる人数については、想定で30名を予定しております。ほかに村の保健センター、役場のほうも含めてでございますが、こちらを福祉避難所として想定してございまして、通常の避難でしたら280名でございますが、福祉避難所として全体を利用した場合には全体の6割程度の人員に限られてくると考えておりまして190名程度かと想定しております。

それから、避難訓練の計画、それから社協で進めている支え合いマップとの連携ということでございますが、村の総合防災訓練におきましても毎回様々な想定の中で訓練を行っております。過去の例でいきますと、ラポートあおきの皆さんとは合同の訓練を実施したという経過もございます。また近年は地区防災マップを作成した地域を中心に、地元の方々に参加していただきながらの訓練ということで進めておりますが、本年度につきましては新型コロナウイルスの関係もありまして、その訓練はできておりません。今後の課題となっていくと思います。

それから、支え合いマップの関係につきましても、そちらを作成する段階で、地区防災マップについても参考の資料として御活用いただいているということもお聞きしています。今

後、まだマップづくりができていない地域もありますので、その辺を併せて一緒に進めてい ければいいと考えておりますが、よろしくお願いします。

- 〇議長(金井とも子君) 塩澤議員。
- ○2番(塩澤敏樹君) お願いします。

登録したときに、あとその情報を各地区に出すことになるかと思います。それについてもいろいろこの間、小海町のほうでも同意がなくても出せるという条例がつくられるようであります。ですから、同意がなくても、同意書を取っていないと思うんです、同意がなくても出せるような何かをつくっていかなければいけないのかなと考えています。東御市や長和町も支え合いマップと関連して今作業を進めていっているということでありましたので、また村としてもお願いしたいと思います。

次に、小諸市との災害における協定でありますが、についてお願いします。

青木村は小諸市との災害時における総合支援等に関する協定をしました。広域にわたる災害が発生した際に、応急対策や復旧対策を双方の市と村が協力して円滑に遂行するために締結されました。この協定が締結されたことにより、物資の供給のほか、避難者の受入れや職員の派遣などができるようになりました。

そこで質問であります。3つお願いします。

7番目、小諸市との避難協定、23施設で3,500人の受入れという情報がありました。具体的にはどこを避難所として考えているのでしょうか。村の地域防災力向上計画、自助編の指定避難所の一覧のほかにどこを避難所とするのか、お伺いします。

8番目、各地区の公民館等に避難所としてありますが、地区の区長さんへの説明等はなされているのでしょうか。また、各施設の受入れについての確認はできているのでしょうか。

3つ目、避難所の設営については、地域防災力向上行動計画、共助編にある避難所の運営についてありますが、造るに当たっては区の区長さん及び役員さんたちが避難所の運営を行うことになるかと思います。そうすると、設営についてのマニュアルを基に、その施設に応じた設営の練習など、役員を中心として区民でやっておく必要があるかと思います。村では設営の指導など行う計画があるのか、お考えをお伺いします。

以上、3点についてお願いいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- **〇総務企画課長(片田幸男君)** 小諸市との協定についての御質問でございます。

今、御質問の中にありました23施設、3,500人ということでございますけれども、地域防

災力向上行動計画の策定後に記載の避難所に加えて、新たに洞、原池の公民館、それから老人センター、それから保育園を新たに避難所に追加してございます。そんなことで、それらの施設が全てがそのとき使えるという想定をした場合には最大の数字ということでお示ししたものでございます。その他の避難所としては考えられるのは、旅館でありますとか、あるいはグラウンドですとか駐車場を開放しての車中避難、そんなことも可能になってくるのかなというふうに考えております。

当然、青木村で小諸市さんの市民の皆さん全員を受け入れることは困難でございますし、 小諸市さん側でどんな方、例えば自身で移動してこられる方なのか、あるいは特定の地区の 皆さんを対象として想定されているのか、何名ぐらいを青木村にというようなことを想定さ れているか等、まだ具体的な詰めた検討をこれからしてまいるというところでございます。

また、地区の公民館の関係でございますけれども、村の施設、あるいは先ほどもお話ししましたけれども、協定を締結しております旅館組合さんとは確認ができているところでございます。また、避難しやすいといいますか、外からお見えになって利用しやすいであろうという幾つかの公民館については、小諸市の職員の皆さんが視察に来られた際に、区長さんに鍵をお借りして中を見せていただいたりしているところでございます。

今後また、全ての公民館をお願いすることになるのか、一部お願いすることになるかですけれども、関係の区長さんにはしっかりと御説明をして御理解をいただいてまいりたいというふうに思っております。

また、避難所の設営についてということでございますけれども、避難所の設営については 村内の災害対応の中でも既に行っていただいているところだと思います。そんなことで、当 然各区の皆さんにも相当な人道支援をいただく部分が出てくると思われます。村も当然対応 に当たることになると思いますけれども、御指摘のように、村民の皆さんの受入れと同様の シミュレーションをしていただくことが大事だと思いますし、またお願いもしていきたいと いうふうに考えてございます。

〇議長(金井とも子君) 塩澤議員。

○2番(塩澤敏樹君) お願いします。

避難所の設営については、もういろいろ変わってきていてといいますか、東日本大震災から比べて設営の仕方うんと合理的になってきたといいますか、うんと改良しなければいけないことが増えているかと思います。それも踏まえて、地域の方たちがいろいろ分かって設営ができればいいと思っています。ありがとうございました。

では、続きまして、鳥獣被害、命をいただくことについての質問をさせていただきます。 3点お願いいたします。

短くいきますが、鹿による害が大変増加してきているということです。鹿の被害は農作物 や森林への食害のみにとどまらず、車道へ飛び出して鹿による害も増加しています。そこで 青木村の鹿の被害、そして処理についてお伺いします。

10番目になります。鳥獣被害の1つ目、野生動物、今回鹿による農業被害の現状と近年の傾向、鹿が増加しているのか、減少しているのか、そして今後の見込みはどうなのか。また村の被害防止についてはどのような対策を取られていくのか、お伺いしたいと思います。

11番目、青木村では捕獲頭数がどのぐらいあり、捕獲を担っている猟友会、実行隊といいますかの皆さんの人数とその人たちに払われている支払い、どのように行われているのか。 そしてその鹿がどのように処理されているのか、お伺いします。

次に、人と共存が難しい環境の中で、鹿も生きるために人里に降りてきて悪さをしてしまうことになっています。そんな鹿を狩猟してただ埋設処理、一問一答で考えていたのが、自分の出し方が間違ったもので続けて言ってしまいますが、埋設処理されているようでありますが、命をいただくとか、もったいないという思いでその鹿たちを暮らしの中で生きるものとして、例えば小諸市さんでやっているドッグフードだとか、肥料、革への加工、またジビエ料理の普及など、加工していくことがこれからのSDGsにも大切と考えます。上田市や長和町でも捕獲者の自己処理に頼っている現状であります。埋設処理ではなく、駆除した鹿の活用をどうにか考えていってほしいと思いますが、村のお考えをお伺いします。

以上、3点についてお願いいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 稲垣建設農林課長。
- **〇建設農林課長(稲垣和美君)** それではお答え申し上げます。

毎年、国からの鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用しまして、有害鳥獣侵入防止柵を 村内各地に地元要望により資材提供を行っております。令和2年度におきましては、当郷地 区に100メートルを実施してございます。また、個人向けの獣害対策として、防護柵、これ の補助10万円を上限として30%補助を実施しておりまして、令和2年度につきましては10 件の申請があり、20万円余の補助金を交付させていただきました。

また、令和2年度から新規で村単の鳥獣被害、大規模防護柵の設置事業を創設しまして、 2件に対しまして114万9,000円の補助を交付してございます。

また、農作物の被害の状況でございますけれども、こちらの有害鳥獣ごとの算出というの

はできておりませんが、鳥獣被害防止策としてのフェンスの設置、また猟友会の駆除活動の 実施によりまして、被害そのものについては若干の減少傾向にあるものと考えてございます。

鹿の捕獲に関しましては、猟友会のほうに委託をしておりまして、令和2年度のニホンジカの頭数は249頭でございました。猟友会員は現在18名でございまして、そのうち上田市在住の方が3名、全体のうち女性が1名という内訳でございます。

捕獲しました個体の処理につきましては入奈良本の残渣処分場で処分をしてございます。 ただし、鹿の個体調査で雌鹿の妊娠状況等を確認するため、猟友会等へ持ち込む場合もございます。猟友会の皆さんの高齢化が進んでおりまして、今後担い手の確保をすることも視野に入れて検討しなければいけない状況であるというふうに認識をしてございます。

駆除をしました鹿の活用方法でございますが、現在、自己処分によりまして、一部鹿の皮をレザークラフト等で活用しておりますが、基本的には残渣処分をしてございます。先進的な取組としましては、小諸市さんが生態系被害、農作物被害対策のためにニホンジカを解体加工してペッフードとして商品化している施設を運営している事例もございます。

議員おっしゃるように、村としましてもSDGsの理念からも活用方法について検討しなければいけないと考えておりますが、仮に解体加工処理施設を設置しようとすれば、場所の選定、地元合意、施設建設費用の財源確保、許認可、個体の捕獲から解体加工処理、販路の確保まで、幾つものフローを経なければなりませんし、各フローに携わる人の確保、流通体制の構築などクリアしなければならない課題は数多く認識しております。中でも地元の合意を得て設置場所を確保することが最も大きな課題の一つであると思っております。これらを村単独で実施する場合には、多大な事務作業、また高額な建設費用等を要することが想定されます。周辺の自治体でも同様に鳥獣被害対策に苦慮されていると認識をしておりますので、そういった自治体とまずは情報共有をし、共通認識を持った上で、広域的に連携しながら解決策や捕獲した個体の利活用についても協議していくことが現実的な対応ではないかと考えてございます。

以上です。

- 〇議長(金井とも子君) 塩澤議員。
- 〇2番(塩澤敏樹君) お願いします。

有害鳥獣について、各広域の地域と相談していただき、ぜひとも有効活用ができるように、 方法を考えていっていただきたいと思っています。あそこの埋没している場所も、見た目も 死骸が出ていたりとか、臭いも一応あります。そんなことであの場所があのまま置いておく、 また場所を変えるというのも大変なことだと思います。どうにか、考えていっていただきたいと。命を大切に使うということに対しても、鹿の活用についても子供たちにも経験して、 勉強していく、体験させるというようなことも教材になるかと思うので、どうにか考えていただきたいと思っています。

また、先ほども松澤議員さんからもありましたように、防災・減災についても村民の人たちがしっかりしなければいけないんだということで、村任せではなくて、村民も積極的にふだんから防災減災について意識を持って避難行動ができるように、そしてまた要支援者に関われるような取組をこれからも村にお願いして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

O議長(金井とも子君) 2番、塩澤敏樹議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩にいたします。

10時40分から開始としたいと思いますので、休憩をお願いいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長(金井とも子君) では、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長(金井とも子君) 1番、松本淳英議員の登壇を願います。 松本議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番(松本淳英君) 議席番号1番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして大項目3点、簡潔に質問させていただきます。御回答のほど、よ ろしくお願いいたします。

まず初めに大項目1番、台風、豪雨時の対応についてでございます。こちら一括質問とさせていただきます。

先月、うら盆期間中、例年にない降雨、長雨に見舞われました。役場職員や消防団の方々には御苦労いただいたこと、深く御礼申し上げます。

幸い、青木村においては、避難指示の発令もなく、大きな被害を免れたところでございます。しかし、県内においては岡谷市において土砂崩れが発生し、3人の方がお亡くなりになられました。心より御冥福をお祈りいたします。

さて、こちらの件ですが、新聞報道によりますと、警戒レベル3、高齢者等避難の発令は 出ていたものの、その後に土砂崩れが発生し、その後に、同4避難指示の発令があったと聞 いております。岡谷市においては避難指示のタイミングが適切であったか検証するとのこと ですが、避難指示の発令の正しさについてはどの住民も関心があるところでございます。

最初の質問です。

気象現象が多様化する中で、避難指示の発令基準の設定は大変難しい課題と考えますが、 青木村の現在の避難指示の発令のプロセス、今後の運用の在り方について御説明ください。

こちらは先ほど松澤議員のほうから質問ございましたが、追加の内容ありましたら、御回 答いただけたらと思います。

次に、自主避難についてでございます。今後、自助の考えがさらに深まるかと思います。 警戒レベル2の段階においても自主的に避難を希望される村民の方が出てくるかと考えられ ます。このような場合、青木村としてはどのような対応となりますでしょうか。

また、自宅療養中のコロナウイルス感染者、こちらの方の避難について、保健所とともに どのような対応をされますでしょうか。

最後の質問です。災害時の情報伝達でございます。エリアメール、同報無線、FMラジオ等、村民の実情に合わせて複数のチャンネルにて情報発信をするということで、既に運用に移っているものもあるかと思います。今後、どのような形で情報伝達を進めていくのか、先ほど、松澤議員のほうから質問がありましたが、追加の内容ございましたら、御回答いただけたらと思います。

以上です。

〇議長(金井とも子君) 多田防災危機管理監。

[会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 多田治由君 登壇]

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、今の台風災害の関係でございますが、若干の補足、先ほどの説明にさせていただきながらの説明としたいと思います。

基本的には、先ほど村長からも避難の指示の関係については話がありましたけれども、気象庁の発表の警戒情報、それから土砂災害の警戒情報、そちらを軸に実際の天候等加味しながら判断していくことになります。また、状況によってですけれども、村内一律ではなく、地域を限定とした避難指示ということもこれから検討していくことが必要と考えています。

それから、実際の天候等ということでございますが、実際には、雨量だけで判断することが厳しい場合もあります。短時間にどのぐらい降ったかということも非常に重要な要素になりますし、その時間帯によっても避難を誘導するタイミング、逃すことがないように判断していきたいと考えています。

それから自主避難に対する対応ということでございますけれども、一番大切なことは逃げ 遅れがなくなるということの中で、個々に判断していただくことが大変重要になってきます。 村で発令する前に避難を希望する場合には、公共施設等を優先的に避難所として開設を、早 めに開けて対応させていただくことになると考えています。そのほかに、各地区の要望とか も含めて避難所開設については対応していくということになると思います。

それから、感染者の対応の関係でございますけれども、先ほど説明がありましたとおり、 直接的には保健所のほうの対応になるかと思いますが、村としてはそれに連携して対応する ことになります。避難所の運営につきましては、コロナに関係なく、そのときの感染症の発 生状況等に配慮して準備することが大切になってきます。国のガイドラインに基づいた設営 ということで訓練等行っていきたいと考えています。

以上です。

申し訳ありません。

ちょっと落としましたが、災害者の情報伝達の関係のことでございますが、先ほどから説明がありましたとおり、今複数のツールを使って発信をしているところでございますけれども、一番は今、情報伝達に使っているものが携帯電話とかパソコンが使えることが条件となっている部分が非常に多いわけですが、それを使用できない環境の方に対する情報伝達が課題となっています。最終的には近所の皆さんからの声がけというのが一番有効的な手段になろうかと思いますが、地域を単位とした防災意識の向上を図りながら、実際の訓練等の中で方法等をまた検討していきたいと考えています。

以上です。

- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) 警戒レベル2における自主避難の対応につきましては、役場職員等の

負担も大変なことがあるかと思いますが、今後村民の方の自助の精神が高まることを考えま して、村民の目線で引き続き対応を検討していただけたらと思います。

また、情報伝達につきましては同報無線の活用、こちら分かりやすさとか、先ほどありましたパソコン等が使えない方でも分かりやすいということで、ぜひ検討をしていただきたいという声を聞いておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、大項目2、ふるさと納税についてでございます。こちらにつきましては、一問一答 での回答をお願いいたします。

制度上問題はあるにしましても、ふるさと納税制度により、都市部から地方に税金が流入 しているのは事実かと思います。ただ、その流入は無条件なものではなく、自治体の工夫や 努力によって流入額が大きく異なっております。青木村におけるふるさと納税の対応につい てお聞きいたします。

最初の質問です。青木村における個人のふるさと納税の収支、村外の方による寄附金から 村民の寄附金による控除額を除いた額ですが、ここ数年この額はどのような傾向になってお りますでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 令和2年度のふるさと納税による寄附金額には、決算でもお示ししているとおり1,117万円でございました。令和元年度が894万3,000円、平成30年度は993万5,000円、平成29年度は1,158万5,000円、平成28年度はこれはマツタケを取り扱ってかなり豊作だったということもあって2,843万5,000円、近年の傾向としてはおおむね1,000万円前後で寄附金のほうは推移している状況でございます。

御質問の他市町村への寄附による控除額でございますけれども、令和元年度が103万3,600円、令和2年度が120万7,844円、今年度、3年度は152万3,301円といった状況でございまして、増加傾向にはございますが、返礼品代ですとか、あとポータルサイトへの委託料、こちらを差し引いても寄附金額の半分余が、半分ちょっとプラスがプラスの状況でございます。

- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) プラスの傾向が続いているということですが、現在の寄附金額の規模 についてどのように青木村としてはお考えでしょうか。

また、ふるさと納税の取組、返礼品の内容や返礼品の額、こちらについてどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 本村では、平成25年度にこのふるさと納税の取組をスタートさせました。当時は3種類の返礼品でスタートということで、年間の寄附額も160万円ちょっとでスタートというような形でございました。そこから随時返礼品の種類等増やしまして、現在は36種類ほどの返礼品で対応してございます。年間1,000万円程度の規模になっているということでございまして、御寄附いただいている方々には本当にありがたいというふうに思っております。本村には肉ですとか魚といったような、全国的に人気の産品がない中で、お米や果物なんかが主力となっているところでございます。北海道なんかで130億円ぐらい寄附をいただいているようなところもあるようですが、そのように上を見れば切りがないわけでございますが、現状に決して満足しているわけではございませんし、始めた当初から一人でも多くの方に一円でも多く御寄附を頂ければということで取り組んでいるところでございます。しかしながら、本村の場合、返礼品の需要と供給のバランスといいますか、そこら辺に課題を感じている部分がございます。そんなことが今後の課題かなというふうに考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) ありがとうございました。

ふるさと寄附金の使途を見ますと、その他ということで、村長が必要と認める事業という ことを6割以上の方が選んでおります。村長として、寄附金の使い方についてどのようにお 考えでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 生まれたふるさと、あるいは応援したい自治体に寄附を頂けるということは、青木村にとりましても大変ありがたい制度であると思っております。当村の寄附金の申込書の中に、使い方7項目があるんですが、そのほか、この具体的な使途に加えまして1項目、今御質問にありましたように、村長が定められる、認める事業というのがあります。その使い方でありますけれども、そのときとか、その年度、行政上とか財政上、必要な事業に充当させていただいております。例えば一昨年台風19号がありましたけれども、災害復旧に充てさせていただいております。
- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) ありがとうございます。

この寄附金の額を増やすためには現実的な問題として、返礼品を充実することが重要かと

考えます。返礼品の種類や量を増やすために、現在青木村ではどのようなことを対応しておりますでしょうか。

他の自治体では、規格外の商品であるB級品、訳あり品等を返礼品にすることや具体的な返礼品を定めず、月ごとに異なる食品を送る定期便型の返礼品等の取組もございます。これらについてもどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 返礼品の選定、大変難しくて、これまでもいろいろ紆余曲折といいますか、ございました。かつて取り扱っていたけれども、現在はないものなんかもございます。それは今マツタケなんかも過去には取り扱っていましたが、現在ちょっと取りやめているものもございますし、基本的には役場の職員が生産者や事業者のところに足を運んで開拓をしてきたというのが経過でございます。

御提案のようにB級品ですとか定期便型なんですけれども、本村の場合は大体1商品について1事業者といいますか、例えば農家さんなんかが担っていただいているところがございまして、農家の御負担ですとか、商品の安定供給といいますか、そこら辺を考えると若干難しい部分もあるのかなというふうに感じるところもありますが、そういった発想が大切だというふうに思いますので、これからまた提案したり、あるいは農家さんの希望等をお聞きする中で、商品開拓に生かしていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) 青木村において、6次産業として取り組んでいる商品もございますので、こちらのほうももっと返礼品に加えることができればと思います。

また、返礼品の提供者として、道の駅の比率が大変大きいかと思いますが、今後ふるさと 納税制度における道の駅の位置づけというのはどのように考えておりますでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 道の駅は本村の拠点施設ということで、本村においては特産品の集積地でございまして、窓口でもございます。そんなことで既存の6次産業化製品については、これまでも道の駅を通して御協力をいただいてきたところもございます。生産者の方もプラスになりますし、道の駅にとっても売上げになるというようなこともあって、道の駅に御協力いただいている部分がかなりございます。

先ほどもお話ししたとおり、過去に取り扱っていて現在出品者さん等の御都合によって取り扱っていないものもございます。供給量も含めまして、またよい商品等ございましたら、

ぜひ情報提供のほう、いただければと思います。

- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) 寄附金の額を増やすためには、窓口となるポータルサイトの充実も必要かと思います。現在のポータルサイトに加えまして、ふるさとチョイスも新たにポータルサイトに加えるべきかと考えます。また費用対効果がはっきり分かる、インターネット上の広告、こちら対応している自治体もございますので、必要に応じて増やすのがいいかと思いますが、御見解を御回答ください。
- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) ポータルサイトにつきましては、これまでも検討してきたところでございます。それぞれ特徴があって、得意な分野等もあってというようなことだと思います。御提案のふるさとチョイスについても過去に導入を検討した経過がございまして、PR等にもたけていたり、全国の自治体の利用率ナンバーワンというようなことで当時検討した経過がございますが、どうしても他社との比較の中で、月額の固定経費が一番高かったというようなこともあって、その時点では導入を見送った経緯がございます。サイト数を増やして宣伝広告することも当然大切だというふうに理解しておりますけれども、他市町村の例を見ても経費に悩まされている例もございます。また、業者によっては役場の業務が大変増大するというような場合がございますので、また今後の動向を見る中で慎重な判断をしてまいりたいというふうに考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) また、一方で取扱量が増えますと、意図せぬ不良品が出てくる等のトラブルも考えられます。過去において、ふるさと納税に関係したトラブルや苦情等はありましたでしょうか。また、そのような状況において、どのような対応を取りましたでしょうか、また今後取りますでしょうか。
- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) トラブルでございますけれども、生鮮品に対するトラブルが多いです。生ものといいますか、先ほど来お話ししていますけれども、マツタケでは、香りがないというクレームがあって、その年も翌年も送り直したけれども、解決しなくて、数年にわたって対応に苦慮した例もございます。現在でもリンゴですとかブドウなどでクレームをいただくケースがございますけれども、農家さんに御理解をいただいて違うものを送り直すというような対応をさせていただいているところでございます。

- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) 現実問題としまして、多くの方は通信販売の感覚でふるさと納税を行っている方がおります。このような方に十分な対応を取ることは大変かと思いますが、縁がありまして寄附を頂いた限りは満足していただけることが大変大切でありますので、御尽力いただけたらと思います。

先ほどございましたとおり、業務量についての質問でございます。現在、ふるさと納税に 対応する職員に対して業務量がどのような状況にありますでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) ふるさと納税に関する業務につきましては、私ども総務企画 課のほうで対応させていただいているところでございます。他の業務と兼務というような形 で行っている状況でございます。
- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) 職員の方々、皆様、お忙しいことは重々承知しておりますが、税収の増加が期待できるようであれば、必要に応じて職員の拡充も行っていただけたらと思います。 先ほど述べましたとおり、ふるさと納税制度は通信販売制度の感覚を持つ人々が青木村に接する大きな機会でございます。この機会を生かして青木村をもっと知っていただき、将来的には関係人口の増加につなげるべきかと考えます。

ふるさと納税をきっかけにして、関係人口を増やす御努力をどのようにされておりますで しょうか。返礼品の郵送方法は出品者に任せ切りかと思います。完全に任せ切りにするので はなく、郵送時に青木村を紹介する各種パンフレットを同封し、もっと青木村を知っていた だくことを関係人口を増やすきっかけにすることについて、どのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 御提案の御趣旨はごもっともだというふうに考えます。梱包作業の際に出品される方々には御負担をおかけする部分もございますけれども、パンフレット1部でも同梱できるか、またそんな御理解をいただけるように、またお願いをしていきたいというふうに考えます。
- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) 最後に企業版のふるさと納税ですが、こちらについて、今後青木村の 取組について御回答ください。
- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。

○総務企画課長(片田幸男君) 企業版ふるさと納税につきましては、村が立案する地方創生につながる新規の事業に対して寄附の見込みを立てて、その相談を受けた企業が寄附を検討するというような流れで進められます。村の総合戦略に位置づけるとともに、地域再生計画を作成して、地方創生を推進する上で効果の高い事業として内閣府の認定を受けて実施するという仕組みでございまして、一般の納税よりは比較的ハードルの高い制度となっているところでございます。本村におきましては、五島慶太未来創造館の建設に際しまして本制度を活用して単独費の投入なしに整備できたほか、この事業については国のモデル的な事業として紹介もされたところでございます。今現在、すぐに予定している事業というものはございませんけれども、村にとっても御寄附いただく企業にとりましてもとても有利な制度でございますので、地方創成の推進のためにまた活用してまいりたいというふうに考えております。

〇議長(金井とも子君) 松本議員。

○1番(松本淳英君) ありがとうございました。

ふるさと納税制度は制度の構造上、自治体間の税金競争になってしまうかと思います。自 治体の対応のよしあしが問われるところでございます。引き続き、より多くの寄附金が本来 の趣旨に沿って頂けますよう御尽力いただけたらと思います。

続きまして、大項目3マイナンバーカードについてでございます。

こちらにつきましても一問一答にて回答をお願いいたします。

今月9月1日より、デジタル庁が発足いたしました。行政によるデジタル化の推進が期待 されるところでございます。その中において、マイナンバーカードについては預金口座との ひもづけや運転免許証等の一体化など、今後ますます重要性を増してくるかと思います。

最初の質問ですが、現在青木村でのマイナンバーカードの申請や発行状況はどのようになっておりますでしょうか。

マイナンバーカードによる行政サービスの利用になじまない村民の方もいらっしゃること を踏まえて。現在の発行状況をどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(小根沢義行君) 青木村におけますマイナンバーカードの現在の交付枚数は 1,369枚で交付率は31.5%でございます。全県の市町村の平均が32.2%の交付率ですので、 ほぼ平均並みの交付率であるというふうに考えております。昨年は、マイナポイントの申請 ができたことなどから取得者が増えたと思われますけれども、最近は若干、少し伸び悩みか なというふうに感じております。今後につきましては、この10月から始まりますマイナンバ

- ーカードが健康保険証として利用できることを広報して、取得率を上げていきたいというふ うに考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) 青木村においても既に役場開庁時間を延長したことや発行時の写真撮影をしていただける等、マイナンバーカードの発行の促進のために御努力いただいていることをお礼申し上げます。

現在の通常開庁時間以外の発行について、実際の利用状況はどのようになっておりますで しょうか。また今後どのような分業を考えておりますでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(小根沢義行君) 現在予約制でマイナンバーカードの発行につきましては、 毎週水曜日の時間外午後7時30分までと月に1回休日の午前中に交付を行っております。現 在の利用者は2月からの累計で平日の時間外が20名、休日が21名でございます。時間外、 休日での交付につきましては、一定の希望者がおりますことから当面継続していきたいとい うふうに考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) 自治体によっては、さらに発行を増やすために高齢者向けの説明会や 身分証明書のニーズが高まる高校卒業時に発行を促す取組を行っているところもございます。 青木村として発行を促すために、何か施策は考えておりますでしょうか。
- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** ただいま御提案のありました高齢者向けの説明会、あるい は高校卒業時の発行を促す取組につきましては、今後検討課題として考えていきたいという ふうに思っております。また、現在はコロナ禍の中でなかなか実施が難しいというふうに考 えておりますけれども、出張しての交付申請の受付ですとか、イベント会場等での申請受付 等も今後検討していきたいというふうに考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) 鶏が先か、卵が先かの議論になりますが、普及を促すためにはマイナンバーカードを通じたサービスの充実が重要かと考えます。

上田市においては、コンビニエンスストアにおいてマイナンバーカードを利用して住民票等の発行が可能になっております。青木村においては、多くの方が青木村に住みつつ、周辺 自治体で働いていることを考えますと、大変有益なサービスであると考えます。また、コン ビニエンスストアにおいて、同時に税金等の支払いができましたら大変便利かと考えます。 これらの行政サービスの提供についてどのようにお考えでしょうか。

また、マイナンバーカードは図書カードや印鑑証明書としても活用できます。これらのサービス導入についても御見解をお教えください。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(小根沢義行君) マイナンバーカードを利用いたしまして、コンビニエンスストアで住民票、印鑑証明等の各種証明書の発行及びコンビニ納税、または印鑑登録証としての利用は確かに便利ではありますけれども、一方でシステムの構築に多額の経費がかかるということ及びシステム稼働後も手数料等の運営経費がかかるという課題もございます。ただ費用対効果で全て判断できないという点もあると思いますので、今後課題の一つとして研究し、検討等してまいりたいというふうに考えております。

また、御提案のありました図書カードについては現在上田地域広域連合の図書館情報ネットワークのほうを共同利用して利用できるようになっております。

- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) ありがとうございました。

既に実施されているサービスもあるということですが、あとシステム費用の問題等あるか と思いますが、引き続き村民の目線に立った行政サービスの提供に御尽力いただけたらと考 えます。

次に、インターネットを活用したマイナンバーカードの利用についてでございます。マイナポータルを通じたサービスが中心となってくるかと思いますが、青木村においては今後どのようにサービスを提供していくのか、御回答いただけたらと思います。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 本年7月に総務省から公表されました自治体DX推進手順書におきましては、実際の行政手続のオンライン化についても手順書が示さております。令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定して、特に国民の利便性向上に資する子ども・子育てですとか、介護関係等の手続について今御質問にございましたように、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする内容となっております。まずは、国が進める手続のオンライン化のスケジュールに沿って開始できるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。

○1番(松本淳英君) ありがとうございます。

こちらにつきましても、引き続き村民の利便性の下に立って御検討をいただけたらと思います。

次に、自治体によってはスマートフォンのアプリを利用して各種電子申請やインターネットの申請が既に可能となっているところもございます。青木村において、長期的にどのような視点でICTを通じた行政サービスを提供していくのか、御回答いただけたらと思います。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 先ほども御答弁申し上げましたけれども、手順書によれば、まずは国民の利便性向上に資する手続のオンライン化を進めるということで、それとまた令和7年度を目標に、自治体の情報システムの標準化とか共通化というようなことを進めていくということが必要だというふうにされています。まずはそこを目標に、作業を進めていくということが必要であります。

今後、中長期的には今スマホなんかがパソコンの代わりに一番デジタルの入り口といいますか、そんな使い方をされているところでございます。また、中長期的にはAIですとかRPAといったようなものを活用した住民サービスを提供していくことが、多分時代の要請ということになると思います。デジタルで対応が可能なサービスはデジタル化のほうを進めていくという考え方で取り組んでまいりたいと思います。

- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) マイナンバーカードにおいては、個人番号の情報管理について村民の 関心も高いかと考えます。現在、青木村役場において、マイナンバーやそれにひもづけられ た情報に携わる職員は現在どの程度いらっしゃいますでしょうか。また、データ出力時の取 決め、不正な閲覧がないかのモニタリングの方法や職員が利用するパスワードの変更頻度等 情報管理についてどのような対応をしているのか、御回答いただけたらと思います。
- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) マイナンバーカードにつきましては、現在まだ全ての国民に行き渡っているという状況ではございませんので、現状は日常的にマイナンバーカードに触れる業務というのは、受付業務ですとか、児童手当などの子育て関連の一部、それから税関係といったものに現状は限られているところでございます。平成28年度からマイナンバーやマイナンバーを含んだ個人情報の取扱いが始まりまして、個人番号取扱事務におきましては個人番号の漏えいや滅失等防止をはじめ、適切な管理のために必要な措置を講じることが求

められております。このことから村では情報セキュリティーポリシーや特定個人情報取扱マニュアルを整備しているほか、特定個人情報の取扱い状況についての監査を行って、職員の 適切な利用の浸透に努めているところでございます。

取扱業務ごとに住民情報の取得範囲を限定するアクセス制限、こんなものも設けてパスワードも3か月ごとに更新することになっております。データ出力については例えば他市町村等との情報連携については専用線を用いることとしておりますし、紙による保存文書も施錠された書棚で保管するというようなことに努めているところでございます。

今後、マイナンバーカードの普及やサービスの拡大に伴いまして、取り扱う職員も多くなることが考えられます。常に基本に立ち返って個人情報の重要性を共通認識として職員のほうには徹底してまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) 情報管理につきましては、適切な対応が取られているものと考えます。 しかし、個人番号の提供につきましては個人それぞれ考え方がございまして、まだ抵抗を感 じる方もいらっしゃるかと思います。社会保障や税におけるマイナンバーの提供は法令で定 められた義務と聞いておりますが、現時点提供を拒否される例等はございますでしょうか。
- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 役場の業務の中で受付窓口ではないというふうに聞いておりますが、他の業務の中では若干あるということと承知しております。
- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- **〇1番(松本淳英君)** マイナンバー制度の浸透には少し時間がかかると思いますが、マイナンバー利用をして、行政の効率化、こちらを今後どのように進めていくか、御説明ください。
- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) マイナンバーカードの普及につきましては、村民の皆さんから見ますと面倒な手続が簡単になるといった利便性の向上につながると思っています。それから、私ども行政から見ると効率化が向上するというふうに考えております。そして最終的には公平公正な社会の実現など、様々な直接的な効果が期待できるというふうに考えております。村民の皆さんへはカードの早期の取得をお願いいたしますとともに、私どもとして、コンビニなどで住民票の取得ができるような、当面はその基盤整備にも努めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、マイナンバーカードはデジタル社会を迎えての一町目一番地で

ありますので、まずは村民の皆さんにそのカードの取得を早期にお願いをしてまいりたいと 思っております。

以上です。

- 〇議長(金井とも子君) 松本議員。
- ○1番(松本淳英君) マイナンバーカードを通じて、実際に便利な行政サービスが受けられるようになることで、同カードの浸透が進んでいくかと思います。より住みやすい村の実現のためにも、同カードを利用した行政サービスの拡充を進めていただけますよう改めてお願いいたします。

以上で、私のほうの質問は終わりにいたします。

○議長(金井とも子君) 1番、松本淳英議員の一般質問は終了しました。

. ._ ._

◇ 坂 井 弘 君

○議長(金井とも子君) 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。 坂井議員。

[5番 坂井 弘君 登壇]

○5番(坂井 弘君) 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症の感染爆発抑止に向けて質問いたします。

村長の初日の御挨拶でも、コロナの第5波の感染爆発については、るる触れられていたところでございます。この間、とりわけ8月以降の状況につきましては皆様御承知のとおりです。この感染爆発の原因はどこにあったのでしょうか。村長のお考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 感染爆発の原因は幾つもあるというふうに思いますが、至近の話で言えば、従来型に比べまして2倍以上の感染力があると言われておりますデルタ株の蔓延があったこと、それからコロナの慣れというんでしょうか、それによる自粛の疲れ、人の流れを抑えられなかったこと、そんなことがあります。そして、スタートラインで日本のワクチン開発が遅れていたということ、初期に水際対策も少し遅れていたかなというふうに今思えば

感じます。それから、我々行政から見ると、ワクチンの輸入が遅れたことによって、接種に 必要な量が自治体に届かなかったこと、必要な医療体制が取れていないこと、治療薬の開発 が遅れていること、それから当初確たる治療法が確立されていなかったことなど、複合的に 多重的にあるというふうに思っております。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) るる、幾つかの要因は村長おっしゃったようにあるかと思いますが、 一方で、この第5波感染爆発に至ったその大きな要因、根本的な要因は、国民の大多数が中 止や延期を求める中での東京オリンピック・パラリンピックの強硬開催がもたらした感染爆 発であり、また菅政権の無能無策がもたらした結果であるということは、誰の目にも明らか なのではないでしょうか。

感染爆発を抑え込むには、国として、あるいは村として、今後何をなすべきか、この点についても村長のお考えをお聞かせください。

- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 感染爆発を抑えるために、まずは私どもからお願いしたいのは、国には必要なワクチンの量を確保して、希望する全ての国民がワクチン接種を受けられるような、いろいろの体制を早期に整備していただきたいというふうに思っています。治療薬の開発についての試案、国に対して、をお願いしたい。村といたしましては、必要な感染対策の徹底の周知、それから感染状況に応じた公共施設等の利用制限の実施、希望者へのワクチンの接種、それから国・県等と連携した必要な支援等を今後も引き続き実施していきたいと思っております。

特に国には、私は長期戦になるんだろうと思っております、残念ながらこのことは。そういう非常時でありますので、医療のみならず、教育とか、福祉とか、産業とか、国民生活にも十分配慮したしっかりとしたリーダーシップを取っていただきたい、こういうふうに思っております。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 国への幾つかの要望があるわけですけれども、その国が、菅政権、とうとう政権運営を投げ出しました。無責任極まりない態度であるというふうに言わざるを得ません。近日中に自民党の新総裁が選出されるようでありますけれども、もはや現在の与党に政権担当能力はないと言わざるを得ないと断じておきたいと思います。

少なくもこの間のコロナ対策を見れば、国の政策、施政方針を待つのではなく、村として

先を読んだ先手先手の対策を打つことが大変重要であるというふうなことを教えてくれているように思います。

具体的に質問をいたします。

長野県下ではこれまで自治体独自に行ってきた、あるいは行っている P C R 検査の取組、 またその助成の実情を教えてください。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(小根沢義行君) 現在県下の市町村で、PCR検査等の独自の取組を実施している市町村につきましてお調べいたしましたところ、飯田市及び佐久市がございました。飯田市は、抗原検査キットを感染拡大地域との往来のあった方、あるいは感染拡大地域から帰省等をする方に対して配付しております。また、佐久市におきましては、今月のシルバーウィーク期間中に感染拡大地域を往来した人等を対象に配付を行う予定とのことです。

過去におきましては、茅野市で飲食店事業者等を対象に、また南牧村では帰省者感染拡大 地域に滞在していた方等に対する検査の助成等も実施していました。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) ワクチンの接種率を高めるとともに、PCR検査を広く網をかけて行うことが感染防止に有効であるということは明らかになってきています。私はこれまで何度となく、誰もがいつでもどこでも何度でもPCR検査ができる体制を構築するよう、またそのための助成制度を設けるよう主張してまいりました。しかしながら、青木村では本年の1月成人式参加者を対象としたPCR検査、これ以外、助成制度を設けることはしてきませんでした。PCR検査の助成制度を設けることに二の足を踏んでいる要因はどこにあるのか、教えてください。
- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(小根沢義行君) 村独自のPCR検査の助成制度についての御質問でございますけれども、基本的に検査が必要な方に対しては、県が責任を持って検査体制を整えて必要な検査を実施しているというふうに考えております。今までも県におきまして各種助成制度等をつくっておりましたけれども、加えまして、この7月からは、保健所の行政検査対象にならない従業員等に独自の検査を実施した事業所に対する助成制度の創設、また8月の下旬には、上田管内の住民を対象に、2週間以内に感染拡大地域との往来がある方を対象にしました無料のPCR検査等も実施しております。今後におきましても、こういった県の支援策等を活用していただきまして必要な検査を受けていただければというふうに考えております。

す。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 今、説明がありました上田地域での無料のPCR検査、長野や松本でも行われたかと思いますけれども、こうしたことが村としてできないか、そういうふうにそのときに強く思ったわけでございます。今後の中でそうしたことも検討の一つに加えていただきたいということを申し述べておきます。

さて、現在、感染が心配される場合、医療機関においてPCR検査ができるということに なっているかと思いますが、青木診療所ではこのシステムは構築されているのでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** 青木診療所のほうでも現在PCR検査等を受けることは可能でございます。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **〇5番(坂井 弘君)** 分かりまた。それをお聞きして一つ安心をしたところです。以前、お聞きしたときには、まだそのことについては始まっていなかったと思いますが、いつ頃からこれはできるようになったんでしょう。
- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **〇住民福祉課長(小根沢義行君)** これにつきましては、昨年度からできるというふうに聞いております。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) それは通常の診療の中でできるのか、それとも発熱外来等を利用して やっているのか、その辺の実情はどうでしょう。
- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **〇住民福祉課長(小根沢義行君)** 現在青木診療所のほうでPCR検査を行う場合には、ドクターが外に出てきていただきまして、検査を受ける方が車の中に乗って、ドライブスルー形式になると思いますけれども、そういった形でドクターのほうは当然完全防護という形で防護服を着て、マスク、フェースシールド、こういった形で防護いたしまして、検査を受ける方は車の中にいて、それで検査を受けるという形で対応しているということでございます。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) ちなみにこれまで何例ぐらいそうした状況があったのか、つかんでおられますか。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **〇住民福祉課長(小根沢義行君)** 累計の数字はちょっと把握しておりませんけれども、直近の8月の実績で申しますと、11件ほどあったというふうに聞いております。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **〇5番(坂井 弘君)** ありがとうございました。

先ほど、課長の御答弁でありました佐久市のような例にありますように、抗原検査のキットを配付する。そういった取組もあちこちで行われるようになってきているかと思います。 最近では別所温泉組合で組合に配付する。そしてまた、先ほどの答弁のように、佐久市でもシルバーウイークに合わせて無償配付すると、そんな報道がされているところです。青木村としてこうしたことに取り組む予定はございませんか。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** 抗原検査キットにつきましては、県のほうから市町村に対しまして、キットの配付が今後予定されております。青木村に対しましても今後配付される 予定となっておりますので、県から配付されたものを活用していきたいというふうに考えて おります。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 有効活用をしていただきたいというふうに申し上げておきます。 続いてですが、公共的空間安全・安心確保事業について質問です。

この事業に710万円の予算が確保されております。その具体的事業として、小学校の水道の蛇口の自動栓化、並びに診療所の玄関の自動ドア化が計画されているとお聞きをしております。この件に関しましては、昨年6月議会以降、再三要望してまいったところですが、1年余りを経て実現される運びとなったということで感謝申し上げるところです。これらの事業が具体的にいつ、どのような形で完成するのか、教えてください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 小・中学校のトイレの水道について、男女とも複数口を自動栓とすることを学校側との協議で決定いたしました。小学校は、各階のトイレに4か所の3階分で12か所、中学校は、生徒の1階の1年生用東トイレに4か所、1階の2年生用の西トイレに4か所、2階の3年生用トイレに4か所と、生徒会室の前の2か所の計14か所、小中合わせて26か所設置予定でございます。9月11日、明日土曜日に工事を行う予定になっております。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 具体化されるということで大変喜ばしいと思います。子供に話したところ、早く実現してほしいと、いつ自動化になるんだということで期待をしているところであります。26口ということですが、全体からすれば、率とすればどれぐらいの、要するにほかのものとの比較ですが、どうなるのでしょう。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- **〇教育長(沓掛英明君)** ちょっと計算しないと正しいパーセントは出てきませんが、二、三割かなという感じであります。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 予算のこともあるでしょうし、いろいろな状況、例えば停電になった場合どうするんだとかいうふうなことも考慮されているというふうにお聞きいたしますけれども、最近ニュースでは、電池式のものが出てきていると、蛇口にです。その改良がなされていて、電池の寿命が延びた形で改良された器具が出てきていると、そんなことも聞くところです。予算が許せば、そういったことについても御検討いただければということを申し添えておきます。

それでは、診療所の関係のほうはいかがでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 診療所の玄関の自動ドア化でございますが、当初、この9月のシルバーウイークの期間を使ってやりたいということで計画をして、契約も既に済んでいるところでございます。契約は11月いっぱいの契約で、もう発注は行っているところでございますが、診療所等の都合といいますか、業者とのすり合わせの中で、ちょっと1か月延びまして、10月の中旬の土日の休日を使いながら、一気に自動ドアについては済ませたいということで進めています。また、併せて外回りで一部手すりを坂に増設したりですとか、西側の入り口を整備したりですとかというような工事も併せて行う予定になっておりますので、期間内に早期完成を目指してお願いしているというところでございます。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 昨日も村長はじめ村の関係者が診療所西口のところを御覧になっている光景をお見受けをいたしました。いよいよかなというふうに期待をするところであります。 具体的に自動ドア、どんな形でどの場所にということについては御説明いただけますか。
- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。

- ○総務企画課長(片田幸男君) 診療所の入り口については現在も外に扉が一つ、それから下 駄箱の奥にもう一つ扉がございます。そこを2か所、自動ドアにさせていただくという計画 でおります。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **○5番(坂井 弘君)** 正面玄関の2つということで、西のほうはそのままということで考えていいですか。
- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 西については自動ドアということは考えておりませんけれど も、段差の解消をすることも含めて工事のほうを行います。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) あと1か月ほどでできるということで期待をしたいと思います。

続きまして、第5波の感染拡大、そのほとんどが村長のお話にもあったようにデルタ株に置き換わった。そのことでこれまで比較的感染しにくかった若者、子供への感染が急速に広がっていることは御承知のとおりです。幸い青木村では今のところそうした事例は発生しておりませんが、昨年12月の経験を踏まえ、体制を確立させておくことが重要かと思います。小・中学校での対応マニュアルが既に整っているものと承知をしておりますけれども、そのアウトラインを御説明ください。また、学級閉鎖、あるいは休校の措置の基準があればお示しください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 文科省の指示に、学校内で感染が広がっている感染が高い場合は、保健所と相談の上、学級単位や学年単位など、必要な範囲で臨時休業とすることとしております。あくまでも地域の特性やそのときの状況がそれぞれ異なるために、保健所との相談、指示を受けながら基本的な案に沿って対応することになると考えています。
 - 一方で、学びを止めないという思いは根底にしっかりと位置づけておく必要があると考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 最後に教育長述べられた基本的スタンスについては大変重要だという ふうに思っておりますが、しかし、今後の中で、止めざるを得ないというふうなこともある ことも想定しなければならないかなとも思っているところであります。

この間、家族に発熱者が発生した場合、子供たちに出席しないように求めているかと思い

ますけれども、この点についての対応ですが、出席停止というような形で対応されているというふうに承知してよろしいでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) それでよいと思います。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 休校措置等が取られた場合のことについて、捕らぬタヌキのであればいいと思うわけですけれども、オンライン学習を始める体制、これはどのように、前々からやっているわけですけれども、やや不安な向きもあったかなというふうにお見受けしているところですが、この体制はどのように整ってきているのか。また、全学年、全学級が全てスムーズにこれに移行できるような体制ができていると判断できるのかどうか、その点をお聞かせください。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 中学校ではタブレットを持ち帰ってリモートで朝学活をする。それからリモートで授業をしたりする。そういう試みを始めました。8月31日と9月9日に実施したところであります。小学校はリモートでは学力保障に心配があるというふうに考えておりまして、プリントでの学習の対応を考えています。ただし、リモートによる学活を行って元気な顔を見合うというそういう機会にしようということで、今検討をしているところであります。どのようなオンライン学習が可能か、今、本当に試しながら準備をしている状況でございます。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) ただいまの御説明ですと、中学校では学力保障がオンラインによってできるであろうと。しかし、小学校では難しいのでプリントを基本にしたいということで理解をしたいと思います。

オンライン学習の環境が整っていない子供の割合が、前にお聞きをしたところですけれども、その後その数字に変化があるのかどうか、またそうした子供たちに対して、公共施設に 出向いてというふうなことが前回取られましたけれども、そうしたこと以外に、方策、対策 を考えていらっしゃるかどうか、お聞かせください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 小学校でも中学校でも家庭の環境が整っていない割合ですけれども、前回と同じ、ほぼ1割程度で変わらないというふうな調査が出ております。今後の対応とし

ては、モバイルルーターと呼ばれる中継するための機器を必要な家庭に貸与するようにして いきたいと考えておりまして、どういう方法が一番よいのか、今相談を進めているところで あります。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 一歩進んだ対策をお考えいただいているということでありがたいと思いますが、モバイルルーターを貸し出すと、電波届くんでしょうか。それがよく分かりませんけれども、ある一定の距離しか届かないということはないんですか。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) まさにおっしゃるとおりで、ドコモを使うのか、auを使うのかということも含めて、届く地域、届かない地域が実はございます。それから中には、家庭にラインでコンピューターにはつながっているんだけれども、それをWiーFiにしない環境なので、うちは整っていないという、誤解されている家庭もおありのようなので、これもやりながら進めるということになると思います。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **○5番(坂井 弘君)** 啓発しながらということで、ぜひ子供たちが平等にオンラインで受けられる環境をぜひ整えていただきたいというふうに思います。

さて、タブレット端末ですが、1人1台ずつ配付ということで、GIGA構想の中でなってきているわけですけれども、このタブレット端末を損壊、壊した場合、対応はどのようにお考えでしょう。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 基本的には教育委員会や村が対応することだと考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **○5番(坂井 弘君)** 中にはちょっと無理にということではなくて不注意でということもあると思いますが、そうした面についても教育委員会で補償するということでよろしいですか。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) よほどの意図的な過失でない限り、村、それから教育委員会で対応 したいと考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 力強い御答弁をいただきました。

さて、政府及び文科省、今月上旬から各学校に抗原検査キットを配付する方針を明らかに

しております。青木小・中学校には既に届いているのでしょうか。また、この検査キットの 取扱いについてはどのようにお考えか、お聞かせください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 現在、保育園、それから小学校、中学校、児童センターで抗原簡易キットを配付してほしいという要望を県に伝えたという段階であります。実際には発熱がある場合には医療機関の受診を原則とした上で、直ちに医療機関を受診できない場合において、教職員や速やかな帰宅ができない児童・生徒、これは4年生以上なんですが、対象として使用するという指針に基づいて対応するということになると思いますが、使用については今後研修会が実施されるということで、そういう知識、技能を持った先生方、養護教諭を勉強していただいてからの対応ということになるというふうに承知しております。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 文部科学省も同様なお答えをしているかというふうに思うわけですけれども、まず、今の答弁の中で県に要望しているということですが、どれぐらい配分されるのか、その辺のことが1点です。

それから、このシステムというか、方法は感染者が増えに増えて保健所が手が回らなくなってきているという、その分が学校に負担をかける。そういう結果になっているんじゃないかと私は思うところなんですけれども、先生方の過剰負担にならないか。またこれができるのは4年生以上というふうに聞いておりますけれども、その子たちが果たして本当に綿棒を鼻に突っ込んでということで可能なのかどうか、その辺についての見解をお聞かせください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) これからのことになると思うんですけれども、数は小中は10個というふうに、1箱ということで、決まっているというふうに聞いております。実際運用については、事前に保護者、それから本人がまず希望するかどうかが分かっていなければならない。誰でもということではないと。それからもし、検査をした場合は、誹謗中傷、あるいは差別のようないじめにつながらないような対応をしなければいけない。実際それは危険が考えられるわけですから、検査するほうもかなりの知識を持っていなければいけないと、実は、ハードルがかなり高いというふうに感じております。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 教育長おっしゃるとおりかと思います。

先ほど、小中は10個というようなお話でありました。小学校に10個、中学校に10個、こ

れは学校の規模によらずということですか。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- **〇教育長(沓掛英明君)** 詳しくは実際はよく分からないんですが、私の認識しているところでは各校10個ということだと思っています。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 取扱いについてですが、高校では既に配付されて、そういう状況があるというふうに聞いておりますけれども、高校で実施する場合には、かなりのマニュアルが担当者に渡されていて、それに合格というか、しないとできないんだというようなそんなことにもなっているように聞いていますけれども、教育長おっしゃったように、対応にはかなり難しさがあるだろうというように思いますので、またそうした心配等も幾つかあるわけですが、対応についてまたしっかりと御検討いただいて、間違いのないようにお願いしたいというふうに思います。

次ですが、8月9日から約1か月間、酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮要請がありました。また、これについては協力金という形ですが、金額は前年もしくは前年比の3割ということであったかと思います。加えて、本議会でも補正予算で出されております事業者への支援分追加交付、青木村では445万5,000円ということですが、こうした補償金のみで村内の事業者、とりわけ飲食業者は営業を継続していける経済状況にあるんでしょうか。非常に心配になりますが、村内の事業者の実情をお話しください。

- 〇議長(金井とも子君) 花見商工観光移住課長。
- ○参事兼商工観光移住課長(花見陽一君) 議員がおっしゃいました時短営業に関しまして県の制度で対応されているという状況でございます。飲食業者全体に関しましては大変厳しい状況であるというふうに伺っております。時短営業の協力金などによりましては店舗など十分とは言えないが何とか継続されるというふうに伺っております。ただ、そのほかの事業所におかれましては、事業者支援ということで、今回議会にも御提案申し上げておりますけれども、手法的には十分なものはちょっと確保できていないもので、今後事務所の皆さんには何かまた今後の状況によりまして支援のできるものは考えていかなければ、なかなか厳しいのかなというふうに考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 私どもそういった業者さんのところにお声を聞いたりいたしますと、 非常に厳しい状況の中で、本当にもうやっていけない、店をたたむしかないみたいなことを

おっしゃる方もいらっしゃいます。そうした業者の皆さんの声を細やかに聞き取っていただいて、ぜひ厚い支援をお願いしたいと思います。

コロナ禍の中で失業者が増え、そしてまたダブルワークをして急場をしのいでいる。そういった村民も何人も見受けられるところです。生活が困窮している村民は少なからずいらっしゃいます。生活保護を必要とする方も増えているように思います。国の困窮世帯支援金は条件が厳し過ぎて申請できずにいる人が多いと報道されています。生活困窮者の実態を村としてはどのようにつかみ、そして支援につなげているのか、お聞かせください。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** 新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、多くの住民の 方がストレスを感じながら、また生活に困難を感じ、生活を送っている実態があるというも のを認識しております。

そういった状況の中で、生活に困っているような方から村のほうに個別に相談等もございます。社会福祉協議会のほうも当然ございます。その他にも民生児童委員等の方からの情報提供、または相談等もございます。相談内容によりまして、例えば税金を納めることができないですとか、お子さんのこと、介護の関係等、役場内の他の課で対応できるものにつきましては、役場の中で対応するとともに、そのほかにも例えば社会福祉協議会のフードバンク事業、生活資金の貸付事業等の利用の案内等、必要な関係機関につなぎ、必要な支援につなげております。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **〇5番(坂井 弘君)** この点についても、細やかに見ていただいて支援をお願いしたいというふうに思います。

先頃、昨年度3次補正による地方創生臨時交付金の執行状況の報告を受けました。全体の執行率は約35%、中には執行率の極めて低い事業も見受けられます。年度途中でありますので、35%がどうのこうのということではありませんけれども、執行状況について、村としてはどのようにお考えか、その見解をお伺いしたいと思います。併せて、村としてコロナ対策事業推進の上で、今後国からの財政支援をどのように見込んでいるのかについてもお聞かせください。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 臨時交付金の執行状況でございますけれども、中でも特に支援が必要と思われる子育て、教育、福祉に関係する部分については、予定どおり、素早くと

いいますか、執行ができている状況でございます。また、商工業、農業につきましても、追加で今議会で補正もお願いしているところでございます。その他現時点で執行率の低い分野もございますけれども、事業完了後、あるいは実績に応じて支出となるものも数多くございますので、今後執行率は伸びてくるものというふうに考えております。

また、国の支援でございますけれども、国の財政支援については先日、今お話しした事業者支援分ということで445万5,000円の内示があったところでございますけれども、その後の明確な方向といいますか、そんなようなものについては現時点では何も示されていない状況でございます。国もコロナ禍で厳しい財政状況だというふうに承知しておりますけれども、先ほどの3次補正で国では繰越財源で確保されているコロナの関係予算がまだあるんです。それを何ですか、村も非常に厳しい状況でありますので、国の支援なしに村独自で対策を講じていくということは非常に厳しい状況にありますので、今の話が党首選の後なのか、総選挙の後なのか、分かりませんけれども、今後の対策ですとか支援に期待をしていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **〇5番(坂井 弘君)** ありがとうございました。

以上で、1点目の質問を終えます。

2点目に入ります。

青木村の発展軸の見定めについて質問をいたします。

岡石工業地の造成工事が11月に完了し、竹内製作所への引渡しが予定どおり行われる見通 しとなってまいりました。一方で、竹内製作所関連の企業からの、その近隣地を確保してほ しいといった引き合いも多くなっているというふうにお聞きをするところです。今後につい て近隣地の工業地化をさらに進め、企業誘致を推進していくおつもりかどうか、村長のお考 えをお聞かせください。

- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 基本的な質問でございますので、少し時間をかけて答弁させていただきたいと思っております。

企業誘致はいろいろな要素が絡み合うもので、大変難しい状況です。現下の経済状況から 見まして、青木村の立場はこちらから企業を選ぶというんじゃなくて、企業が青木村を選ん でいただく。そういった状況にあると思っています。しばらく前の話でありますけれども、 羽田モノレールに乗った際に、鳥取県が、進出した企業には5年間県が電気料金を不要にす るというような広告が載っておりました。また、この近隣の市町村でも企業誘致に大変熱心で専門の担当職を置いたり、進出企業への税金などなど多くの優遇策を列挙して、熱心に広報活動をしております。一方、県内には、県のインターネットを御覧いただきたいんですけれども、空き工場ですとか、空き工業用地というのは東信地区でたくさんあります。

企業誘致による効果は、村への税収だとか、若い人の雇用だとか、若い人の人口増だとか、 それから村にある今の工場への下請とか、そんなようなこと、様々な効果、そして商店街の 活性化、観光への効果といった経済波及効果はたくさんあるというふうに思います。成人式、 特に県外に出た子供さんたちから出てみて青木村のよさが分かった、ぜひ村に戻ってきたい という話を聞いたときに、今まで困ったな、私の仕事だなというふうに思っていたんですけ れども、仕事を見つけるのが。この夢が企業誘致によりまして少しかなえられるかなという ふうに思っております。こんなことで企業誘致につきましては今後も取り組んでいきたいと 考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) これまでの工業地化によって、約5へクタールの優良農地が失われました。さらに、今の村長の御答弁のように、工業地化を進めていくということになれば、農地はますます縮小されていくかと思います。青木村の基幹産業として農業が位置づけられておりますが、農業と工業地化のバランスについて村長のお考えをお聞かせください。
- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 村内の水田と畑の合計面積は6,107へクタールでございます。今回の岡石の開発用地は今お話しにありましたように約5へクタールでございます。農業をやっていくために水田営農機械施設等導入事業補助金というのがありますけれども、これは営農グループがいろいろ機械を買う際に村が支援するもので、平成25年からの実績は16件、補助金額約2,300万円でございます。その補助は100%、いわゆる起債とか補助金ではなくて、100%一般財源で賄っております。それから村内の雇用が増えれば、工場に勤めながら荒廃していく一定の農地を守ることができるということでありまして、工場の誘致によりまして、農業、それから農家、農地を守るためにこういった企業誘致は必要だというふうに思っております。しかし、お話にありましたように一定のバランスというのは当然あるわけであります。

今回、村づくりのアンケートを今実施中でございますけれども、産業基盤の強化、企業誘致の推進についても、妥当性は「妥当である」という答えが72%でございました。

以上でございます。

- 〇議長(金井とも子君) 村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 青木村の議会基本条例第8条4項の規定によりまして、坂井議員にお 伺いしたいと思いますが、議長のお許しをお願いいたします。
- ○議長(金井とも子君) 許可します。
 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 今、御質問のありましたように、工場誘致をするかしないかというのは村づくりの一丁目一番地だというふうに私は思っておりますので、坂井議員にお伺いしたいんですけれども、村づくりの上で企業誘致の立ち位置という、基本的な考え方、これについてと、それから2点目として、企業誘致の効果についてどんなふうにお考えか、たまたま今、村の振興計画10か年計画を策定中でございますので、特にお伺いをさせていただきたいと思います。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 今の私、村長が反問権行使の前に手を挙げましたのは、私は質問をまず全部やってから今の反問をしていただいたほうがよろしいかなと思ったところなんですけれども、今の要するにそれに対するお答えが私の質問の中でも出てくるかなというふうなところを思うところでございます。
- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** それじゃ、坂井議員のやりやすい方法でお願いいたします。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **〇5番(坂井 弘君)** すみません、勝手を申しまして。ありがとうございます。

村長の先ほど、反問権行使の前におっしゃった村づくりアンケートの結果については、私のほうでも見せていただいているところであります。そうした妥当だということ、評価するということが65%から71.7%というふうな形で出てきているのは承知をしております。その反面で、青木村が住み続けたい村となるために、どのような施策に力を入れるべきかという問いがあります。これについて、「企業誘致の推進」を上げた方は35%、約3分の1にとどまっております。この結果について村長はどのようにお考えでしょう。

- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 村づくりは企業誘致だけではなくて、福祉も教育もたくさんあるわけでありますので、村民の皆さんにそういったトータルの中で答えていただく。それからいろ

いろ私どもの説明をさせていただいた中でのアンケートの結果では、少し足りなかったかな というふうに思っております。しかし、私は冒頭質問の中でお答えしたようなことを今後し っかり村民の皆さんに訴えていきたい、説明していきたいというふうに思います。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 先ほどの村長の反問権にまさに関わるところでありますけれども、まず村長のお考えについてなんですが、自主財源を確保すると。そして波及効果が大変多いと、そういった論理については私も一定理解をするところではございます。

しかしながら、広い優良農地が潰れて、無制限に工業地化をこれから進めていくということについては、いささか恐怖を感じるところでもございます。土砂で埋め立てられた土地は元には戻りません。昨年まで実り豊かに稲穂が垂れていた土地に重機が走り、変わり果てていく様子に眉をひそめている村民も少なからずいます。稲の成長を見ながら通った通学路からの風景が一変していること、そのことに心を痛めている子供もいます。将来の青木村をどう見据えてかじを取るのか、正念場に立たされているように思います。

米価が暴落をしております。米を作る人間はいなくなってしまうのでしょうか。朝晩通勤の車が押し寄せる青木街道になるのでしょうか。自然が豊かで空気がおいしいと胸を張って言える青木村ではなくなってしまうのでしょうか。村の将来像をどのように展望するのかということについて、村長のお考えをお聞かせいただきたいわけですが、その前に先ほどのことに、村長の反問に対して、私の答えが今の質問の中である面、明らかにしたつもりではあります。

1点目は費用対効果と、その効果性については一定理解をするところではあるというふうには思っております。しかしながら、その工業地化によって潰れていく農地があったり、自然があったり、そのことについては心を痛めているということは、私だけではないというふうに思っております。そこが私の立ち位置であります。

今回は、村長の御答弁、お考えを聞くことがスタンスですので、私がこれからどういうふうにしていくのかということを展望を語る、そういったところまでは至っておりませんけれども、立ち位置としましては、ある面で工業地化も必要な部分はあろうかとは思いますが、そのことで将来10年後、もう農業がやっていけなくなる。農業はなくなるというふうにおっしゃる方もいるわけです。そうした将来の展望を見据えたときに、今の方向性が果たしていいのかどうかということについては、多くの方の御意見を聞く必要があるかなと。場合によっては中学生、子供たちにも聞く必要があるんじゃないか。将来の青木村をどうするのかと

いうことについて、広く意見を聞く必要があるのかなというふうに思っています。 以上のお答えでよろしいでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 少し議論がかみ合わない点があるかもしれませんけれども、一定の御 理解をいただいたということは大変ありがとうございました。

それで、少しかみ合わない点というのは、私は農地を守るためにも工業誘致は必要だということなんです。例えば冒頭申し上げましたように、機械化部隊に2,000万円余の一般会計から補助するというのは大変なことなんです。納税額は約4億円です、村内の。ここから2,000万円を、1年じゃないんですけれども、というためにも私は企業誘致は必要だということです。

これは前回、全協でお話ししましたように、県内の10かな、9の市町村の税金納税額を調べてみると、工業系を一生懸命やっている市町村、特に結果坂城町だったんですけれども、細かい数字は時間の都合上申し上げませんけれども、普通税は青木村の坂城町は2倍です。 法人税は25倍、それから従業員数は4倍、出荷額は8倍、粗付加価値は8.3倍、こういうことで税収を上げることによりまして福祉とか教育とかいうことで、工業誘致も必要だという御理解をいただきたいというふうに思っております。

10年後、農地がなく、私は逆に10年後の農地を守るためにいろいろ税収を上げる。例えば具体的なことをいえば、工場が青木にあれば、朝水を見に行って、夕方帰ってきて草刈りやるということはできるわけです。そういうようなことで私は農地を守るためにも一定の条件の下で工業誘致は必要だというふうに思っております。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 農業をしようとしたときに、農業をする場所がなくなってしまうということについても危惧を感じるところなんです、私は。ですから、村長の今のお考え、農業を守るためにということはお立場も全く反対するわけではありませんけれども、そういったこと、自然を守るということについても私は懸念するところであります。
- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 時間がないので、これで終わりにしますけれども、農地がなくなるという話なんですが、冒頭申し上げましたように、田と畑の合計は6,107へクタールございます。今回は5へクタールです。優良農地かどうかという議論はあるかと思いますけれども、その点も加味して、ぜひ御理解といいましょうか、お考えいただければありがたいと思います。

す。

以上です。ありがとうございました。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 今の点ですけれども、6,107分の5というふうなお話も先ほど承りましたけれども、あの中心地であれだけ失われていくということについてはいかがなものかなと思うところですが、これからさらに拡大していきたいという村長のお考えですが、最大範囲どこまであれを拡大していくのか、あるいはあそこの場所ではなくて、違うところを考えるのか、その辺はいかがですか。
- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 今、冒頭申し上げましたように、青木村が企業を選んで来ていただく んじゃなくて、企業が青木村を選んでいただくという立場でありますので、どこだとか、何 ヘクタールだというのは今お答えするような状況ではございません。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) まとめにしますが、先ほども申しましたが、米価が暴落をしております。1俵9,000円まで今年は下がるんじゃないかというふうなことも言われています。農家が米1俵作るには、1万5,000円必要経費係るんだというお話もあります。輸入米をストップして、政府が余剰米を買い上げて、子ども食堂などの必要としているところに無償で配付する、そういった政策を取るべきときではないかなと思うわけですが、農業を守るという観点からすれば、青木村の米作りも守っていただき、将来にわたって青木村の農業が基幹産業であり続けられるよう、村としても政府に対して、そうしたことを働きかけていただきたいと思うところであります。

続いて、3点目に移ります。

青木村の文化財、文化遺産の保護、発信について質問をいたします。

最初に、昨年10月に開館した青木村文書館の活用状況についてお尋ねをいたします。開館 してほぼ1年間がたちましたけれども、この1年間の活用状況を教えてください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 利用者ですが、これまでに数名程度でございます。さらに、村外からの視察が30人程度、松本市から来ていただいております。

以上です。

〇議長(金井とも子君) 坂井議員。

- ○5番(坂井 弘君) 村内では数名程度という理解でよろしいですか。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- 〇教育長(沓掛英明君) そうです。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 文書館設置条例第1条、設置の目的を村の歴史的、文化的価値を有する行政資料、地域資料、その他の記録の収集整理保管及び研究を行い、広く住民の利用に供するためとうたっております。広く住民の利用に供するためという部分では、数名というところではやや心もとないという気がしますけれども、そのための努力を村としてはどのように行ってきたのでしょうか。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 村内につきましては、青木村の広報誌に写真入りで掲載をいたしました。また、長野県に向けた広報では、信濃史学会の広報誌「信濃」に概要を紹介してございます。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 上田市公文書館では毎年所蔵資料展示説明会を行っているかと思います。青木村でも同様の取組をするお考えはありませんか。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 保存と活用が文化財の目的の2つになると思うんですが、青木村は保存のほうに重点を置いているということが言えるかなと思いますので、ここは御理解いただきたいと思っています。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 青木村に文書館が設置されたことを知らずにいる村民も、広報はされていますけれども、少なくない、いるんじゃないかと思っております。古文書等広く公開し、村に保管されている歴史的文化的価値の高い資料を直接目にし、着目する機会をぜひつくっていただきたいというふうに要望申し上げておきます。

続いて、文化財保護委員による文化財パトロールによって、この間どのような成果があったのか、教えてください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- **○教育長(沓掛英明君)** 文化財保護指導委員を選定して3年目になりました。年に1日程度、対象を決めて公民館長と一緒にパトロールを行ってまいりました。どこにあるのか、状況は

どうなっているのかという視点で点検を行っております。そのような活動の中で、村松地区 の観音堂が明治の学制発布のときに、青木村として最初の学校であったということについて 再評価を行いまして、今後新人研修会などのときにルートに組み入れるようにしていきたい というふうに計画しております。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **〇5番(坂井 弘君)** この制度は有効に働いているというふうに御答弁いただいたかという ふうに思います。

さて、村の文化財として登録されているものの数、並びにそうした文化財、村の内外には どのように発信されているのか、教えてください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 現在、村の文化財として指定されている数は59でございます。 発信でいいますと、国宝や県宝を含めて村のホームページに掲載してございます。さらに、 長期振興計画、それから村でも発行する統計資料にも資料として掲載してございます。村外 では八十二文化財団のホームページにも掲載してございます。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 今、59というお答え、国・県を入れればもう少し大きい、66かというふうに思いますが、そんな数字かと思っております。

今、発信の仕方についてお話がありました。青木村文化財マップが発行されておりますけれども、パンフレットですけれども、これについては66の文化財のうち27の文化財が地図、写真、解説入りで紹介されており、無形文化財、植物、個人所有のお墓等を除けば、ほとんどが網羅された大変よい資料になっているかなというふうに思うところであります。

その一方で、ホームページでは、ただいま八十二財団というお話がありましたけれども、3日前、7日の時点では、そうしたところにアクセスできるようになっていたのでしょうか。私自身はそれには気づかなかったわけであります。私自身が見たのは以前と同様に66の文化財が一覧表にされている、そういったホームページだけではなかったかというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) まさに昨日、八十二銀行をリンクいたしましたので、これからは八十二財団の説明ページに飛ぶことができますので、御覧いただけると思います。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。

○5番(坂井 弘君) 私も昨日それに気がついて扱ってみました。今までに比べたら大変有効に機能したかなというふうに思います。担当者が本当にこの1日、2日で作業されたんではないかなとおもんばかるところですけれども、担当者の御苦労には敬意を表したい。頭が下がる思いであります。しかしながら、短時間で入力されたということもあり、若干誤りの部分や記載漏れ等も見られます。正確な資料となるよう、さらに御努力いただくとともに、外部リンクによらずに、村独自の見やすいホームページ、そういった形もぜひとも追求していただきたいというふうに思います。3年前同様の質問をいたしましたが、そのときの教育長の答弁は、今後はホームページの掲載、閲覧が重要ではないかと認識しておりますという答弁でありました。それから3年間ホームページがいじられずに来たということについては、いささか疑問に思うところであります。

2018年4月に新たに村が指定した文化財、阿鳥川の甌穴について、この案内資料、説明版、看板等はどのように整備されているか、教えてください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 阿鳥川の甌穴の説明につきましては、今お話のあった八十二文化財団の文化財のページに報告してございます。写真もそこに掲載してございます。一方で、説明看板でありますが、それは立ててございません。甌穴がある場所が阿鳥川もかなりの上流で、行くだけで大変であること、道からは見えるものの川まで降りていくことは時には危険が伴うことから、看板は立ててございません。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) あの甌穴は大変価値の高いものかなという、近隣にあまり見られない、大変でき方から含めて価値の高いものであり、子供たちにはぜひ見せたいものだというふうに私は思うところであります。歩いて15分、20分かかる、車置いて以降もそれだけかかる場所ですが、ぜひ看板等を設置して、あるいは危険がないように鎖等で降りられるとか、そんな工夫もしてほしいと思うところであります。この甌穴についてですが、実はこの地域に殿様とゴマ、あるいはゴマと冠者様とよばれる民話が残っていることは教育長御存じのことと思います。こうした民話と甌穴を結びつけて、あの甌穴がまるで馬のひづめの跡のようだということで、この民話と結びつけた、そうした発信もできるように思います。そうしたことを聞いて育った地元の方もおります。そんなことも大事にして発信をしていただきたいと思うところです。

今、民話の話をしましたが、先頃私は細谷区にある弘法井戸を訪ねてまいりました。弘法

井戸というのは御承知のとおり、旅の途中の弘法大師がのどが渇いて所望した水を粗末に扱ったということを地元のおばあさんにとがめられて、罪滅ぼしに湧き水を探り当ててやった。それが弘法井戸だというふうに言われております。全国的にもこういう形の弘法伝説、弘法伝説は数多くありますが、逆パターンの弘法伝説かと思います。そういった珍しい民話なわけです。

こうした場所を、現在個人の所有地であるために、以前はコンクリートの覆いがかぶせられておりました。しかし今は取り外されて、近所の心あるお年寄りが枯れ葉やごみが入り込まないようにと、板を何枚もかけて蓋をしてくれています。蓋を外すとこじんまりとした美しい井戸の石積みが残されております。青木村を含む塩田平一帯は民話の宝庫と言われています。かけがえのない、こうした民話の地を保存し、後世に伝えることは大変重要であると考えております。教育委員会のお考えをお聞かせください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 自分たちが生まれた地域の民話には、温かさや親しみを感じることができ、豊かな人間性を養い、地域を大切に思う心が育つと考えております。現に小学校の教科書にもおむすびころりんとか、かさこじぞうなど、民話が取り上げられており、子供たちに豊かな心を育てようと考えているということが拝察できます。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **〇5番(坂井 弘君)** こうした地を保存していくというふうなお考えはありませんか。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 保存についてですが、実は無形文化財並びに無形民俗文化財の登録制度というものが令和3年6月24日付で文化庁から文化財保護法の一部を改正する法律の施行についての数値が出されております。これは新たな登録制度を新設するものとしておりまして、項目としては生活分野の中で暮らしの営みとして茶道、華道、書道、食文化など、それから地域の生活として風俗習慣、民俗、民俗芸能、民俗技術等となっております。施行は令和4年4月1日からとなっておりますが、一方で判断基準とか、どういう組織で審査をしていくかとか、まだ不明なことが多くてこれは研究をしていくことかなと考えています。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 私、今言い間違いをしたか、文化財というふうに私申し上げたので、 そういうお答えをしていただけたのかなというふうに思うところですが、保存です、こうい うところの。それについてお考えがあればと思ったわけです。

ちょっと先を述べますが、文化財の指定は文化財審議委員会によるところであることは承知をしております。そうした教育長がおっしゃったような、歴史的文化的価値が高いものでなく、多少その点が薄い、そういったものであっても、文化財に準じた価値を認めて、登録する制度を設けてみてはいかがということを提案したいと思っております。すなわち、世界遺産、日本遺産の登録がされているように、村の文化遺産登録を行ってはどうかという提案であります。民話に限らず、例えば保福寺峠にあるウエストン碑、そういったものはそういった一つの例になるかと思います。そうした場所は村民一人一人の手によって発掘し、応募する。そうした制度がつくられれば、村民自身も青木村を見詰め、村外への新たな発信にもなるのではないでしょうか。

また、コロナ禍が明けた際には、文化財メモリー、あるいは文化遺産メモリー、そういったことを計画してはいかがでしょう。教育委員会のお考えをお聞かせください。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) どういう基準で、申請があれば全てそれを登録にするかということも含めて、先ほど言ったように、ちょっとそれは研究が必要なんだろうというふうに思います。

一方、文化財巡りにつきましては数年前、青木村の文化をテーマとして1年間講座を組んだ年に成人講座として文化財巡りを行ったことがありますので、これは今後コロナ禍、アフターコロナのときには可能であると考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 研究が必要だということもおありかと思いますが、文化遺産登録という形でやっている自治体もほかにもございます。そうしたところの点検なんかも踏まえて、この制度をつくってもらえたらありがたいと思いますので、ぜひ深い研究をお願いしたいと、併せて、先ほどの民話の地ですが、放っておいてはそのまますたれていったり、あるいはなくなってしまうというふうに思います。登録しないにしても、そうした地について、案内を出すとか保存する、そういったことを進めていただきたいと思うところです。

さて、これまで文化観光事業に関する提案、今回に限らず幾つか行ってきました。以前に は郷土美術館を絵本美術館にしてはどうかというふうな提案も行ったことがございます。私 ばかりでなく、過去には居鶴議員からも文化財の活用が訴えられておりました。宮入議員か らもサイクリングイベント、あるいはスカイランニング、そういった御提案もあり、あるい は最近では電動シェアサイクルビークルによる脱炭素化観光なども提案されてございます。 そうした提案への答弁、貴重な意見として承っておきます、そして今まさに教育長からの 御答弁のように、研究しますと、検討します。そういったところでとどまっていることが多 いように思われます。これらの提案についてその後どのように検討され、可否の判断をされ てこられたのか、その点について教育委員会並びにできましたら商工観光移住課の見解をお 聞かせいただければと思います。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 文化財保護指導委員の選定とか、文書課の設置など、対応できることについては実施してまいったと考えております。一方で、文書館の専任配置など要望はあったができないこともあるということを認識しています。また、美術館の企画展の要望については承知しておりますが、このコロナ禍で実施が延びているということもございますので、御承知いただきたいと思います。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 以上、3点にわたりました私の一般質問、終わらせていただきます。 残り4分になってしまって、議長からは端的にというふうに要請をいただきながら、私の 原稿では半分の時間で済む予定だったんですが、いろいろ思わぬことがあったりしまして延 びてしまったことを、御迷惑をおかけしましたことを御容赦いただきたいというふうに思い ます。

大変ありがとうございました。

〇議長(金井とも子君) 5番、坂井弘議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時昼食のための休憩を取ります。

13時半からまた再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時26分

再開 午後 1時30分

○議長(金井とも子君) ただいまより、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

◇居鶴貞美君

○議長(金井とも子君) 10番、居鶴貞美議員の登壇を願います。
居鶴議員。

[10番 居鶴貞美君 登壇]

○10番(居鶴貞美君) 議席番号10番、居鶴です。

通告に従いまして、村長、教育長、担当課長より、一問一答方式にて答弁をお願いいたします。

質問事項は、新型コロナウイルス感染拡大を受けてであります。

9月2日に新型コロナウイルス対策本部よりメールで、9月3日から12日まで、集中対策期間として、6項目を掲げ対策を強化されております。各施設が休館している状況であります。このような状況下におきまして質問をさせていただきます。

同僚の議員より新型コロナワクチンの質問がありました。重ならないようにしてまいりま す。もし重複しておりましたら御容赦いただきたいというふうに思います。

まず、1点目ですが、コロナ禍におけるリスクコミュニケーションについてでございます。 リスクコミュニケーションとは、一方的な情報の発信や受信だけでなく、双方向的な意思 疎通と言われているものでございます。ただいまのこの点を踏まえまして、新型コロナウイ ルス感染症に関する情報の発信についてお聞きをいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) コロナウイルス感染症に関する各種の数値でありますとか指標、たくさんの数字が出回っております。そういった意味が国民に分かりやすく説明されているとは言い難いかと思います。一般的に考え方を共有するための方法論が、居鶴議員の御質問にありましたリスクコミュニケーションと言われているというふうに承知しております。

今般のような緊急事態の発生時の情報発信には、1つとして、情報発信は迅速に行うこと、2として、正しい情報であること、3として、発信する情報に信頼があること、4として、人々の共感を得ること、5として、行動の促進をすること、6として、人々に敬意を払うこと、こういった受け手の理解と行動を促進することが必要であると考えております。そういうことで、村内でコロナ感染者が発生した際には、このような視点で、私から村民の皆さんに、情報電話でありますとか防災メールなどで、お知らせとお願いをしているところでございます。

〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。

○10番(居鶴貞美君) 次に、2といたしまして、人に感染するコロナウイルスの特徴についてでございます。新型コロナウイルスについては、皆さん御存じだと思いますが、国立感染症研究所の資料では人への感染が確認されております。コロナウイルスでは7種類目に当たります。今回のは、SARSコロナウイルス2と言われているものです。これは、感染源は特定できてはいないようです。野生動物から人への感染の可能性は高いと、このように言われております。

今回の新型コロナウイルスですが、発生は2019年12月でございます。致死率が5%、感染者の年齢は、10代以下の感染者は少なくて30代から60代が約8割、主な症状ですが、発熱、肺炎、倦怠感、味覚障害などでございます。感染経路ですが、せきなどによる飛沫、それから接触と、潜伏期間ですが、1日から12.5日、一説には14日と言われてもいるようです。平均的には5.2日でございます。ただいまのこのデータが、最近、デルタ株によりまして崩れてきているふうに感じられます。今、このデルタ株で子供の感染が非常に増えておりますので、ただいま私が申し上げた、このウイルスの特徴に何か変わった点等の情報がありましたら、お願いをいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(小根沢義行君) 新型コロナウイルスの特徴につきましては、今、議員から 御説明いただいたとおりのことであると思います。現在、猛威を振るっておりますデルタ株 につきましては、感染力が非常に強く、感染者の体内のウイルス量が従来の1,000倍以上多 く、感染力は従来型の2倍になっていると言われております。実際、長野県で1週間の陽性 者数が50人から200人に達した期間は、3月下旬の第4波のときが3週間だったのに比べて、 7月下旬からの第5波においては僅か1週間でございました。

また、次の特徴としましては、重症化しやすくなる可能性があるということでございます。 第4波で猛威を振るいましたアルファ株が、従来型より1.4倍重症化リスクが高いと言われ ておりますけれども、デルタ株はさらに重症化リスクが高くなっているというふうに言われ ております。

また、若年層の感染者数が大幅に増加しているという特徴がございます。第4波と第5波の最初の1週間では、10代で7.4%の増、20代で16.8%の割合で増加しているという特徴がございます。

- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- **〇10番(居鶴貞美君)** ちなみに、今回、致死率が5%と申し上げましたんですが、2012

年に発生しているもの、MERS—CoVと資料に書いてあるんですが、この資料で見ると、 致死率が34.4%です。2002年から2003年に中国で発生したものですが、これは終息してい るんですが、このときの致死率が9.4%、現在も毎年発生しているものですが、これについ ては極めてまれと、これは資料を見てお話ししたんですが、私の言いたいのは、要は、致死 率が5%と、意外と低いかなという感じで、これが、接種に関しても影響しているのかなと、 これはただ、私がそのように思っておりますので、参考までにお知らせしました。

続きまして、新型コロナウイルス感染者対策についてですが、まず、新型コロナウイルス 感染者におけるクラスターの定義についてお聞きいたしますが、これについては、厚生労働 省は、昨年2月に5人程度の発生を目安として、ただし、同居家族5人は対象外としたよう でございます。九州の宮崎日日新聞によりますと、実はクラスターの定義は自治体ごとの判 断だと、このような記事が出ておりました。このクラスターの定義についてお聞きいたしま す。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(小根沢義行君) 新型コロナウイルスのクラスター、集団発生の定義といたしましては、今、議員御指摘のとおり、国の通知によりますと、間接接触等が明らかとなる5人程度の発生が目安とされております。クラスターは、1人の感染をきっかけに集団内で感染が広がり、さらにそこから外部集団へと感染拡大が懸念される状態でございます。ですので、感染が同居家族にとどまり、外部との接触が認められない場合等は、感染拡大のリスクが低いとして、クラスターではなく家庭内感染とみなされる場合もあるようでございます。ただし、このクラスターの定義は、県のほうでその状況等を判断して認定するもので、村で独自の定義というものはございません。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) 青木村でも、かつてクラスターの発生があったかなというふうには 思いましたんですが、それで、あえて今お聞きしたと、こういうことでございます。

続きまして、新型コロナワクチンの接種についてです。

その中で、ちょっと絞りますが、妊婦の新型コロナウイルス感染予防についてでございます。

8月17日に千葉県柏市の妊婦が感染して新生児が亡くなりました。これ、皆さん御存じだと思うんですが、このことからだと思うんですが、厚生労働省が8月23日に、妊婦の皆さんの優先接種の事務連絡を自治体に発出したと、これは新聞の記事にございましたんですが、

この妊婦に対してのワクチン接種、青木村においての対応をお聞きいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** 一般的に言いまして、妊婦の方が肺炎にかかった場合は重症化する可能性があると言われております。そのために、一般の方より、3密の回避、手洗い、アルコール消毒等の一般な感染予防対策の徹底が必要になるものと思われます。

このため、県におきましても、県が設置するワクチン接種会場において、18歳以上の妊婦の方に対する早期接種を9月より行っております。ただ、青木村におきましては、既に15歳以上の方に接種券を送付済みでありますので、妊婦の方で接種を希望する方につきましては、既に集団接種、あるいは個別接種で接種済みか、また、コールセンターに今後予約することで接種をスムーズに受けることが可能な状況となっております。

- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) この関係につきましても、絶えず新聞とかで報道されておりますが、 8月28日の信毎に、アメリカの妊娠中に接種した医師の内田さんの記事が出ておりました。 ここに、皆さん、お読みになったと思うんですが、デマを否定し、周囲の協力も呼びかけて いると、安全だよと、このように内田さんという、日本人ですが、アメリカの人と結婚して、 この方も受けておりますので、妊婦の皆さん、ご心配なくと私が言うのもおかしいんですが、 積極的に宣伝をいただきたいと、このように思います。

次に、保育園児や小学生の保護者の方から、私、よく質問を受けるんですが、先ほどの課長からも、12歳以上と今なっておりますけれども、12歳未満、いわゆる小学生、あるいは保育園の子供さんのワクチン接種、こちらについて、どういう見通しになっているのか、そういう情報、あるいは連絡があるのかないのか、その点についてお聞きしたいと思いますが。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(小根沢義行君) 現在、コロナウイルスワクチンにつきましては、ファイザー社製とモデルナ社製につきまして、対象年齢が12歳以上、また、アストラゼネカ社のワクチンにつきましては40歳以上となっております。ですので、今現在、12歳未満の方に対するワクチン接種の見通しにつきましては、現段階では未定で、今のところ情報はございません。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- **〇10番(居鶴貞美君)** それでは、教育長にお聞きしたいんですが、小学校の保護者の方から、私の今のこのような質問とか、そういうような話をお聞きしたことが、学校からですが、

おありかどうかをお聞きしたいんですが。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 12歳未満のお子さんの接種を希望するという話は、私のところにはまだ届いておりません。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- **〇10番(居鶴貞美君)** 保育園長にもお聞きしたいと思うんですが、保育園に関してはどうですか。
- 〇議長(金井とも子君) 成沢保育園長。
- ○保育園長(成沢亮子君) 保育園のほうでも、特にお問合せがあったことはありません。ただ一つ、保護者からあるお話とすれば、12歳以上の子供さんを持たれている保護者の方で、やはりワクチンの副反応についての心配をされるお話なんかは入ってきます。
 以上です。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) 私のところにお話をいただく方と、ちょっとずれているかなというような気がするんですが、先ほど、私、致死率とかいろいろ申し上げたんですが、先ほど出ていた、先ほどのデータでいくと、子供さんの発生率が、コロナにかかる率は非常に低いと、ひょっとしたら、そういうようなことがお分かりになっているかなと、そんな感じも受けましたので、ということで。

もう一つ、お聞きしたいんですが、これに、ファイザー社製の新型コロナワクチン予防接種についての説明書、これ、皆さんも御覧いただいたんではないかというふうに、接種のときにいただいたと思うんですが、この中に、接種対象、16歳以上(16歳未満の人に対する有効性、安全性はまだ明らかになっていません)と、これ日付がないんで分かりませんけれども、このようにファイザー社がきちんとうたってあります。それで、15歳以上の接種をされます。そうすると、ファイザー社でなくて、ほかのメーカーのものなのか、今申し上げたものが、その後にファイザー社から安全だということの結果、そういうことが出たのかどうか、その点を踏まえてお聞きしたいんですが。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** ファイザー社製のワクチンにつきましては、当初、ただい ま議員から御説明がありましたとおり、16歳以上の者を対象に接種を実施しており、説明書 にもそのように記載されておりました。しかし、6月1日より、12歳以上を対象にするとい

う改正がなされ、国より通知が出されております。ですので、現在のファイザー社製ワクチンの説明書におきましては、以前の16歳未満という記載が12歳未満という記載に変更になっております。

- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) はい、分かりました。

次に、ワクチン接種後の感染症対策についてお聞きいたしますが、感染後に感染自体を予防できるのか、また、このワクチンの効果がどれだけ長もちするのかどうか、この点についてお聞きいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(小根沢義行君) ワクチン接種をすることで、発症予防の効果だけでなく感染を予防する効果もあるという報告がなされておりますが、その効果は100%ではなく、全国的にもワクチンを2回接種した後に陽性が確認されている方も出ております。そのため、ワクチン接種後の3密の回避、うがい、手洗い、アルコール消毒、マスクの着用等の基本的な感染対策は引き続き行っていただく必要があるというふうに思います。

また、ワクチンの発症予防効果は95%程度と言われておりまして、効果の持続期間につきましては、海外での調査によりますと、2回目接種後の6か月間の発症予防効果は91.3%という報告がなされております。

- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) 次に、3回目の接種の必要性が言われております、3回目のワクチン接種について、何か県・国のほうから連絡等ございますかどうか、お聞きをいたします。
- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** 3回目の接種、いわゆるブースター接種と言われているものにつきましては、いろいろな報道がされておりますけれども、実施するのか、実施する場合はいつから実施するのか等につきましては、まだ情報等はございません。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) これは、私の情報データだけ申し上げておきます。河野担当大臣が 9月6日の記者会見で3回目のワクチンについて述べておりますが、12月までに医療従事者、 年が替わって高齢者に3回目の接種というのを、河野大臣だったかな、お話しされたと思う んです。これに関しては、WHOが、年度内には3回目の接種をやらないようにという通達 を各国に出したという情報を私が持っているんですが、これは、そういうデータもあるのか

なというふうに思いますので、これについて、今、課長からもお話がありました、村のほうにも来ていませんので、3回目の接種については、今のところ、こういうあれかなと思います。そうすると無料なのかなと思いましたけれども、そのものが来ておりませんので、この関係についてはこれまでにさせていただきます。

来年度、ワクチン接種、またこれも無料なのかどうか、これについての連絡等が村に来ているのかどうか、お聞きいたしたいんですが。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** 次年度のワクチン接種につきましても、先ほどの3回目の接種と同様に、今現在、情報等はございません。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) それでは、上田市出身の免疫学の第一人者で大阪大学名誉教授の宮坂昌之氏、皆さん御存じの方もおいでかと思います。実は、私もちょっと、その方の本を持ってきました。実はこの方、上田市出身で、宮坂医院に関係しているかどうか、ちょっとそういう話もあったんですが、実は免疫力の一人者で、最近よくテレビに出ておられます。本も幾つか出しておりまして、定岡さんという娘さんとも一緒に書いた本もあります。これはちょっと御紹介をさせていただきますが、免疫力を強くするということで、最近科学が語るワクチンと免疫の仕組み、要は、免疫力を高めればコロナにかかる、そういうものがかなり低くなると、こういうこともありまして、もし興味のある方は、ここによく書いてありますので、お読みいただければというふうに思います。

この宮坂昌之氏が、このウイルスは数年付き合っていかざるを得ないと述べております。 それで、5項目注意するようにということですが、まず1つとして、人込みを避けること、 対人距離を1.5メートルから2メートル、そこに送風、あるいは換気、2として、手洗い、 消毒、マスク着用を励行すること、3番目として、生活リズムをなるべく崩さないこと、4 番目として、体を動かすこと、5番目として、正しい知識を得て筋道を立てて考える習慣を 身につけることと、これがコロナに対する有効な方法だろうと私も思っているんですが、例 えば、今私が申し上げたものとか、ほかにも同様に、いろんな予防方法がありますが、そう いうものをまとめてお出しになるとか、そういうようなお考えがおありかどうか、お聞きし たいんですが。

- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** ただいま議員よりご提案いただきました、3密の回避、手

洗い、消毒、マスク着用等につきましては、コロナウイルス感染予防のための基本的な対策 で非常に大事なことでありますので、今後もホームページ等で周知をしてまいりたいという ふうに考えております。

また、家に引き篭もらずに体を動かすことも大切なことであります。村でも、情報電話で ラジオ体操の音楽を流したり、広報紙で家の中で行える運動のやり方等の掲載などしており ますが、今後も、こういったことにつきましては機会あるごとに情報発信をしていきたいと いうふうに考えております。

〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。

○10番(居鶴貞美君) この関係につきまして、私も、個人的にですが、年寄りの方からよく電話が入るんですが、あまりコロナを非常に恐れると、外へは出ません、人と会いません、それで閉じ籠もる感じで、私のところにも電話をくれるんですが、それで、私は駄目だよと申し上げているのは、先ほどの4番目にありました、体を動かすこと、なるべく外に出て、しかも、窓を開ける、戸を開けるというのは必ずしてくださいよということは申し上げています。あまり閉じ籠もったり、あまり恐れると、逆に鬱病になるんじゃないかと、私はその方には申し上げているんですが、普通に生活しておると、コロナに対しても、きちんと村から言われていることを守っていれば、そんなに心配ないよというふうには申し上げています。それでは、次に、小・中学校における新型コロナウイルス感染症予防の取組と評価についてお聞きをいたします。

この関係は、先ほど、坂井議員のほうからもありましたので、一部割愛をさせてはいただきますが、これも、8月26日、信毎に、小・中学校の検査体制強化、抗原検査の簡易キット配付へということで、先ほど申し上げた、坂井議員から質問もありまして、回答がありましたので、これについては割愛をさせていただきます。

次に、学校行事を行うに当たっての対応です。

コロナ予防の見地から、また、クラスターに対しての取組で、何か新たな対応がありましたら、お聞きいたします。

〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。

○教育長(沓掛英明君) 修学旅行ですとか文化祭などの行事は、子供たちの成長に欠かせないということがあるために、感染対策に気をつけながら、何とか工夫をして実施していきたいなという思いでございます。例えば、小学校の運動会は午前開催、そして、来賓は呼ばずに保護者のみの参観で行う計画であります。中学校の文化祭は、レベルによって、最悪の場

合は保護者も入れずに行うなど、感染状況を踏まえて決定していくと考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- **〇10番(居鶴貞美君)** この新型コロナウイルス感染症の拡大によって、児童・生徒に現れている影響等ございましたらお聞きいたしますが。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 様々な制約があったり、本当に配慮をして生活しなければいけない中で、子供たちはよく落ち着いて対応しているというふうに感心しております。一方で、個々の子供たちを見ていくと、気持ちが不安定になっているような例ですとか、家庭環境が心配であるような事例もございます。ですので、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー、必要によっては児童相談所とも連携を密にして、現在対応している状況でございます。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) 次に、フードバンク事業のその後の状況についてお聞きいたします。 6月のときに一般質問をさせていただいて、その後についてですが、この点につきまして は、広報の8月号に記事が出ております。フードバンクへの食品提供の御礼、6月に第4回 実施されたと。それから、青木村及び社会福祉協議会と青木郵便局のフードバンク事業の協 力に関する協定が結ばれたと、ここに出ておりましたんですが、ただいま私が申し上げたほ かに、フードバンク事業の何かありましたら、お願いいたしたいんですが。
- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(小根沢義行君) フードバンク事業につきましては、6月25日に青木郵便局様と、8月5日にセブンイレブン信州青木店様と協定を結び、それぞれ店舗入り口に食料品 寄附受入れボックスを設置させていただきました。郵便局では3回、セブンイレブンでは4回回収を行い、多くの皆様から食料品等を寄附していただきました。寄附していただいた物品につきましては、8月に通算で第5回目、今年度2回目のフードバンクを実施し、38世帯 109名の方にお届けすることができました。

今後もこの事業を継続して実施してまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) 全国的には非常に、今の青木村でも同様に、非常にたくさんの方が、 ある物で助かっているというのがあるようですので、これについては私どもも積極的に支援 したいなというふうに思います。

それでは、最後になりますが、これも前回同様なんですが、生理用品の無償配付について

ですが、まず、村から小・中学校に無償配付されたということでしたんですが、教育場において具体的な働きかけがどのようにされたのか、お聞きいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 小・中学校ともに保健室に用意をしてございまして、必要なお子さんは保健室に来ていただくように女子トイレに掲示がされております。今までのところ、中学校で1例、そういう申込みがあったというふうに聞いております。

また、お話のように、社会福祉協議会ではフードバンクの申込みに生理用品についても加えていただいております。

以上であります。

- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- **〇10番(居鶴貞美君)** 無償配付に当たって、村民の皆さんが、どのように受け止めているのか、そういうお話があるのかないのか、その点を踏まえてお聞きしたいと思いますが。
- 〇議長(金井とも子君) 小根沢住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小根沢義行君)** 村民の方からの意見といたしまして、学校の保健室にもらいに行くことには抵抗があるお子さんがいるんではないかという御意見をいただきましたところ、社会福祉協議会のほうで検討していただきまして、教育長から御説明ありましたように、フードバンクの希望調査のメニュー表の中に生理用品を入れていただいて、希望してもらえるようにという配慮をいたしました。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) 今のこの質問に当たっては、全国の議会で取り上げているようですが、大体おおむね9割以上は女性議員がおやりになっています。私、あえて質問させていただいたんですが、前回も申し上げたんですが、やっぱり、正しい知識、こういうものがしっかりと分かれば、当然、偏見だ、もろもろもなくなってまいります。そういうのもありまして、私も、あえて質問をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長(金井とも子君) 10番、居鶴貞美議員の一般質問は終了しました。

◇宮入隆通君

○議長(金井とも子君) 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。
宮入議員。

[4番 宮入隆通君 登壇]

○4番(宮入降通君) 議席番号4番、宮入降通です。

さきに通告しました質問に対しまして、一問一答方式にて回答いただきますようお願いい たします。

まず、1つ目、青木村のデジタルトランスフォーメーション推進について伺います。

人口減少に加えて、コロナ禍や災害等により自治体のニーズが多様化する中、デジタルとデータを駆使した変革、デジタルトランスフォーメーション、DXが求められているのは、民間企業だけでなく地方自治体も同様です。長野県では、行政、県民生活、産業の各分野のDXを推進するため、令和2年7月に長野県DX戦略を策定し、県及び市町村等、もしくは市町村間で共通的に利用するシステム、基盤等の共同調達に向けた情報共有や使用の検討等を行う目的で長野県先端技術活用推進協議会を設置したとされています。

この青木村も本協議会に参加する団体の一つです。体制や計画など、現在の青木村のDX 推進の状況はどのようになっていますでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 今、議員の御質問の中にもありましたとおり、今年7月に総務省から自治体DX推進の手順書が示されたところでございます。それによりますと、自治体情報システムの標準化、共通化については、令和7年度末までに基幹系の17業務システムをガバメントクラウドへ移行するということとなっています。また、自治体の行政手続のオンライン化については、令和4年度末を目指して、国民の利便性向上に資する手続とされた31の手続について、原則全自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすることが求められているところでございます。

本村におきましても、国から示されたスケジュールに沿って移行ができるように進めてまいりたいと思います。また、体制ということで、現在のところ専属部署を設ける等の対応はしてございませんけれども、今後このDXの推進がますます加速していくものと思われますので、全庁横断的な組織であるとか、そういう仕組みがまた必要になってくるものというふうに思っております。

〇議長(金井とも子君) 宮入議員。

○4番(宮入隆通君) 体制がないということですが、本村の行政の中でのシステムに関する、 僕は専任の人がある程度必要だと思っているんですが、ただ、その専任の人というのが、す ごくパソコンに詳しいとか、そういうプログラムを組めるとか、そういう詳しい人を必要と しているわけではなくて、どういうシステムが今あって、この村にとってどういうシステム をどうやって使っていくのかという、そういうことを考えていくような人材というのは私は 本当に必要だと思っているので、そういう意味合いの人材の教育とか、そういったことを、 これからきちんと、こういったことはやっぱり教育だと思っているんですけれども、人材を どうやって育てていくのか、そういったことを村としてもちょっと考えてほしいなと思って います。もちろん、そういう詳しい人たちがたくさんいて、外部から呼んで、いろいろ考え てもらうというのは一つだとは思うんですけれども、それをずっとやっていると、中身がな い村になってしまいますから、そういった人たちの協力を得ながら自分たちも士気を高めて いくということを常に考えていただきたいなと思っています。

このDX推進に関しては、そういった体制づくりもぜひ考えていただきながら進めていただきたいと思っています。このDX推進のための課題、今の人材の話もあるかと思うんですけれども、今どのように考えていますでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) このDXを推進していくための課題は、やはり、経費ですとか、あるいは今議員が御指摘の人材だというふうに認識をしております。国のスケジュールに沿って進める部分については、補助ですとか、あるいは交付税措置などが予定されているようですけれども、例えば、村で独自で何か取り上げたいというようなサービス等が出てきた場合には、そのシステム構築に巨額な費用が予想されたりというようなことで、小さな村では、その費用対効果ですとか、スケールメリットみたいなものが生かせない可能性があるというふうに認識しております。この分野におきましては、上田地域の定住自立圏の中でも研究していくという方向でおります。そういった共同で取り組むことによってコストを抑えたりとか、そんなような活路がないかというようなことを研究していくということでございます。限られた財源や人材の中で、構築できる方策を模索していきたいと思います。

また、もう一つの課題とすれば、例えば、高齢者の皆さんですとか、デジタル社会になじめない方ということが、どうしても出てくると思います。こういった方を置き去りにしないということも大切な課題だというふうに考えております。

〇議長(金井とも子君) 宮入議員。

〇4番(宮入隆通君) このDXというのは、誰でもそういったことに享受できる、そういう世の中を目指すためのものですので、高齢者の方なども意識しながらのシステムを導入していくという形をぜひとっていただきたいと思います。

行政の手続の自動化などのそういった業務以外にも、将来的には地域交通であるとか、先ほども、いろんな議員の方がゼロカーボンのこととかおっしゃっていたかと思うんですけれども、ゼロカーボン化のこととか防災など、様々な分野で応用されるであろうこのDXですが、こういったDX推進の先にある青木村の姿をどのように考えていますでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) デジタル技術の飛躍的な推進におきまして、役場の行政サービス、あるいは商工の皆さんの働き方、抜本的に改革されてくる可能性があるというふうに思っております。役場の関係でいえば、行政手続のオンライン化によりまして、役場に行かなくても手続ができる、それから、手続の簡素化によりまして簡単にできる、それから、行政サービスのオンライン化によりまして、役場に行かなくてもサービスが享受できるということになると思います。世の中全般にわたりまして、テレワークの拡大、あるいはペーパーレスの推進、業務の効率化、それからいろんなデータの活用が図られます。これによりまして職員の時間的余裕ができてくるという可能性があるわけですけれども、マンパワーで必要な福祉だとか教育だとか、そういうところに少し時間、先の話になりますけれども、職員を配置していくというようなことで行政サービスの向上につなげていきたいと思っております。

住民の皆さんの生活、あるいは生産活動、今、御質問にありましたような例示もありますが、様々なことで変化して、社会価値の創造をしてくるだろうというふうに思っております。 国でもデジタル庁が発足いたしました。行政の効率化、高度化を図りまして、多様な自治体の連携によりまして、行政全般の、少し時間はかかると思いますけれども、新たな価値等が創出されるということを期待しております。

- 〇議長(金井とも子君) 宮入議員。
- ○4番(宮入隆通君) いずれにしましても、システム、システムと、そういう話になるんですけれども、目的は村民に対するサービスの向上であるということ、そういったことを、私も含めてなんですけれども、そういった最終的な目的ということを考えながら、そういったシステムの導入とかそういったものを進めていただきたいと思います。

続きまして、2番目の青木村の芸術について質問します。

この私、芸術を論ずるということが非常におこがましい限りなんですけれども、青木村の

将来を考えたときに、芸術ということというのは必要な要素だと考えますので、あえて質問させていただきます。

芸術に関しては、学校のカリキュラムに音楽や図画工作、中学校では美術とあるように教育と密接な関係があります。知識を高めるだけではなく、人間形成における豊かに生きるという、このコロナ禍で、特に大切なことを感じるためのことを教える貴重な時間であると考えますが、教育と芸術との関係について、どのように考えていますでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 教育のねらいというのは、将来、その子らしい豊かな生活を送る力を育てるということにあるというふうに考えています、その子らしい豊かな生活を送る力。芸術の狙いも、実は同様であるというふうに考えています。自分らしさを自分なりの方法で表現することができる、自分らしさを自分なりの方法で表現するその力だというふうに考えています。うまいとか下手ではなくて、自信を持って自分を表現する力を育てることが狙い。子供によって、例えば、運動で自分を表現し自信を持つ子もいるし、音楽や美術が大好きで、そこで自分を表現する子もいるというふうに考えております。
- 〇議長(金井とも子君) 宮入議員。
- ○4番(宮入隆通君) 学校であれば、授業を受けながら芸術に触れるということなんですけれども、例えば、もっと意欲のある人に対してであるとか、また、学生だけではなくて、成人や高齢者の方が学べる場、あと、そういったものを表現できるということが必要だと思うんですけれども、未来創造館の活用なども含めて、お答えいただけますでしょうか。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 実は、青木はかなりそういう場があるというふうに考えております。 大人の皆さんには、青木村でも上田市でも、様々な機会に演奏会や催しが計画されております。学ぶ機会としても、実は様々な教室が開かれております。自ら求めれば学べる場は多くあるという、そういう時代だというふうに認識しております。

実は、青木村だから実現できる参加型フェーズというのはたくさんあるんだと。例えば、音楽村のオペラ、楽器の講習会、サントミューゼのダンス、どれも一流のプロから教えていただくことができるという、そういう機会になっております。これは、大都市では逆に不可能なことだと、大都市で、もしそれをしたとすると、応募者が殺到してしまって、逆に教室を開催することは難しいと、抽せんとかオーディションが必要になってしまうと、そういうことがあるということで、私も調べてみて、地方は意外とこれは豊かなところだなというこ

とを考えております。昨年ですけれども、コロナ禍でありましたが、普通では招待できない 今をときめくピアニストであります角野隼人氏のピアノコンサートを青木村で行うことがで きました。角野氏は今、ショパンコンクールに参加しておりまして、世界中の最も多くの人 から注目されているピアニストの一人でございます。

以上です。

- 〇議長(金井とも子君) 宮入議員。
- ○4番(宮入隆通君) 次の質問と同じかもしれないんですけれども、といった単独では難しいけれども、先ほども、サントミューゼであったり、芸術村の方とか、あとは著名なアーティストの方を呼ぶとか、そういったことをしていただいているということなんですが、あと、上田市などには、犀の角とか、そういったミニシアターというんでしょうか、小劇場というんでしょうか、そういったところもあったりするんですけれども、そういったところとの交流といいますか、逆に青木村の人たちがそっちのほうで何かやるとかということもあるかもしれないんですが、そういったことというのは交流としてあるんでしょうか。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) サントミューゼとの連携で申しますと、上田地域定住自立圏連携事業という企画がございまして、サントミューゼで演奏する方たちが、青木村でも500円の入場料で文化会館の講堂で演奏していただいております。昨年は12月にパーカッションの演奏を行いました。次回は、来年の2月にピアノコンサートが予定されております。そのチラシは毎回全戸配布をしてございます。犀の角のステージでありますが、青木村の方が出演した場合もあるとお聞きしております。また、国際音楽村というのもございまして、青木村としても負担金を支出しておりますし、様々なイベントやサークルでの活動があるため、青木村からも参加している方がおられます。
- 〇議長(金井とも子君) 宮入議員。
- ○4番(宮入隆通君) あと、近隣の文化都市といいますと、松本市であるとか安曇野エリアが思い浮かぶ方も多いことだと思います。大町市では、コロナ禍ではありますが、2回目となる北アルプス芸術祭が11月21日まで行われるなど、芸術色あふれるエリアでもあります。そして、そのような町とさらに近くなり、つながる予定のある青木村ですけれども、松本を中心とした中心エリアとの芸術に関する交流というのはあるんでしょうか。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- **〇教育長(沓掛英明君)** 松本では、サイトウ・キネン・フェスティバルが有名でありますが、

その演奏会への参加については、上小の学校にも参加希望の問合せが来ております。希望すれば演奏会を聞きに行くことができます。青木小学校でも参加した年がございました。また一方で、松本での芸術の発表会に義民太鼓が招待され発表したこともありました。お互いに交流はあると考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 宮入議員。
- 〇4番(宮入隆通君) 地域間での交流があるということなんですが、青木村の中では、様々 な分野で活躍されている芸術に携わる方がいらっしゃいます。絵本の作家であったり、出版 に関わるライターの方であったり、あまり表では出てこない形で活躍なさっている方もいら っしゃいます。また、音楽の分野では、青木村出身者が活躍するラップグループがあります。 メンバーは青木村出身のラッパー、上田市出身のギタリストの2人、来年の2月には武道館 で単独ライブが行われるそうです。音楽業界にいる人なら必ず立ちたいという武道館の舞台、 青木村の歴史に刻む日でもある気がするのは私だけではないと感じています。青木村での暮 らしや都会との葛藤が、今もなお、ラッパーの彼を動かしている原動力となっていることを 考えると、これから青木村から離れるかもしれない若者や、ここ青木村に住む者にとっても 一つの応援となるのではないでしょうか。私はここで彼らを宣伝したいわけではないんです が、なぜ、ラッパーの彼が、この青木村から誕生したのかということに興味があるのです。 また、まだ知らない方には伝えて理解してもらうことも必要なのではないかと感じています。 以前、私は、スケートボードなどの若者文化について質問しました。そのときは理解でき なかった方も、もしかしたらいるかもしれませんが、東京2020の大会で、スケートボード の各国の選手たちを見た方は、その技術や芸術性、そして、スケートボードに携わる人たち の人間性に感動したと思います。それは私は、もう若者文化だからとかでは関係なく、すば らしいものはやはりすばらしくて、感動的なものなのだと思うのです。青木村から様々な分 野で飛び立っていってほしいと誰もが願っていますが、現在活躍している人たちからも学ぶ ものはあるんじゃないかと感じています。いろいろなサポートする方法はあるかとは思いま すが、村民のためになりながらサポートできることというのを考えていただきたいなと思っ ています。青木村出身の方とか、在住の芸術家の方に対するサポート、支援などは現在ある んでしょうか。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- **○教育長(沓掛英明君)** 今、議員お話のありました「MOROHA」でありますが、青木村 出身のミュージシャンである「MOROHA」というグループに、実は文化祭に出演を依頼

したことがございました。そのときは都合が合わず実現しませんでしたけれども、そういうことをしております。また、義民太鼓で活躍したり、アイルランドの演奏旅行に参加した生徒が、音楽の道を進路として決定したということもございます。芸術ではなくてスポーツ選手に関してですが、大きな大会に出場するようなときには村長さんに表敬訪問をお願いしたり、役場に垂れ幕を掲げて応援したりしております。これからも様々な分野で活躍する皆さんを様々な方法で応援していきたいと考えております。

- 〇議長(金井とも子君) 宮入議員。
- ○4番(宮入隆通君) やっぱり村の中で、そういったサポートいうんですか、ちゃんと応援 してあげるということも必要なんではないかなと私自身は思っていますので、引き続きお願 いいたします。

芸術祭の話に戻るんですけれども、芸術祭を行うときには、アーティストが一定期間、そのエリアに滞在して創作していくというのが一般的なんだそうです。そこに住みながら芸術作品を作り上げていき、作りながら、そこの住民たちも関わることで理解を深めていくという進み方なんです。そして、芸術家の人たちをサポートしながら、地域にも貢献していくということができる芸術祭なんですが、これから、村営住宅など村内の既存施設の今後の活用方法などがいろいろ議論されていくかと思うんですけれども、活用方法の一つとして、芸術村のようなことも、青木村でできる範囲で可能なのではないかと考えています。このように、今後の村営住宅などの既存施設や教育施設の活用、また、観光や地元経済のために青木村らしい芸術祭などを開催する考えがあってもいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 芸術祭についての答弁をさせていただきたいと思います。

毎年、どんぶりの会の皆さんが、中秋の名月の夜に月を見る会を開きまして、音楽、あるいは舞踊など、様々な発表を、プロ、セミプロ、あるいは地元の皆さんが参加してやっております。平成青木地方の会の皆さんが、沓掛の宮渕神社の回り舞台を見直そうと、ミニではございますけれども芸術祭を開催したこともありました。このように意欲のある人たちがいて、発表の機会も様々に考えられてきていると思っております。村といたしましても、意欲のある人を応援したいと考え、現在の道の駅あおきをつくる際に、人々が集う場所として、センターに市場を中心に据えたところでございます。この中では、村松の獅子舞でありますとか、大人や中学生の吹奏楽の子供さんたちにも発表いただいております。また、ふるさと

公園あおきの東側には大きなステージを用意しておりまして、プロの皆さんにも演奏会を開催していただきました。このように芸術祭を行う場としては様々な場所で実施しているところでございます。

それから、義民太鼓のグループの皆さんは、村を代表する立派な芸術活動というふうに思っております。道の駅あおきの皆さんからは、国道143のバイパスを見越して、あるいは促進するために、旧四賀村とか、筑北村の皆さんと、郷土芸能など芸能を中心に連携ができないか、そんな提案を最近いただいているところでございます。

宮入議員と少しスケールの違う答弁になりましたけれども、この御質問の件は、村民参加型のボトムアップを中心に、青木らしい考え方でいきたいというふうに思っております。

- 〇議長(金井とも子君) 宮入議員。
- ○4番(宮入隆通君) 確かに、私が申し上げました芸術祭というのは、もう全国から見にいらっしゃるような、そういうスケールの大きいものであったり、今、大きいものは新潟であったり、小豆島とかあっちのほうでやるものとか、それはもう海外からもわざわざ見にいらっしゃる方がいたり、非常に、やっぱり芸術というのは、そういう好きな人というのは、そういうことまでして来るんだなと本当に思うものなので、青木村としても、もちろんできる範囲の中ですけれども、そういった芸術の分野に関して、皆さん、村民参加型ということだったかと思うんですけれども、村民の方が芸術に触れ合う場というものをできるだけ多くつくっていただいて、活躍できる場というのをまたつくってもらえたらなと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

- 〇議長(金井とも子君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 先ほど、坂井議員の答弁の中で、数字の訂正を1点させていただきたいと思っております。田と畑の合計を6,107へクタールと申し上げましたけれども、私、少数点を見落としておりまして、6,107へクタール直って610.7へクタールでございました。大変失礼いたしました。深くおわびをして訂正させていただきます。
- ○議長(金井とも子君) 4番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。 通告のありました7人の議員の質問は、これで全て終了しました。

◎総括質疑

○議長(金井とも子君) 引き続いて会議を進めます。

これより、令和2年度一般会計及び特別会計、企業会計の決算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 以上で総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

〇議長(金井とも子君) 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第1号から議案第7号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) それでは、委員会付託の案件について、事務局より資料を配付いた します。

[事務局資料配付]

○議長(金井とも子君) 資料はお手元に届きましたでしょうか。

片田事務局長より、内容について説明を申し上げます。

片田事務局長。

○議会事務局長(片田幸男君) それでは、令和3年第3回定例会議案等委員会付託明細について御説明を申し上げます。

委員会付託する案件につきましては、議案第1号から第7号までについて、それぞれの委員会へ付託をいたします。

以下の報告2件と議案第8号から16号につきましては、最終日の本会議で御審議をいただきます。

初めに、議案第1号 令和2年度青木村一般会計決算の認定につきましては、次のページをおめくりいただきたいと思いますが、歳入については、おめくりいただいた2ページ目と3ページ目になります。該当するページについては左端に記載してあります12ページから35ページまでということになりますので、よろしくお願いいたします。

歳出につきましては、最後のページになりますけれども、該当するページは左端にありますとおり36ページから111ページとなります。

また、特別会計、企業会計につきましては下段の表のとおりとなります。

付託の委員会名につきましては、右端の欄にそれぞれ記載がございます委員会のほうでお 願いしたいと存じます。

それでは、最初のページに戻っていただきまして、議案第2号と4号、5号については社会文教委員会でお願いいたします。議案第3号と議案第6号、7号につきましては総務建設産業委員会でお願いいたします。

以上、委員会付託明細について御説明いたしました。

○議長(金井とも子君) 何か御不明な点はございますでしょうか。

[発言する声なし]

◎散会の宣告

○議長(金井とも子君) なければ、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 これにて散会といたします。

散会 午後 2時36分

令和3年9月22日(水曜日)

(第3号)

令和3年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和3年9月22日(水曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 令和2年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 令和2年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 令和2年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 6号 令和2年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定に ついて
- 日程第12 議案第 8号 押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例 について
- 日程第13 議案第 9号 青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例 に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 監査委員の選任について
- 日程第16 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第17 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第14号 令和3年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第15号 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第20 議案第16号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第21 発議第 1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め

る意見書について

日程第22 陳情第 1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情について

日程第23 陳情第 2号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方 針決定の撤回を求める陳情について

出席議員(10名)

1番	松	本	淳 英	君	2番	塩	澤	敏	樹	君
3番	平	林	幸一	君	4番	宮	入	隆	通	君
5番	坂	井	弘	君	6番	松	澤	正	登	君
7番	金	井	とも子	君	8番	宮	下	壽	章	君
9番	沓	掛	計 三	君	10番	居	鶴	貞	美	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

 	長	⊣	++	πH	+	君	*//-	去	長	zΚ	##	址	ПH	
村	文	北	村	政	夫	石	教	育	文	沓	掛	英	明	君
総務企画	課長	片	田	幸	男	君	参 商工 課	事 観光移	兼 3住 長	花	見	陽	_	君
住民福祉	課長	小村	艮沢	義	行	君	税務金	管理者 会計課 災 理	長	多	田	治	由	君
建設農林	課長	稲	垣	和	美	君	教 育 公 瓦	次 長 2 館	兼長	宮	下	剛	男	君
保育園	長	成	沢	亮	子	君	課 長 地域包	福 祉 補 佐 包括支 タ	兼 :援	髙	柳	則	男	君
建 設 農 相 課 長 補 位 建 設 係	生 兼	小	林	義	昌	君	課 長	会補稅係	兼	奈良	良本	安	秀	君
建設農村課長補佐上下水道	左 兼	横	沢	幸	哉	君	総務 誤長事業持	企 画 補 佐 推進室	兼	塩	澤	和	宏	君
総務企画課長補佐	左 兼	小	林	利	行	君	課長	福 祉 補 佐	兼	早7	乙女		敦	君

住民福祉課 福祉係長 依田哲也君 税務会計課 増田憲寛君 商工観光移住課 商工観光移住 係長 小山明之君 総務企画課 課長補佐兼 総務係長

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(金井とも子君) おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長(金井とも子君) 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告をいただいた後、報告第1号から第2号、議案第1号から陳情第2号までを議題とし、質問、討論、採決の順で行います。

なお、報告第1号及び第2号の討論、採決はありませんので、御承知おき願います。

◎委員長審査報告

○議長(金井とも子君) 各委員長より委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会においての質疑内容等について委員長より報告を願います。 居鶴総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長(居鶴貞美君) おはようございます。

それでは、総務建設産業委員会に付託されました案件につき、審査の結果、次のとおり決 定いたしましたので、会議規則第74条の規定により御報告申し上げます。

まず、議案第1号 令和2年度青木村一般会計決算の認定について、総務建設産業委員会 関係であります。

歳入については、村税の不納欠損処分の内容、財政力指数、経常収支比率の今後、村営バス運行収入などについて質疑並びに意見が出されました。

歳出におきましては、総務企画課、税務会計課関係では、コロナ対策事業の状況、タチアカネそばのPRの状況、情報通信サービス事業の今後の展望や消防設備などについて質疑が出されました。

また、建設農林課、商工観光移住課関係では、有害鳥獣対策、道の駅をはじめとした施設の運営状況、定住施策、村道・橋梁の危険箇所への対応などについて多岐にわたり質疑が出されました。

反対討論はなく、賛成討論では、歳入では厳しい財政の中、村税の徴収では高い収納率を 維持しており、限られた財源の中、事業推進に努力されていることを評価する。

歳出では、23事業にわたるコロナ対策について、迅速かつきめ細やかな対策をされたこと を高く評価する。また、国・県の交付金、補助金を活用され、台風19号による災害復旧事業 を早期に完了したことは、村民の暮らしの安全・安心につながるものであ。

今後も、現在の健全財政を維持する中、さらなる村民に寄り添った計画どおりの事業展開を望むとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。 続きまして、議案第3号です。令和2年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてでございます。

別荘地内の売買の状況などについて質疑がなされ、討論なく、全員賛成にて原案のとおり 認定することに決定をいたしました。

議案第6号 令和2年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてであります。

公営企業会計移行に伴う質疑、水道の維持管理の方法についての質疑がなされ、討論なく、 全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第7号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてであります。

公営企業会計移行に伴う質疑があり、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上であります。

- O議長(金井とも子君) 続いて、社会文教委員会について委員長より報告を願います。 宮下社会文教委員長。
- **〇社会文教委員長(宮下壽章君)** それでは、社会文教委員会に付託されました審査報告を行います。

青木村議会議長金井とも子殿。社会文教委員長宮下壽章。

本委員会に付託の事件につき審査の結果、次のとおりでございますので、会議規則第74条 の規定により御報告いたします。

議案第1号 令和2年度青木村一般会計決算の認定について、社会文教委員会関係の部分

につきまして御報告します。

教育委員会関係においては、コロナ禍にける保育所や児童センターの状況、休校中の児童・生徒の状況、学校行事の実施状況、GIGAスクールタブレットパソコンの利用状況や効果について、体育施設、図書館、五島慶太未来創造館、美術館等の利用状況について質疑応答がなされました。

住民福祉課関係においては、戸籍関係業務、放課後デイサービスたんとキッズあおきの利用状況や老人保護措置費の内容について、また、ごみの不法投棄の状況、し尿処理施設の負担金、地域包括支援センター費の備品購入についての質疑応答がなされました。

給付金の公平・平等・速やかな業務や早期のワクチン接種の実施、休校時におけるタブレットパソコンの利活用や学校 I C T環境整備がされ、引き続くコロナ禍の中、村民の健康、福祉並びに教育に寄与し、適切に予算執行されたとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第2号です。令和2年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について、 国保税1人当たり調定額の推移、国保税収納率、特定健診・保健指導、人間ドックの受診率 向上策などについて質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第4号です。令和2年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

基金積立金や介護予防事業の開催状況について質疑応答がされ、討論なく、全員賛成にて 原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第5号です。令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について でございます。

質疑討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教委員会からの報告といたします。

○議長(金井とも子君) ありがとうございました。

◎報告第1号の質疑

〇議長(金井とも子君) それでは、9月8日の議会開会日にお配りした議事日程に沿って進

めてまいります。

報告第1号 健全化判断比率について質疑のみを行います。 質疑はありますでしょうか。

[発言する声なし]

○議長(金井とも子君) なしでよろしいですね。

報告第1号 健全化判断比率についての質疑を終了します。

◎報告第2号の質疑

○議長(金井とも子君) 続いて、報告第2号 資金不足比率について質疑を行います。 質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 報告号2号 資金不足比率についての質疑を終了します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第1号 令和2年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

松澤議員。

○6番(松澤正登君) それでは、私から賛成の立場で討論を行います。

歳入総額38億5,930万9,000円、予算現額に対する決算額の比率は99.9%でしたが、橋梁 点検、長寿命化計画策定業務等繰越明許費に伴う未収入特定財源が見込まれるため、これを 加えると101.3%となり、適正となりました。

自主財源である村税は、新型コロナ感染症等の影響もあり、村税総収入額では1.1%の減になりました。徴収状況は、現年課税分では99.1%で、前年より0.1%増と高い徴収率で、職員の努力に感謝をいたします。

厳しい財政状況の中で、国からの交付金並びに地方債については、財源措置の有利なもの を選択して事業を推進してきたことについて認めます。

なお、税に限らず、保育料、住宅使用料等の滞納者への収納強化を行い、公共性の視点から、滞納の解消に引き続き努力をお願いしたいと思います。

歳出については、支出済額は36億6,084万7,000円で、予算現額に対する執行率は94.8%で、繰越明許費を付け加えると96.9%となり、全体として計画どおりの予算執行がされたと理解いたします。

総務企画課関係では、新型コロナ感染症対策の地方創生臨時交付金で23事業に活用され、 村民の安全・安心と事業や家計への支援など、効果的に取り組まれたことを評価いたします。 また、村営バスの運行につきましても、フルデマンドバスの導入により利用者も増加して おり、効率的な運行がされていることを評価して、今後も、交通弱者への利便性に努力され ることを望みます。

次に、住民福祉課関係では、年度当初から地方創生交付金による特別定額給付金が村民1人当たり10万円、総額4億3,520万円の交付金が速やかに村民に届けられ、100%の給付となりました。また、子育て世帯への臨時特別給付金520万円や、そのほかの給付金についても、公平・平等・速やかにをモットーに給付事業が行われたことは、村長をはじめ職員の皆さんの日夜のたゆまぬ努力によるものと感謝いたします。

また、本年度に入ってからのワクチン接種に当たりましても、昨年度中から258万円の準備予算を確保し、着実、早期に準備を進めたことは、現在の12歳以上の村民ワクチン接種率80%以上の達成に寄与するものであると評価いたします。

一方、コロナ禍の中にあって、計画されていた健康増進事業等の多くの事業が実施できず、 当初予算を大幅に減額した事業も少なからずありました。引き続き、コロナ禍の中、村民の 命、健康を守るための事業をいかに展開すべきか工夫が求められます。

建設農林課関係では、国・県からの交付金、補助金を柔軟に活用して多くの事業が計画的

に執行されました。また、台風19号による災害復旧工事も、予定されていた林業・農地関係、 道路・橋梁関係とも完了を見ました。

商工観光移住課関係では、コロナウイルス感染症対策で、地方創生交付金を活用して商工業者への支援を積極的に進められ、事業の存続の不安解消に努力されたことを評価いたします。また、プレミアム商品券については、村内の消費意欲の喚起、地域の消費の下支えとなったと理解しています。

次に、教育委員会関係では、コロナ禍の中で突然の長期休校要請が出され、対応に苦労した令和元年度の終わりから2年度の初めでした。その経験の中で、一律休校は学校現場になじまない措置であったことが明らかになりました。こうした状況の中で、学びを止めないをうたい文句に、文科省ではなく通産省の指導で急きょ持ち出されたのがGIGAスクール構想でした。この制度に青木村もすぐに対応し、小・中学校に1人1台のタブレットパソコンの導入が図られました。

そのための備品購入費に小学校では1,544万円、中学校ではデジタル教科書も含め1,299 万円が支出されました。有効活用が望まれるところですが、電磁波障害、視力低下、学びの 硬直化など様々な問題を併せ持っていることを認識し、よりよい活用の仕方を探ってほしい と要望いたします。

また、もう一つの大きな対応は、保育園、小学校、中学校の給食費無料化でした。青木保育園、小学校に通わない同年代のお子さんも含めての措置でした。保護者からは大変に好評であり、子育て中のお子様を励ます、お孫さんを励ます施策であったと評価いたします。

以上から、歳出全体を通して当初計画どおりの事業執行に努力されており、コロナウイルス感染症が影響する中、財政運用の効率化・健全化を図り、細心の注意を払い適切に執行された決算と認めます。

以上、賛成討論といたします。

〇議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第1号 令和2年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定 されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第2号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計決算 の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第2号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第3号 令和2年度青木村別荘事業特別会計決算の認 定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔举手全員〕

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第3号 令和2年度青木村別荘事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可 決、認定されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第4号 令和2年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第4号 令和2年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可 決、認定されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第5号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計決 算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔举手全員〕

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第5号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のと おり可決、認定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

〇議長(金井とも子君) 続いて、議案第6号 令和2年度青木村簡易水道事業会計決算の認 定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第6号 令和2年度青木村簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可 決、認定されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第7号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第7号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定については、 原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第8号 押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますでしょうか。

坂井議員。

- ○5番(坂井 弘君) まず1つ目ですが、第1条、職員の服務の宣誓に関する条例中の第3条、「宣誓書に署名」を「宣誓書を提出」に改めるということについてですが、この改め方は、活字印刷による記名を良とするものであるのか、また、電子媒体による提出も可とするのか、その点を教えてください。
- 〇議長(金井とも子君) 小林総務係長。
- 〇総務企画課課長補佐兼総務係長(小林宏記君) お答えします。

1番目の活字でもよいのかという御質問ですけれども、それは可ということでございます。 2番目、電子媒体での提出ということなんですけれども、具体的には辞令を交付するというところで、こちらに入庁するときの手続になりますので、直接、そのときには持参いただくというような形になろうかと思います。

以上です。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 2点目の質問です。

この提出されました4つの条例以外に、署名押印を求める条例にはまだほかにどんなものが残っているのか、また、そのほかに署名押印を求める要綱とか規則というのが多々あるわけですが、こちらの改定はどのように進めるのか教えてください。

〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。

〇総務企画課長(片田幸男君) お答えいたします。

押印を求めるものについての条例については、こちらの4件のみでございます。そのほか、ほとんどが規則ですとか要綱等で様式あるいは押印を求めているものが多いわけでございますが、規則で押印を求めている手続につきましては、198のうち169について押印の廃止、また、様式変更で署名または記名押印としたものが22ございました。

また、要綱で押印を求めている手続についてですけれども、118のうち97について押印を廃止、また、様式変更として署名または記名押印としたものが13、それから、そのほかで押印を求めている手続につきましては83ございまして、そのうち44について押印を廃止、様式変更については押印または記名押印としたものがそのうち18ございました。

全てで399の手続がございまして、そのうち310について押印を廃止、様式変更を行うものが53ということで、いずれも令和3年10月1日施行ということで手続を進めているところでございます。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 分かりました。ありがとうございました。
- ○議長(金井とも子君) ほかに何か質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第8号 押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例については 原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第9号 青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例 についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第9号 青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための固定 資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りま す。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

O議長(金井とも子君) 続いて、議案第11号 監査委員の選任についてを議題とし、提案説明を求めます。

北村村長。

- **〇村長(北村政夫君)** 議案第11号 監査委員の選任についてでございますが、これは人事案件でございますので、暫時休憩をいただきまして、別室にての説明をさせていただきますようお願いいたします。
- ○議長(金井とも子君) ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは議員控室へお願いいたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時55分

○議長(金井とも子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局より議案第11号の資料の配付をお願いします。

[資料配付]

- ○議長(金井とも子君) 北村村長、説明をお願いします。
- **〇村長(北村政夫君)** 議案第11号 監査委員の選任についてをお願いいたします。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意をお願いいたします。

記。住所、青木村大字田沢610番地、氏名、内藤賢二さん、生年月日、昭和22年5月10日 生まれ。

令和3年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(金井とも子君) 本案について質疑を行います。

質疑ありますでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第11号 監査委員の選任については原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを

議題とし、提案説明を求めます。

なお、議案第12号の協議については、先ほどの議案第11号の協議を別室で行った際に併せて終了しておりますので、事務局より資料の配付をお願いします。

[資料配付]

- ○議長(金井とも子君) 北村村長、説明をお願いします。
- **〇村長(北村政夫君)** 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてをお願いいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条3項の規 定によりまして議会の同意をお願いいたします。

記。

1人目でございます。住所、青木村大字夫神100番地—4、氏名、川本秀文さん、生年月日、昭和26年9月23日生まれでございます。

2人目の方でございます。住所、青木村大字沓掛256番地—1、氏名、多田晴子さん、生年月日、昭和32年3月17日生まれ。

令和3年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(金井とも子君) 本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、 提案説明を求めます。

この案件も別室で協議が済んでおりますので、事務局より資料の配付をお願いします。

[資料配付]

- ○議長(金井とも子君) 北村村長、説明をお願いします。
- **〇村長(北村政夫君)** 議案第13号 教育委員会委員の任命についてをお願いいたします。 下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第2項の規定によりまして議会の同意をお願いいたします。

記。住所、青木村大字村松556番地、氏名、片田章偉、生年月日、昭和23年10月20日。

令和3年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(金井とも子君) 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔举手全員〕

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、議案第14号 令和3年度青木村一般会計補正予算について を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますでしょうか。

居鶴議員。

○10番(居鶴貞美君) それでは、9ページの農林水産業費、農地費の関係でお聞きをいた します。

12の委託料、調査設計委託料についてお聞きをいたします。こちらの関係は、当郷地区ため池同時決壊ハザードマップ作成委託料ということでありますが、このため池についてですが、当郷に現在3か所あるんですが、この3か所でまずよろしいでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 稲垣建設農林課長。
- **〇建設農林課長(稲垣和美君)** お見込みのとおりでございます。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) この関係につきましては、青木村ため池ハザードマップというのが 既に配付されております。それで、当郷では今申し上げたとおり、管社池と中原池、塩之入 池がございます。同時決壊ということですので、管社から中原、塩之入池が同時にというこ とですよね。そういうことでよろしいでしょうか。
- 〇議長(金井とも子君) 稲垣建設農林課長。
- **〇建設農林課長(稲垣和美君)** おっしゃるとおりでございます。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) この場所を見ますと、管社池というのは子檀嶺岳の麓にあります。 それで、中原池というのは、御存じの方おありかと思いますが、公民館から右手のほうにあ るんです。塩之入池は御存じだと思うんですが、同時決壊というのが、その想定で今お作り になっているというふうに思うんですが、ここに、もう一つお聞きしたいんですが、村松地 区に高山池というのがあるんですね。お配りいただいたものでは。高山池というのは今回の この中には含まれていないということでよろしいのかどうかお聞きしたいと、こういうこと

なんです。

- 〇議長(金井とも子君) 稲垣建設農林課長。
- **〇建設農林課長(稲垣和美君)** 今回の補正計上の中に高山池は含めてございません。 以上です。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) このハザードマップ関係もかなり配付されています。大変御苦労さまですというようなことなんですが、村民の方たちも、このほかじゃなくてもう数件ありますよね、こういう関係で、ため池だけではなくて。非常に御苦労さまですということなんですが、またいずれまとめてというか、そういうものもできるならば御検討いたきたいと。私のところだでけでも、数枚、こういう関係が来ているんですね。

それで、それぞれ村民の方、住民の方、お手元に置いてあるんですが、意識がちょっと薄れることもあるのかなと思いましたので、それでお聞きしました。

- ○議長(金井とも子君) 答弁よろしいですか。
- ○10番(居鶴貞美君) はい。
- ○議長(金井とも子君) ほかにありますか。
 坂井議員。
- **〇5番(坂井 弘君)** 2点質問をさせてください。

1点目ですが、今、居鶴議員から御質問がございました件に関連した質問でございます。 この3池同時決壊のハザードマップの作成については、従来、単独決壊というものは出て いたけれども、同時決壊した場合はどうなんだということが、区民から不安の声が寄せられ ていて、それに伴って、ぜひこのハザードマップ、同時決壊を想定したものを作ってほしい ということを要請する中で、今回、その要望を実現していただいた課題であるというふうに 理解をしております。大変ありがとうございました。

質問ですが、このハザードマップ、いつ頃に出来上がり、そしてどのように配付されるのか、配付範囲はどこまでなのか、その点を教えてください。

- 〇議長(金井とも子君) 稲垣建設農林課長。
- ○建設農林課長(稲垣和美君) こらにつきましては、3池の現在持っているデータを改めて 業者委託をすることによって、シミュレーションソフト、これは、農水省のほうも監修して いるソフトがあって、そちらを使ってシミュレーションを作成します。

時期は、年内中には何とかデータの作成はしたいと思っております。その後、印刷をして、

配付するエリアにつきましては、当郷地区、殿戸地区の区民の皆様に配付することを想定しています。また、併せてホームページ等でもアップして、住民の皆様に周知をさせていただきたいというふうに考えてございます。ですので、実際の配付時期は年明けになろうかというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- O5番(坂井 弘君) ありがとうございました。

もう一点、質問よろしいでしょうか。

別の点ですが、11、12ページです。教育費に関わって質問いたします。

項5保健体育費、目2体育施設費、その需用費、修繕料という中で108万円計上してございますが、そのうちの一つとして、総合グラウンドの時計の修繕というふうに承りました。 この時計修繕に関わる費用はどれくらいだったでしょうか。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 古い時計を撤去する費用と新しい時計を新設する費用で、合わせて 20万8,000円であります。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) この時計、いつから壊れていたんでしょう。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 壊れた時期はちょっと分からないんですが、度々、住民の方から時計が狂っているというふうに言われまして、教育委員会でそのたびに直しに行っていたんです。ところが、直してもまた狂っているという話がありましたので、これはもういよいよ駄目だというふうに判断いたしました。
- 〇議長(金井とも子君) 坂井議員。
- **〇5番(坂井 弘君)** 分かりました。

かなり以前から止まってしまっていて、時計を見て慌てるなんというふうな声が時々届いていたんですが、なぜ早い時期に修理していただけなかったのかななんて思ったんですが、 修理してあったんだけれども、とうとう駄目ということなんですね。了解いたしました。ありがとうございました。

○議長(金井とも子君) ほかに質疑ある方。

宮下議員。

- ○8番(宮下壽章君) 9ページ、10ページの上のほう、地方創生臨時交付金の部分ですけれ ども、支援金のところで850万、御説明いただいたんですが、もう一度、申し訳ないですが 御説明いただければありがたいです。お願いします。
- 〇議長(金井とも子君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長(片田幸男君) 850万円の内訳でございますけれども、事業者に対する支援金というこうことで、長野県の事業の分として370万円、それから村事業分として360万円、それから農業者への支援分として120万円、合わせて850万円ということで計上させていただいております。
- 〇議長(金井とも子君) 宮下議員。
- **〇8番(宮下壽章君)** 農業者の分で120万ですか、これはどういう皆さんのところへ行く分ですか。
- 〇議長(金井とも子君) 稲垣建設農林課長。
- ○建設農林課長(稲垣和美君) 農業者の応援金120万円の内訳について御説明申し上げます。 こちら、主たる収入が農業収入の方に対して、農業で生計を維持している方を応援したい という思いから、今回、提案をさせていただいている内容でございます。

具体的に対象となっている方につきましては、この10月1日時点で住民登録されている方、 あるいは法人の事業所を有する方ということで、もう少し具体的な内容としましては、令和 元年中もしくは令和2年中に農業収入がありまして、確定申告または住民税申告のいずれか を行っている方というのがまず大前提になります。

その上で、主たる収入というのが農業収入であって、かつ令和元年または令和2年の農業収入が50万円以上、または経営耕地面積が30アール以上の方としまして、給付金の申請の時点で営農を行っている方を対象にして、お一人当たり1回限りの交付で3万円を交付するということで、約40名の方がいらっしゃるのではないかということで120万円を計上させていただいたという内容でございます。

以上です。

- ○8番(宮下壽章君) はい、分かりました。
- 〇議長(金井とも子君) ほかに何か。

沓掛議員。

○9番(沓掛計三君) 9ページ、10ページの徴税費ですけれど、住民税の還付金が1,200万ほど出ているのと、その下に県の徴収事務委託料が一般財源と振替がかかっていますけれど

も、この額かなり大きい額なんですけれども、もう一度御説明をちょっと願えますか。

- 〇議長(金井とも子君) 増田住民税係長。
- 〇税務会計課住民税係長(増田憲寛君) お答えします。

こちらの関係ですが、株式等の譲渡所得割が1,196万円ほど、法人住民税が4件で37万2,000円ほど、個人住民税が2件で4万4,000円ほどという内容になっております。

- **〇9番(沓掛計三君)** 県民税の委託料が増えている、同時に している……
- O議長(金井とも子君) 委託料が増えている件ですね。もう一回。 増田住民税係長。
- ○税務会計課住民税係長(増田憲寛君) 県民税の委託料が増えている要因につきましては、 今申し上げた株式の譲渡所得割の関係で、そのうち約4割が県より入ってくるというものです。
- 〇議長(金井とも子君) 沓掛議員。
- ○9番(沓掛計三君) そうすると、これ、委託料で入ってくるということですか。
- 〇議長(金井とも子君) 増田住民税係長。
- ○税務会計課住民税係長(増田憲寛君) 委託料ではなくて委託金ということで入ってきます。
- ○9番(沓掛計三君) はい、分かりました。
- ○議長(金井とも子君) ほかに何か。
 居鶴議員。
- **〇10番(居鶴貞美君)** 1点お聞きをいたします。

11ページ、12ページの教育費の中学校費になりますが、負担金補助及び交付金の中の補助金、通学費補助金、御説明ではバスの2名とお聞きをしました。そこでお聞きをいたしますが、当初の予算にはありませんでしたが、途中からということだろうと思いますが、その2名についての御説明をいただきたいと思います。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 中学生は6キロ以上のところから通っているお子さんと、それから、 障害があって保護者が希望した場合と、そういうことで2名が該当ということで、今回、お 願いするところであります。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- ○10番(居鶴貞美君) 今この関係もお聞きをしたかったんですが、通学距離が6キロと、 今こういう御説明です。それで、小学校の場合は、決算によりますと通学費補助金をいただ

いている方が15名、決算にありますよね。それで、今年度当初になくて今ここで2名という ことの計上がなされて、今の御説明だと6キロメートル以上、障害者の方というお話でした んですが、今のどちらかに該当するかなというふうに思って、そうすると、なぜこの予算の ときに出なかったのかというのがちょっと不自然に感じたんです。

これについては、今、教育長の御説明で6キロと障害ということがあったので、その後ということでなかなか説明もあれかなと思うんですが、要は、距離6キロメートル以上が対象ですよね。それで、6キロメートル以上かあるいは障害者の方かというふうな形をお聞きしてもいいのかどうかあれなんですが、いずれにしてもどちらかの事情ですよね。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 6キロメートル以上が1名、それから、障害があってバスに乗せてほしいという保護者からの要請が1名、その2名でございます。
- 〇議長(金井とも子君) 居鶴議員。
- **〇10番(居鶴貞美君)** こだわるようなんですが、なぜ予算のときに出てこなかったのかということだったんですが、その点については今回は結構です。

それで、この補助金についてですが、これはいろいろ、各自治体によってみたり扶助費であったりとか、青木村の場合は教育振興費ということで計上しているんですが、自治体によっては、調べると、中学校の場合はおおむね教育振興費に当たっているようですし、小学校の場合は学校管理費とかいろいろ分かれているようなんですが、それで、この補助については全額なのか。今4万6,000円ということは、単純にいくと2万3,000円のお二人かなというふうに思うんですが、これは全額なのかあるいは一部なのか、この点についてお聞きをいたします。

- 〇議長(金井とも子君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) この2名については全額だと承知しております。
- **〇10番(居鶴貞美君)** はい、分かりました。
- 〇議長(金井とも子君) ほかに御質問ありますか。 松澤議員。
- ○6番(松澤正登君) 1点だけお願いいたします。

11、12ページで、土木費で土木総務費委託料がございます。その中にハザードマップ作成委託料とございます。これは、滝川ダムの決壊等のために作成するものだと。この辺の目的というか、どんな内容が想定されて、このハザードマップを作成されている方向性という

か、そういうのをちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(金井とも子君) 稲垣建設農林課長。
- ○建設農林課長(稲垣和美君) こちら滝川ダム、砂防ダムにつきましては、県によりまして おおむね5年に1回、定期的な点検が行われておりまして、問題がないという報告をいただ いておりますけれども、ただ、地元の下奈良本区のほうから、区長会としての要望事項の中 で、滝川ダムが決壊したハザードマップの作成をぜひお願いしたいという強い要望をいただ いて、このたび、補正計上させていただいたということでございます。
- 〇議長(金井とも子君) 松澤議員。
- ○6番(松澤正登君) しっかりひとつ作成をよろしくお願いいたします。
- ○議長(金井とも子君) ほかに。
 宮入議員。
- ○4番(宮入隆通君) 9ページ、10ページの先ほどの地方創生臨時交付金事業費の支援金の ほうなんですが、事業者向けのほうの県の370万、村の360万、それぞれ何か目的別とか、 飲食とか宿泊業務系とかいろいろあるのかもしれないですけれども、何か特定のものなのか、 どういった条件で出されるのかとか、そういったものが決まっていましたらお願いします。
- 〇議長(金井とも子君) 花見商工観光移住課長。
- ○参事兼商工観光移住課長(花見陽一君) 今回、同じ地方創生の事業の中でございますが、 一点は、安心の制度の県のほうの事業で進めております「信州の安心なお店」に加盟をして いただいている方、もしくは加盟をしていただける方について、県の事業に伴って370万円 分を計上しております。この県のほうの事業につきましては、近頃ありましたコロナウイル ス特別警報II、レベル5を発出した市町村を対象にした交付金が来ますので、それを基に、 「信州の安心なお店」の登録をされている人を対象として交付金を配賦したいというふうに 考えております。

またもう一点、先ほど言いました360万円につきましては、県のほうでやっております「新型コロナ対策推進宣言」を宣言されている事業主を対象として交付金を配付したいということで、また、県のほうの370万円につきましては1事業所当たり10万円、信州「新型コロナ対策推進宣言」につきましては3万円を事業所に配付したいというふうに計画しております。

○議長(金井とも子君) ほかに何かありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第14号 令和3年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

〇議長(金井とも子君) 続いて、議案第15号 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算 についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第15号 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

〇議長(金井とも子君) 続いて、議案第16号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

議案第16号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔举手全員〕

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

議案第16号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長(金井とも子君) 続いて、発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方 税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは議員控室へ移動願います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時52分

○議長(金井とも子君) 会議を再開いたします。

発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について質疑を行います。

[発言する声なし]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

- O議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。
 - 坂井議員。
- ○5番(坂井 弘君) 昨年9月議会においても、本発議と同様の議案、新型コロナウイルス 感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案が審議 されたところであります。

昨年の意見書案では、本年の意見書の項目2に記載されたところの、本来、国庫補助金等により対応すべきものとの記載が、本来、国庫補助金によりとされており疑問が残ることから、私は、継続審議とする動議を出しましたが、受け入れられなかったため、やむなく意見書に反対の立場を取ったところでございます。

しかしながら、本年の意見書案では、ここに「等」が入ることにより、国庫補助金以外に も地方創生臨時交付金など様々な交付金等の対応も含まれるというようなことが明確にされ たというふうに思うところです。

したがいまして、新型コロナで苦しむ国民にとっては税の軽減策はさらに続けられるべき ものと思うわけですが、ただいま申し上げたように、それに代わる対応策がより明確に提起 されたということから、地方税財源の確保の観点から本年の意見書については賛成の立場を 取りたいと思います。

○議長(金井とも子君) ほかに賛成討論ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(金井とも子君) 討論終結。

発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔举手全員〕

〇議長(金井とも子君) 全員賛成。

発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

- ○議長(金井とも子君) 続いて、陳情第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情についてを議題とし、質疑を行います。
- ○議長(金井とも子君) 質疑ありますか。

[発言する声なし]

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

O議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番(坂井 弘君) 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳 情について、賛成の立場で討論いたします。

水害、土砂災害、地震、火山爆発等で行方不明者が発生した場合、私たちは何日も、時に は何年も捜索に当たります。時間の経過とともに亡くなっていることが当然予想されながら も、それでも捜索を続けます。遺体を家族の元に返したい、安らかな冥福を祈りたいという 人道上の観点から行われる行為であります。

沖縄戦戦没者の眠る土地を掘り起こし海に投棄することは、これと全く真逆の行為と言わなければなりません。手をつけてはならない戦没者の遺骨が眠る土地を辺野古新基地建設の埋立工事に使用する理由は、安価に提供できるという、その1点のみです。経済効率だけで人道上の観点がないがしろにされることは断じて許されません。

辺野古新基地建設は、その地盤の緩さから、建設が事実上不可能であることが明らかになっています。建設不可能な基地の建設は即刻中止すべきものと考えます。しかしながら、本陳情は、基地建設に賛成の方も含め、人道上の観点から賛成できる内容であることを申し添え、賛成意見とします。

○議長(金井とも子君) ほかに賛成討論ありますでしょうか。

[発言する声なし]

〇議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

〇議長(金井とも子君) 賛成少数。

陳情第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情については、原案のとおり不採択とすることに決定しました。

◎陳情第2号の質疑、討論、採決

- ○議長(金井とも子君) 続いて、陳情第2号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS 処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情についてを議題とし、質疑を行います。
- 〇議長(金井とも子君) 質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長(金井とも子君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長(金井とも子君) 賛成の方の討論を許します。 坂井議員。

○5番(坂井 弘君) トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

私ごとでありますが、福島で暮らす友人が海産物を送ってきました。盆・暮れでもないのにどうしたのかと問うと、おまえのところに海産物を送ることができるのも、これが最後になるかもしれないと言うのです。政府が放射能汚染処理水の海洋放出を閣議決定して間もないときのことでした。福島の悲痛な叫びを聞いた思いがいたしました。地震、原発事故、海洋汚染から10年、ようやく立ち直り始めた福島に、またしても、政府は許されないむちを加えました。

一方で、福島は完全にコントロールされているとうそぶき、復興五輪をうたい文句にした 東京五輪、現実は全くかけ離れていたことは誰の目にも明らかです。原発の安全神話はもろ くも崩れ去りました。放射性物質の処理水が安全だという新たな神話をまた生み出すのでし ょうか。安全性技術が確立されるまで海洋放出せず、陸上保管を継続するべきだと考えます。 海のない長野県でも安心・安全な海産物を食すことができるよう、海のある福島県に連帯 し、本陳情の賛成意見とします。

○議長(金井とも子君) ほかに賛成討論ありますでしょうか。

[発言する声なし]

〇議長(金井とも子君) 討論終結、採決を行います。

陳情第2号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

[挙手少数]

〇議長(金井とも子君) 賛成少数。

陳情第2号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情については不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(金井とも子君) お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金井とも子君) 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回青木村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時02分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和三年 第三回〔九月〕定例会 令

和三年

第三回〔

九

月〕定例会

青

木

村

議

会

会

議

録

青 木 村 議 会 会 議

録